



川崎市循環型社会形成推進計画

-ごみから資源へ、未来へつなぐ資源循環-

令和8(2026)年3月

世界では、気候変動や資源制約への対応として、**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が大きな潮流**となっています。国内でも、令和6(2024)年に**循環経済への移行を国家戦略として位置づける**など、脱炭素化や資源循環をめぐる社会環境は大きく変化しています。

本市は、平成2(1990)年の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者の皆さまと力を合わせ、分別収集や3Rを進め、1人1日あたりのごみ排出量が政令市で最少となるなどの成果を上げてきました。こうした成果を踏まえ、**一般廃棄物と産業廃棄物の枠を越えた素材・製品別の高度リサイクルを促進し、市内の環境技術・環境産業を活かしながら、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現**を目指します。

さらに、2050年の将来像として、地域で資源が循環し、循環経済及び脱炭素に貢献するまちの姿を示しました。**一人ひとりの日々の行動が未来を変え、連携の輪が循環を加速させます。**市民・事業者の皆さまとともに力を合わせ、よりよい環境を次の世代へつないでいきましょう。



令和8(2026)年3月 川崎市長 **福田紀彦**

Contents

序章	・・・・・・・・P5～
・計画策定の目的、計画策定のポイント、計画の構成、計画の位置づけ、計画期間	
第1編 基本計画（2026-2037） -----	・・・・・・・・P13～
第1章 現状と課題	・・・・・・・・P14～
第2章 基本理念・基本方針	・・・・・・・・P38～
第3章 目標	・・・・・・・・P43～
第4章 基本施策・施策	・・・・・・・・P47～
第5章 推進体制・進捗管理	・・・・・・・・P64～
Column	・・・・・・・・P70～
資料編	・・・・・・・・P77～
第2編 第1期行動計画（2026-2029） -----	・・・・・・・・P116～
第1章 目標	・・・・・・・・P117～
第2章 施策体系	・・・・・・・・P119～
第3章 重点	・・・・・・・・P121～
第4章 具体的事業	・・・・・・・・P130～

Column

- 01 「ごみ非常事態」宣言
- 02 川崎市のココがスゴイ！
- 03 プラや合成繊維を燃やすと多量の温室効果ガスが発生
- 04 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の温室効果ガス排出量目標
- 05 サーキュラーエコノミー(循環経済)ってなに
- 06 SDGs(持続可能な開発目標)とは
- 07 リチウムイオン電池の火災
- 08 ネイチャーポジティブとは
- 09 “買わない”も立派なエコアクション
- 10 なぜ食品ロス対策が必要なの
- 11 持続可能なまちの実現に向けて、一人ひとりができること

資料編 (第1編 基本計画の補足資料)

- ・ ごみ・資源物処理の流れ、ごみ処理費用等の状況、ごみ組成、市民・事業者の声など

序章

CONTENTS

- 1 計画策定の目的
- 2 計画策定のポイント
- 3 計画の構成
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間

序章

1 計画策定の目的



コラムP70 Click!
ごみ非常事態宣言

本市では、平成2（1990）年6月の「ごみ非常事態宣言」以降、分別収集の拡大や3Rの推進など、市民・事業者と一体となってリサイクル型社会システムの構築に取り組み、着実に成果を上げてきました。一方、**国では、令和6（2024）年に循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置づけるなど、脱炭素化や資源循環をめぐる社会環境は大きく変化**しています。

こうした状況を踏まえ、**一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず、素材・製品別の高度なリサイクルの促進や、市民・事業者と協働した施策の一層の推進**を図るため、**本市の特性や強みを活かした一体的な計画**として、本計画を策定するものです。

また、高い環境技術を有するリサイクル施設や製造事業者が市内に集積しており、こうした地域資源を活かし、本市と事業者等の連携により市内外への資源循環の促進が可能となります。

1 計画策定の目的

なお、策定にあたっては、市長から環境審議会に対して、基本計画の考え方を諮問し、審議の過程において国の動向や技術の進展などを踏まえた議論を行い、令和7（2025）年11月11日に環境審議会から答申をいただきました。併せて、審議と並行して進めてきた庁内部署との調整結果も踏まえ、計画として取りまとめました。

（参考）略語の使用一覧

- ・ 川崎市循環型社会形成推進計画 ⇒ 計画
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ⇒ 廃掃法

2 計画策定のポイント

Point 1 2050年のあるべき姿（目指す世界観）の明確化 [> 詳しくはP41へ](#)

循環経済、脱炭素化の視点など様々なアプローチで世界観を具体化しました。

Point 2 一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した資源循環

循環経済への移行に向けて、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず素材・製品別に高度リサイクルの促進が重要です。

Point 3 効果が高い具体的な事業を「重点」として設定 [> 詳しくはP121へ](#)

今後12年間で重要なポイントである循環経済・資源循環、脱炭素、安全・安心に関する特に効果が高い具体的事業を「重点」として行動計画に設定しました。

3 計画の構成

計画は、「基本計画」、「行動計画」の2層構造とします。

「川崎市循環型社会形成推進計画」の構成

基本計画（中長期的な目指すべき方向）12年間

現状と課題（第1章）

本市の現状、世界や国内の動向、社会状況の変化等を整理

基本理念・基本方針（第2章）

2050年を見据えた将来像を基本理念として示し、実現に向けた取組の方向性を「3つの基本方針」として位置づけ、2050年の世界観をイメージ化

目標（第3章）

2050年を見据えた目標を設定

基本施策・施策（第4章）

市民や事業者、行政の取組を促進するための施策を位置づけ

推進体制・進捗管理（第5章）

既存の推進体制に加え、課題やテーマに応じた推進体制を設置し推進



行動計画（具体的事業）4年間

基本計画を踏まえ、具体的な事業を位置づけ

4 計画の位置づけ

計画は、「川崎市総合計画」及び「川崎市環境基本計画」等の上位計画や関連計画等との整合を図りながら総合的・一体的に推進していきます。

また、今回の計画策定に合わせて、「**食品ロス削減推進計画**」を新たに位置付けるとともに、「**一般廃棄物処理基本計画（ごみ・し尿等）**」と「**産業廃棄物処理指導計画**」を統合し、計画名称を「川崎市循環型社会形成推進計画」に改めます。各取組を本計画に位置付け、一体的に対策を進めていきます。

（食品ロス削減推進計画）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」により、地方公共団体の策定が努力義務とされており、本計画に新たに位置付けることにより、取組の推進を図ります。

○記載概要：本計画P25やP90以降に現状や課題を整理するとともに、P55の基本施策Ⅲ「ごみの減量化・資源化促進」等に方向性を示し、取組は具体的事業の中に位置付け推進します。

（産業廃棄物処理指導計画）

循環経済への移行に向けて、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず素材・製品別に高度リサイクルの促進が重要なため、これまで独自に計画を策定してきた産業廃棄物処理指導計画は、本計画の施策等に位置付ける形で整理し、事業者との連携強化などの取組の推進を図ります。

○記載概要：本計画P30以降に現状や課題を整理するとともに、P44に新たな目標を掲げ、P49の基本施策Ⅰ「循環経済への移行」やP61の基本施策Ⅴ「健康で快適な生活環境づくり」等に方向性を示し、取組は具体的事業の中に位置付け推進します。

4 計画の位置づけ

関係法令

- ・環境基本法
- ・循環型社会形成推進基本法
 - ・廃棄物処理法
 - ・資源有効利用促進法
 - ・食品ロス削減推進法
 - ・プラスチック資源循環促進法
 - ・再資源化事業等高度化法
 - ・個別リサイクル法

国の計画等

- ・環境基本計画
- ・循環型社会形成推進基本計画
- ・廃棄物処理施設整備計画 等

川崎市総合計画
行財政改革プログラム

川崎市環境基本計画

川崎市循環型社会形成推進計画^{※1}

関連分野の計画・方針等

- ・川崎港長期構想
- ・川崎カーボンニュートラルコンビナート構想
- ・川崎市環境教育・学習アクションプログラム
- ・かわさき健康づくり・食育プラン 等

整合

整合

環境分野の計画等

- ・廃棄物処理施設の中長期的な整備構想
- ・川崎市災害廃棄物等処理実施計画
- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- ・川崎市大気・水環境計画
- ・川崎市緑の基本計画
- ・生物多様性かわさき戦略 等

※1 「川崎市循環型社会形成推進計画」は
「一般廃棄物処理基本計画^{※2}・行動計画」
「産業廃棄物処理指導計画」を統合
「食品ロス削減推進計画」を新たに位置付け

※2 廃掃法第6条第1項の規定に基づく計画

5 計画期間

- ① **基本計画**は、令和 8 (2026)年度から令和19(2037)年度までの**12年間**
- ② **行動計画**は、令和 8 (2026)年度から令和11(2029)年度までの**4年間**



図 計画期間

基本計画及び行動計画は、川崎市総合計画及び川崎市総合計画第4期実施計画と整合を図り12年間と4年間の期間とし、その後、社会経済情勢を踏まえ、行動計画は概ね4年程度を目途に、基本計画や行動計画の進捗状況等を踏まえて策定します。



第**1**編

基本計画

第1章

現状と課題

CONTENTS

- 1 現行計画の総括
- 2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）
- 3 し尿等処理の現状（一般廃棄物）
- 4 ごみ処理の現状（産業廃棄物）
- 5 世界や国内の動向

第1章 現状と課題

1 現行計画の総括

(1) 現行計画の概要（一般廃棄物処理基本計画）

基本理念	地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして	
計画期間	2016～2025年度	
計画目標	① 1人1日ごみ排出量10%削減(998g→898g※1)	
	② ごみ焼却量 4万t削減 (37万t→33万t)	※1 2022.3に見直し898g→872g



主な取組（計画期間中の新たな取組）

- ・ 2017年度 事業系搬入手数料の改定
- ・ 2018年度 災害廃棄物等処理実施計画の策定
- ・ 2019年度 生活環境事業所を統廃合し5→4生活環境事業所体制へと移行
- ・ 2020年度 一時多量ごみの制度開始
- ・ 2021年度 大規模集合住宅など一部地域における普通ごみ収集運搬業務委託化
- ・ 2022年度 資源物等の持ち去り禁止に関する条例施行
- ・ 2023年度 粗大ごみ処理手数料の改定
- ・ 2024年度 廃棄物発電等を活用した地域エネルギー会社を介して公共施設に電力供給開始
- ・ 2024年度 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収開始(川崎区から先行開始)

1 現行計画の総括

(2) 現行計画の概要（産業廃棄物処理指導計画）

基本理念	脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現
計画期間	2022～2025年度
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 排出量2,500千トン ② 再生利用率32% ③ 廃プラスチック類の再生利用率71% ④ 最終処分量43千トン



主な取組

- ・ 2022年度 廃プラスチック類高度リサイクル施設の設置許可（脆化施設）
- ・ 2022年度 市民向け広報資料「知っておきたい産廃のこと」発行
- ・ 2022年度 産業廃棄物の処理に関するBCP作成ガイドライン策定
- ・ 2022年度 産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の処理に係る事業者協議
- ・ 2023年度 廃プラスチック類（衣類）回収・処理技術の開発促進に向けた試験研究
- ・ 2023年度 事業者と連携したアクリルパネルのアップサイクル実証
- ・ 2024年度 廃プラスチック類高度リサイクル施設の設置許可（選別施設）
- ・ 2024年度 海洋プラスチックごみ回収・処理技術の開発促進に向けた試験研究

1 現行計画の総括

(3) 現行計画の目標の達成状況

一般廃棄物処理基本計画（2014～2025）

目標項目	基準年度 (2014年度)	実績 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成状況 (2024年度時点)
1人1日あたりのごみ 排出量	998 g	793 g	872 g	達成
ごみ焼却量	37.0万t	31.5万t	33.0万t	達成

産業廃棄物処理指導計画（2022～2025）

目標項目	基準年度 (2019年度)	実績 (2023年度)	目標値 (2025年度)	達成状況 (2023年度時点)
排出量	2,556千t	2,483千t	2,500千t	達成
再生利用率	32%	34%	32%	達成
廃プラスチック類再生利用率	58%	71%	71%	達成
最終処分量	68千t	56千t	43千t	未達成

※産業廃棄物は2023年度実績が最新値

1 現行計画の総括

(4) 現行計画の評価

一般廃棄物については「地球環境にやさしい持続可能なまち」の実現をめざして市民・事業者・行政の協働のもと、循環型の廃棄物処理に向けて取組を進めた結果、**ごみの減量化・資源化は進み、現行計画で掲げた目標を前倒しで達成**しました。

また、**廃棄物埋立処分場**についても、当初は令和10(2028)年度で満杯になる状態でしたが、令和35(2053)年度まで**延命化**しています。

産業廃棄物については、適正処理等を推進した結果、現行計画で掲げた目標のうち、**排出量、再生利用率、廃プラスチック類再生利用率**は令和5(2023)年度で**達成**、**最終処分量**は目標には達成していないものの、**減少傾向の見込み**です。

さらに、「資源循環」「低炭素」「自然共生」などの地域活動に取り組む市民や事業者等との情報共有・連携を進めた結果、地域全体で環境意識の向上や協働の取組が広がり、持続可能なまちづくりに向けて進展しつつある状況です。

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（1）ごみ総排出量

- 本市の人口は平成29(2017)年に150万人を超え、人口が増加していく中でも、3R（リデュース、リユース、リサイクル）施策の取組を市民・事業者と協働で進めていくことにより、**ごみ総排出量（資源化量+ごみ焼却量）は減少**しています。

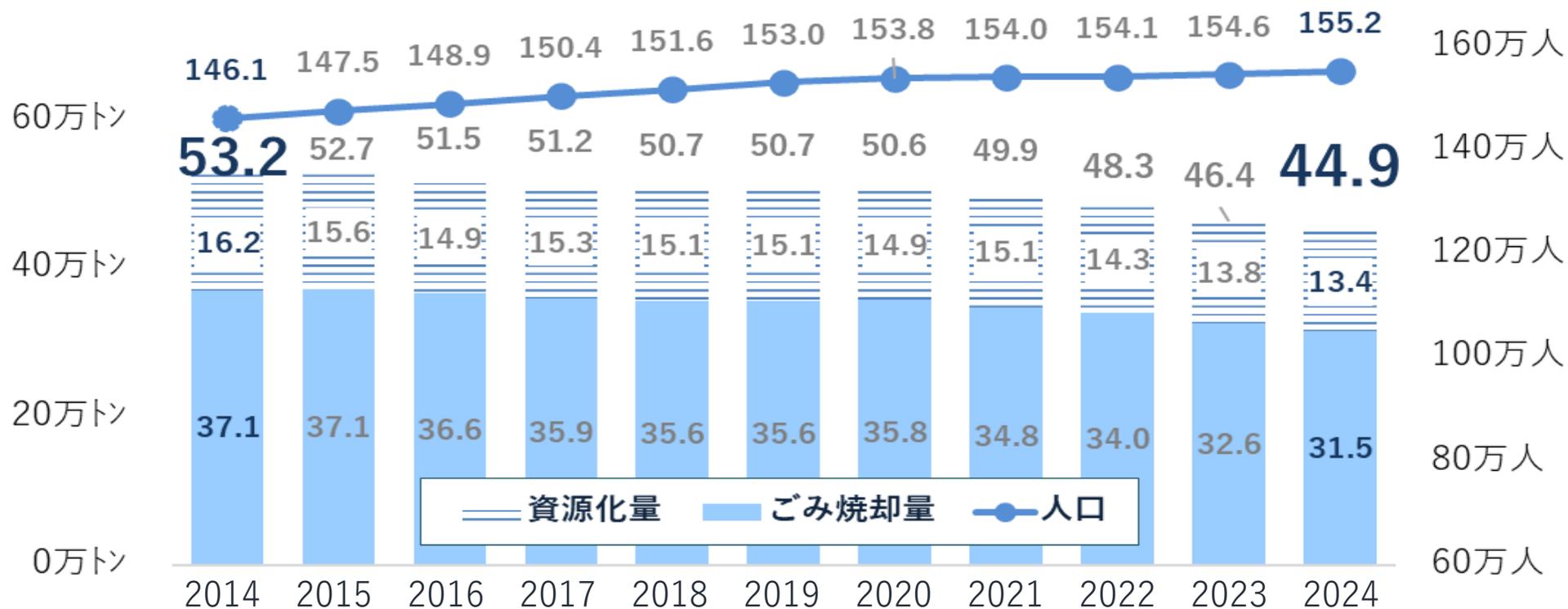


図 ごみの総排出量と人口の推移

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（3）各資源物の分別率

- 空き缶、空きびん、ペットボトルは9割以上の分別率となっている一方、**プラスチック製容器包装は41%、ミックスペーパーは29%**の分別率にとどまっています。

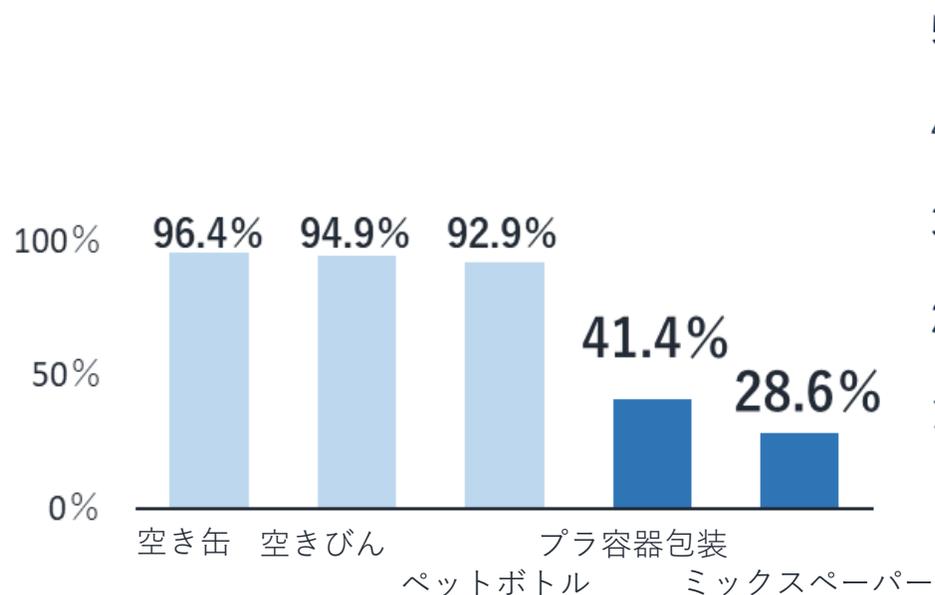


図 各資源物の分別率（2024年度実績）

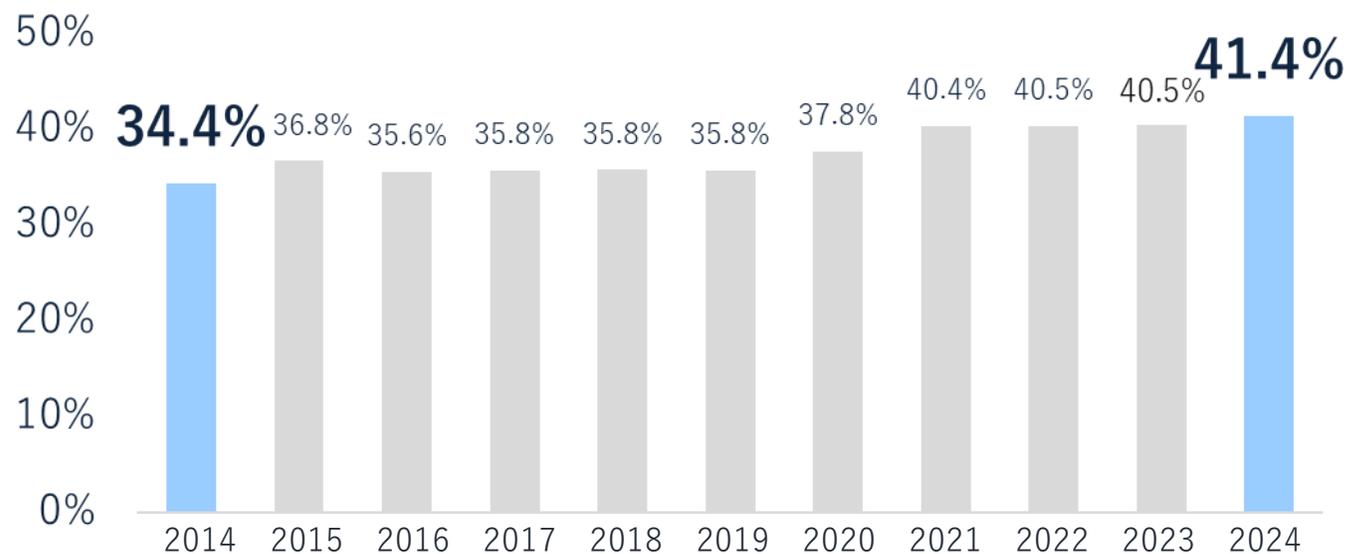


図 プラスチック製容器包装分別率の推移

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（4）ごみ焼却量

- ・ごみ焼却量は減少しており、**現行計画の目標値33万トン**を前倒しで達成しました。

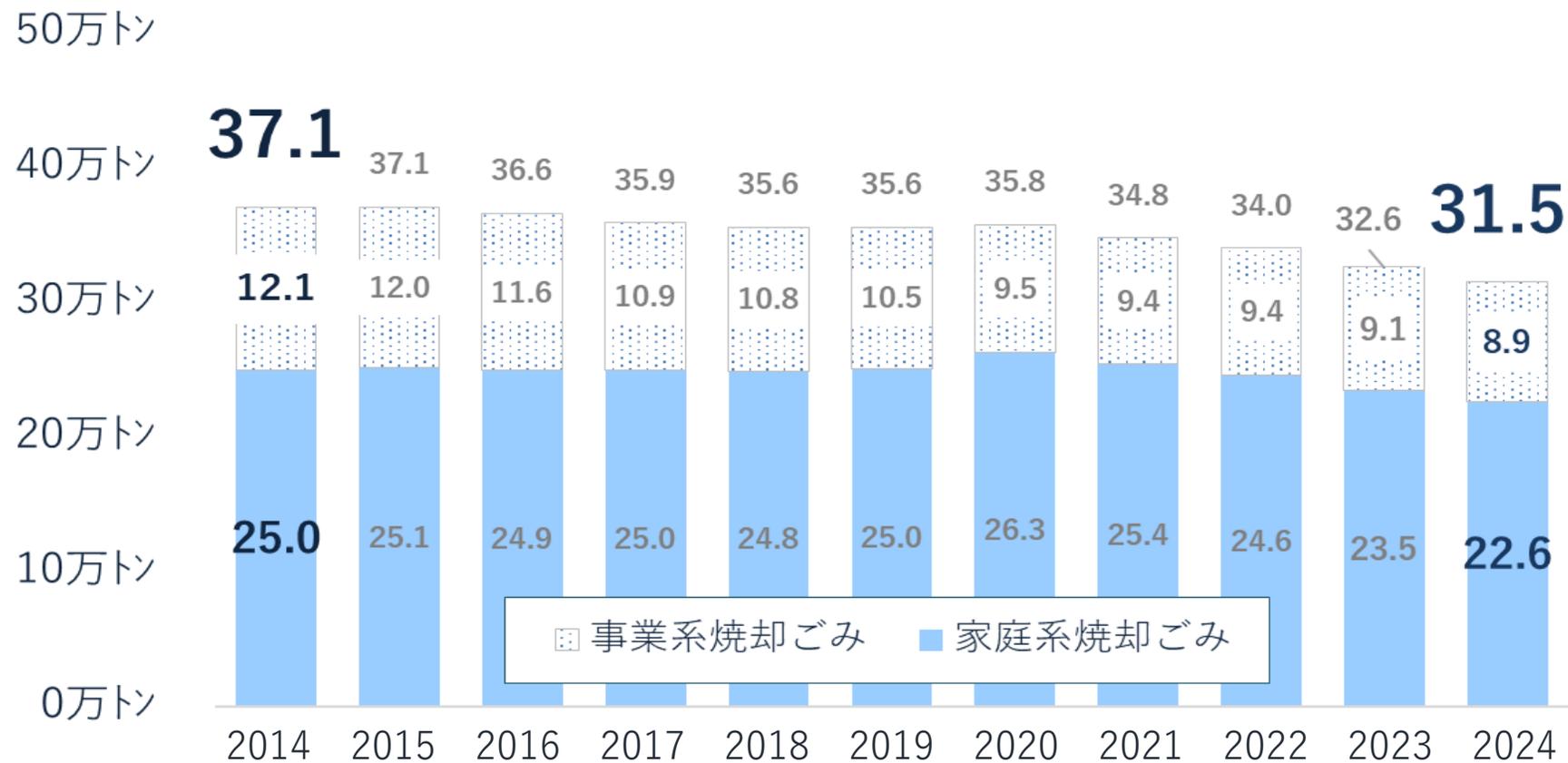


図 ごみ焼却量の推移

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

[≫ 詳しくはP88へ](#)

（5）焼却ごみの組成（家庭系ごみ）

- ・ 全体は減少傾向にある一方、資源化されるべき紙類(ミックスペーパー)が約2.2万t、プラ製容器包装も約2.1万tが焼却されています。
- ・ 紙類（その他）のうち、汚れた紙類や資源集団回収対象となる段ボールは2014年度に比べ増加しています。

表 家庭系焼却ごみ中の組成の推移

焼却の内訳 ※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類（ミックスペーパー対象）	2.6万t	2.6万t	2.4万t	2.1万t	2.1万t	2.1万t	2.2万t	▲0.4万t	▲17%
紙類（その他）※2	3.1万t	4.4万t	4.7万t	4.6万t	4.5万t	4.1万t	4.0万t	0.9万t	30%
プラ（容器包装リサイクル対象）	2.4万t	2.4万t	2.4万t	2.2万t	2.2万t	2.1万t	2.1万t	▲0.3万t	▲14%
プラ（その他）※3	0.8万t	1.5万t	1.6万t	1.6万t	1.4万t	1.4万t	1.4万t	0.6万t	74%
厨芥類	8.2万t	5.7万t	5.9万t	6.2万t	5.7万t	5.4万t	5.0万t	▲3.2万t	▲39%
その他 ※4	7.0万t	7.4万t	8.0万t	7.5万t	7.5万t	7.3万t	6.8万t	▲0.2万t	▲3%
焼却量 ※5	24.2万t	24.1万t	25.1万t	24.2万t	23.4万t	22.4万t	21.5万t	▲2.7万t	▲11%

※1 家庭系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から焼却物を算定

※2 紙類その他：資源集団回収品目（新聞、雑誌、段ボール）、汚れ・匂いのついた紙など

※3 プラその他：ポリ袋、プラ製品

※4 その他：可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ、金属類、ガラス類等

※5 焼却量：粗大可燃分・一時多量ごみ除く

※6 四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

[≫ 詳しくはP89へ](#)

（5）焼却ごみの組成（事業系ごみ）

- ごみ搬入手数料の改定や社会状況の変化、内容審査体制の強化などにより焼却量は減少傾向です。
- 一方、**産業廃棄物のプラスチック類は未だに約1.6万tが市の処理施設へ混入しています。**

表 事業系焼却ごみ中の組成の推移

焼却の内訳※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類	5.4万t	4.1万t	3.7万t	3.4万t	3.5万t	3.7万t	4.2万t	▲1.3万t	▲23%
プラスチック類	2.8万t	2.0万t	1.5万t	1.4万t	1.3万t	1.4万t	1.6万t	▲1.3万t	▲44%
厨芥類	1.9万t	2.2万t	2.0万t	2.3万t	2.5万t	2.0万t	1.4万t	▲0.5万t	▲28%
その他※2	1.9万t	2.3万t	2.4万t	2.3万t	2.2万t	2.0万t	1.8万t	▲0.1万t	▲7%
焼却量	12.1万t	10.5万t	9.5万t	9.4万t	9.4万t	9.1万t	8.9万t	▲3.2万t	▲26%

※1 事業系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から焼却物を算定

※2 その他：紙おむつ、繊維類、草木類、金属類、ガラス類等

※3 四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

[≫ 詳しくはP90へ](#)

（6）本市における食品廃棄物量と食品ロスの状況

- 川崎市推計では、令和6（2024）年度実績で食品ロス量は平成12（2000）年度比で大幅削減（▲70%以上）と考えられますが、引き続き、国の食品ロス削減推進基本方針の目標を踏まえ、更なる減量が必要です。

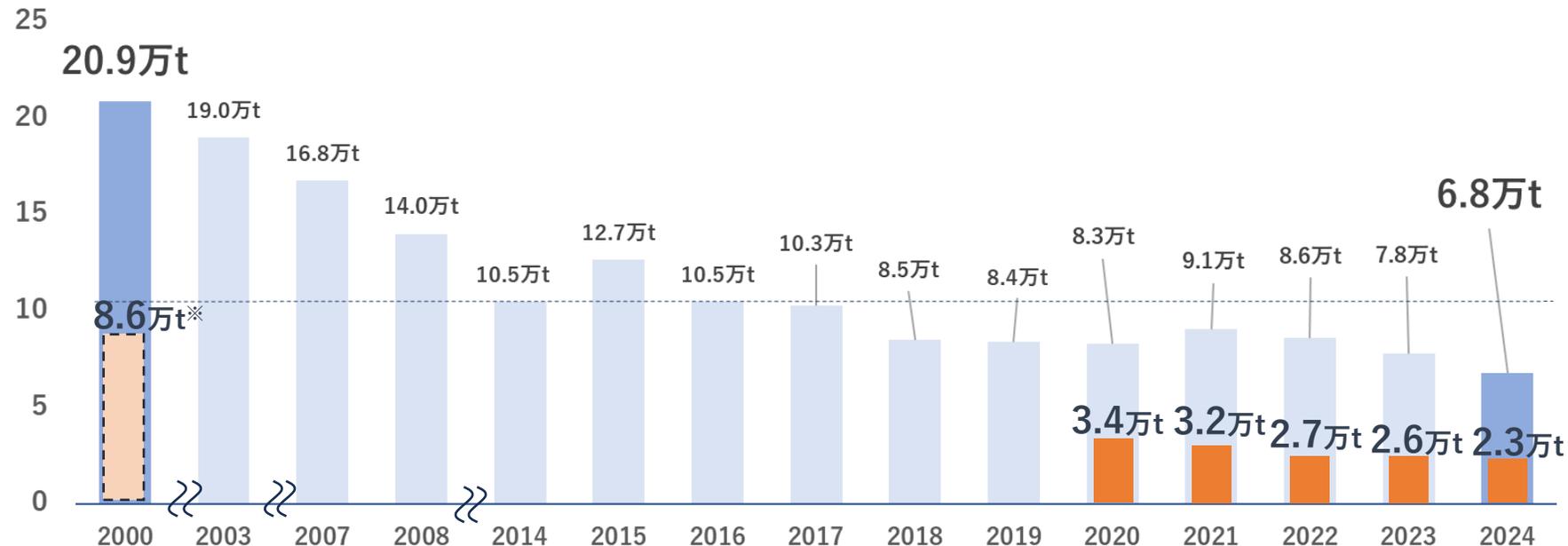


図 川崎市の食品廃棄物量（青）と食品ロス（橙）の推移

食品廃棄物量：焼却ごみ中の厨芥類（家庭系＋事業系）＋一般廃棄物収集運搬業者の申告に基づく厨芥類資源物量
 焼却ごみ中の厨芥類、食品ロス量は、焼却ごみ（家庭系、事業系）の組成（3か年移動加重平均）から算定

食品廃棄物：食品ロス＋調理くず等

食品ロス：直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去

2024年度の内訳：食品ロス量は家庭系が約7割、事業系が約3割。食品廃棄物中の食品ロスは約3割

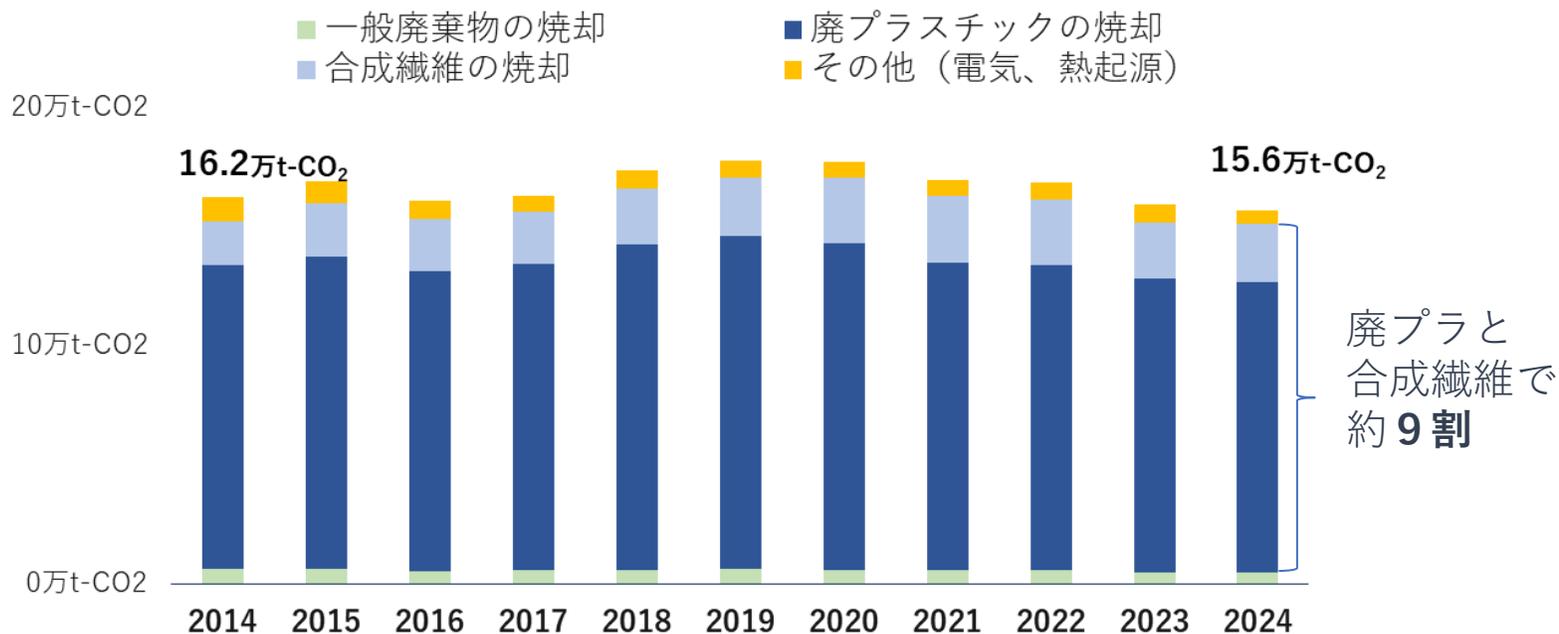
※2000年度の食品ロス量：2019年に食品ロス法の施行に伴い、2020年度から食品ロス量の把握実施のため、2000年度は2020年度の食品ロス量を参考に簡易推計

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

[≫ 詳しくはP93へ](#)

（7）市役所の廃棄物分野における温室効果ガス排出量

- 市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は **9割が廃棄物焼却由来、内訳として、廃プラスチック由来が約8割、合成繊維由来（ポリエステル等）が約1割**です。また、廃棄物焼却に伴う排出量は市事業全体の約4割を占めています。
- 川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、市役所の温室効果ガスを令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)と掲げており、**廃棄物焼却起源は12.1万t-CO₂まで削減※が必要**です。 ※令和6(2024)年度実績：廃棄物焼却起源（一般廃棄物＋廃プラスチック＋合成繊維の焼却）15.1万t-CO₂



[コラムP71 Click!](#)
ごみの温室効果ガス

[コラムP71 Click!](#)
地球温暖化対策推進計画

図 市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（8）埋立処分場

- ・計画当初、浮島2期地区の廃棄物埋立処分場は令和10(2028)年度までを想定していましたが、焼却ごみの減少が進んだことにより、**令和35(2053)年度まで延伸**しています。
- ・令和6(2024)年度末時点で浮島2期廃棄物埋立処分場の埋立容量2,673.5千m³の約55%が埋立てられています。

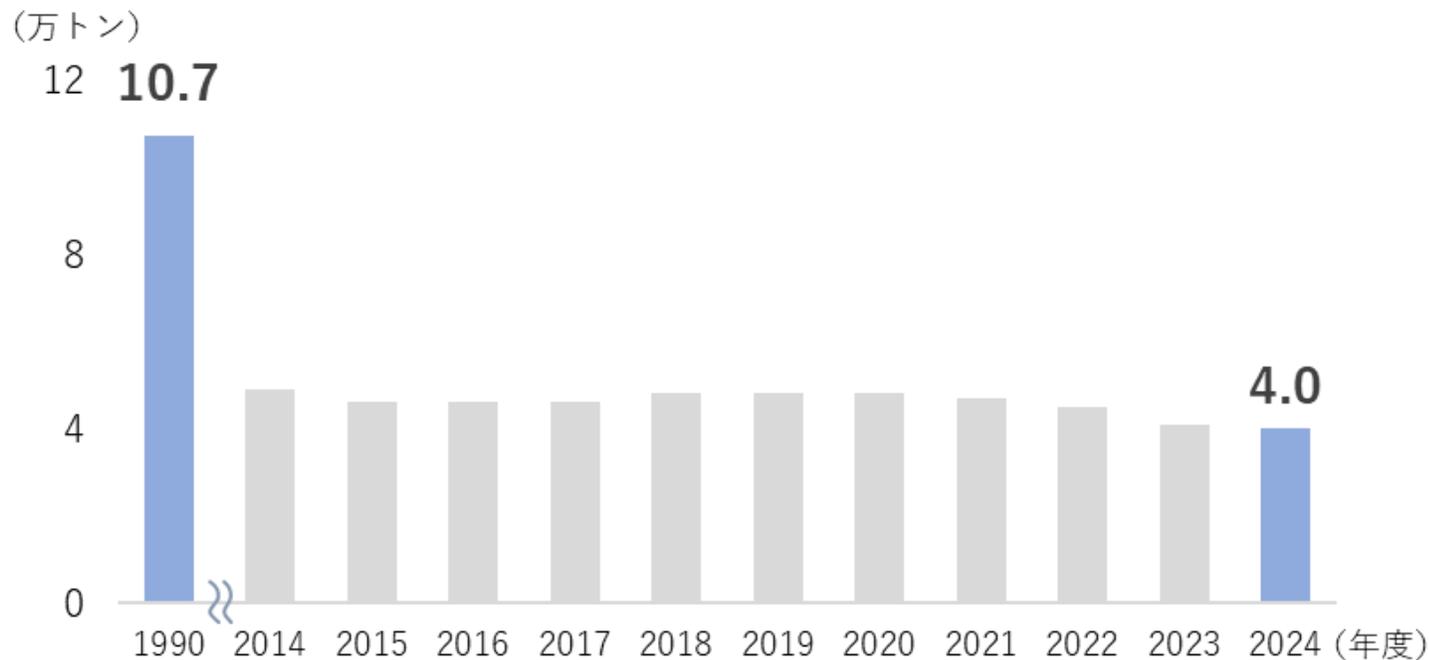


図 ごみ焼却灰等の推移



図 埋立処分場の受入期間等

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

[≫ 詳しくはP84へ](#)

(9) ごみ処理費用

- 資源物やごみの収集運搬業務委託、廃棄物処理施設の運転委託など民間事業者の活用により効果的・効率的な廃棄物処理体制を構築しています。
- 廃棄物処理事業費は140億円程度ですが、人件費や資機材の高騰等により今後増加の可能性があります。

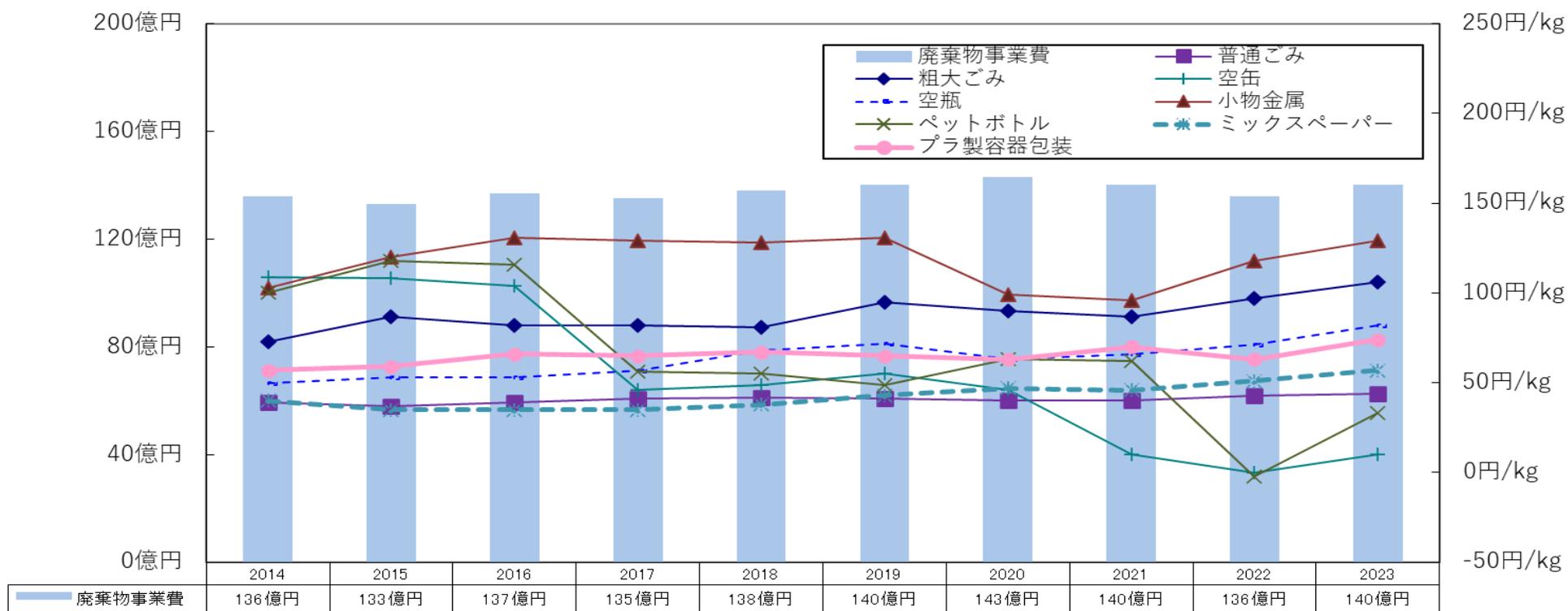


図 品目別処理原価及び廃棄物処理事業費の推移（家庭系ごみ）

3 し尿等処理の現状（一般廃棄物）

[≫ 詳しくはP81へ](#)

し尿収集量等

- ・本市の令和6(2024)年度末の下水道普及率は99.6%です。公共下水道がない地域等において、し尿等の収集処理を実施しており、近年のし尿収集量及び浄化槽等の汚泥収集量は横ばいの状況です。
- ・単独処理浄化槽が約2,500基残っており、**環境に優しい合併処理浄化槽への転換の推進**や**災害用トイレ等のし尿収集運搬**が迅速に行える体制整備を推進します。

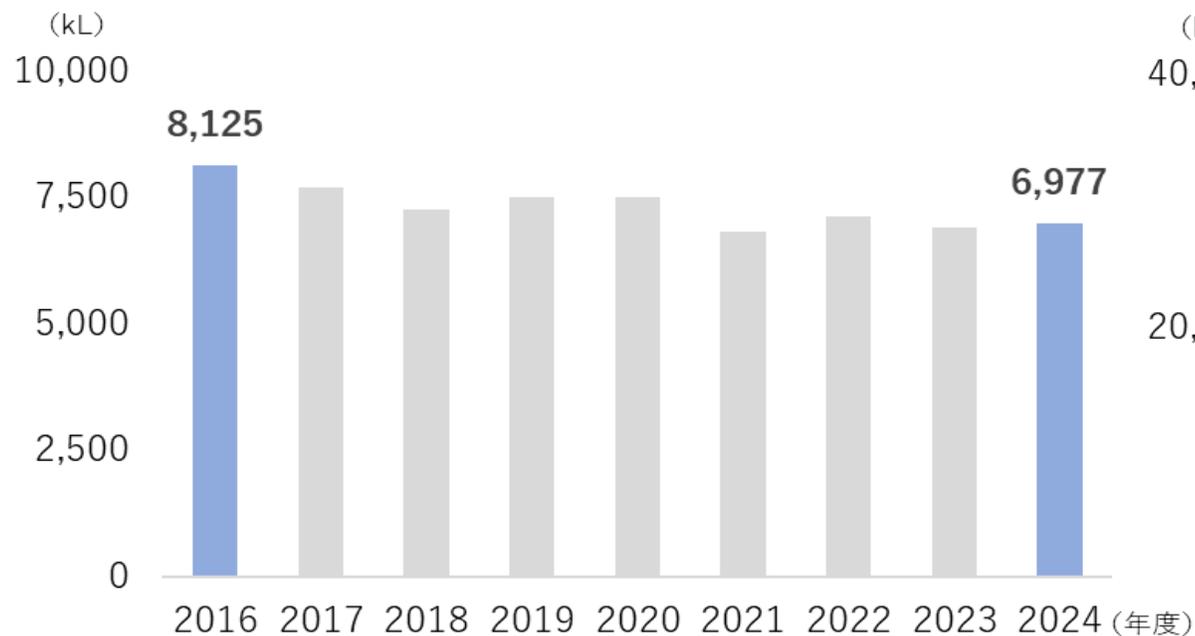


図 し尿収集量の推移

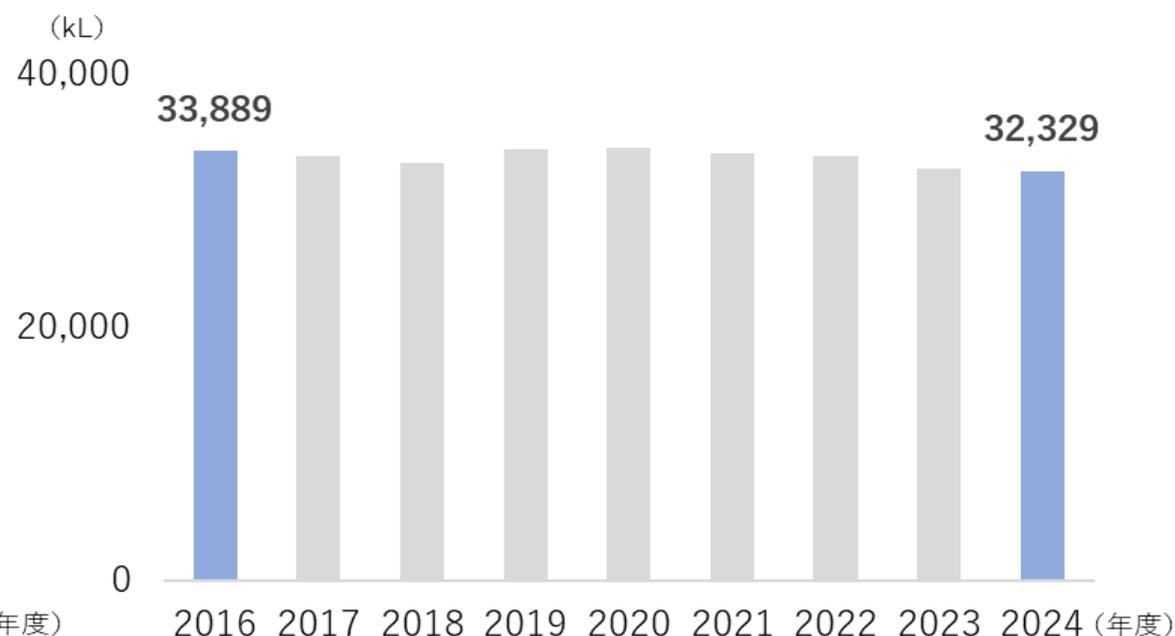


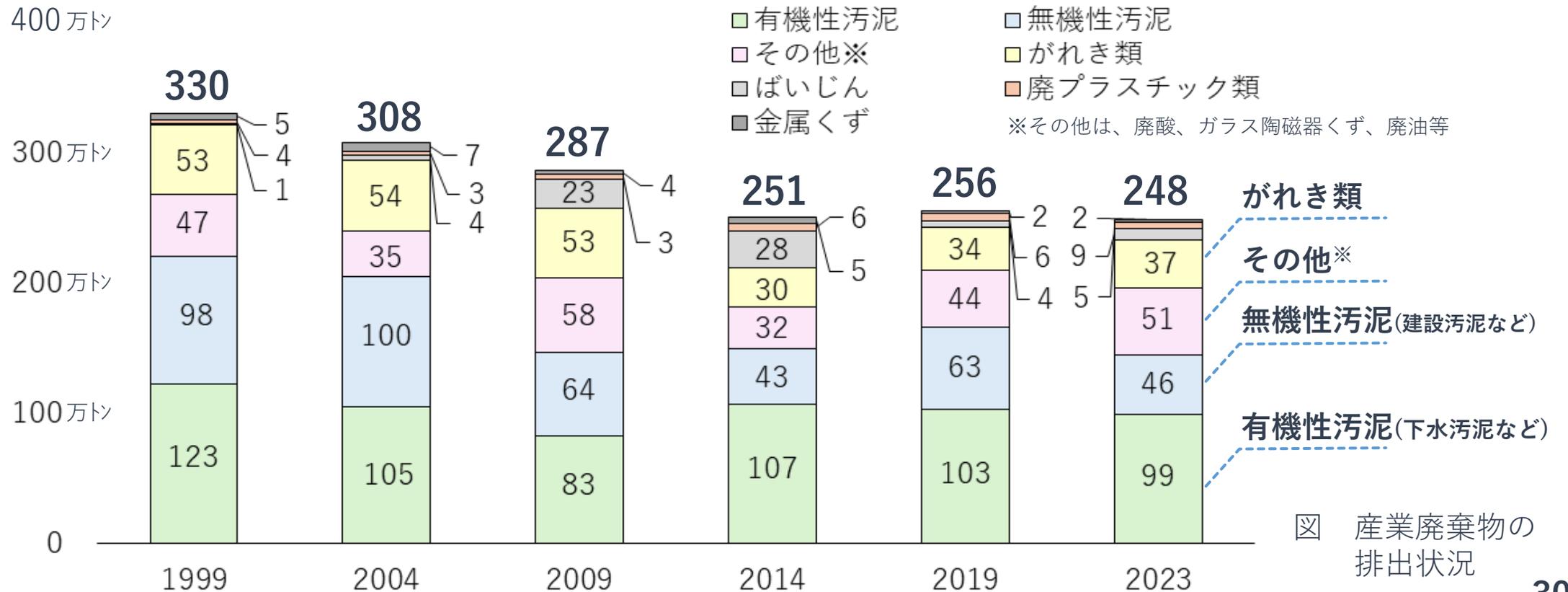
図 浄化槽等汚泥収集量の推移

※浄化槽等：浄化槽、ディスポーザー汚泥、汚水槽

4 ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（1）産業廃棄物の排出量（種類別）

- 産業廃棄物の排出量は各種リサイクル法の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、**長期的には減少傾向**です。
- 汚泥、次いでがれき類の排出量が多い状況**であり、2023年度は**全体の73%**です。



4 ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（1）産業廃棄物の排出量（業種別）

・電気・水道業、建設業、製造業の3業種で全体の95%以上です。

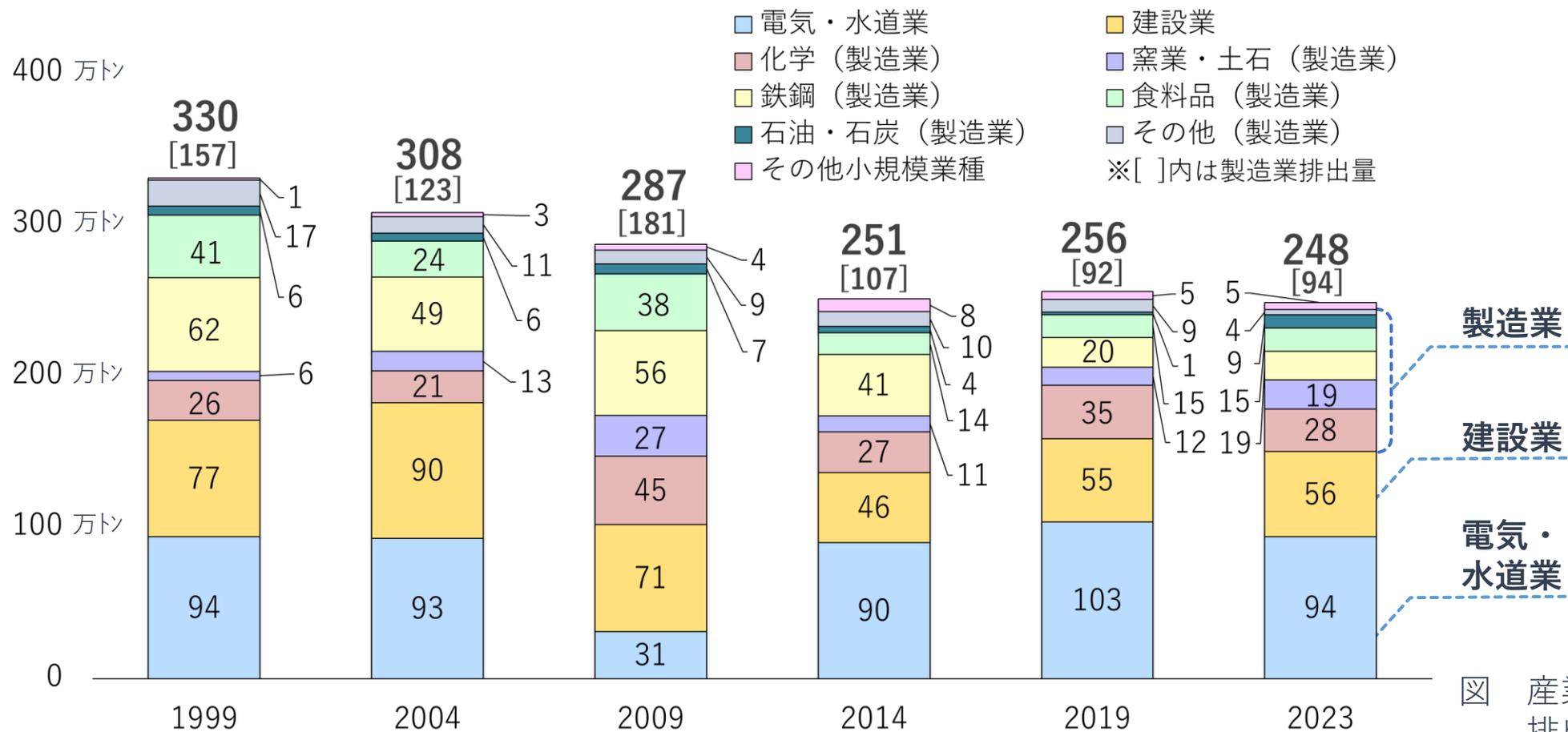
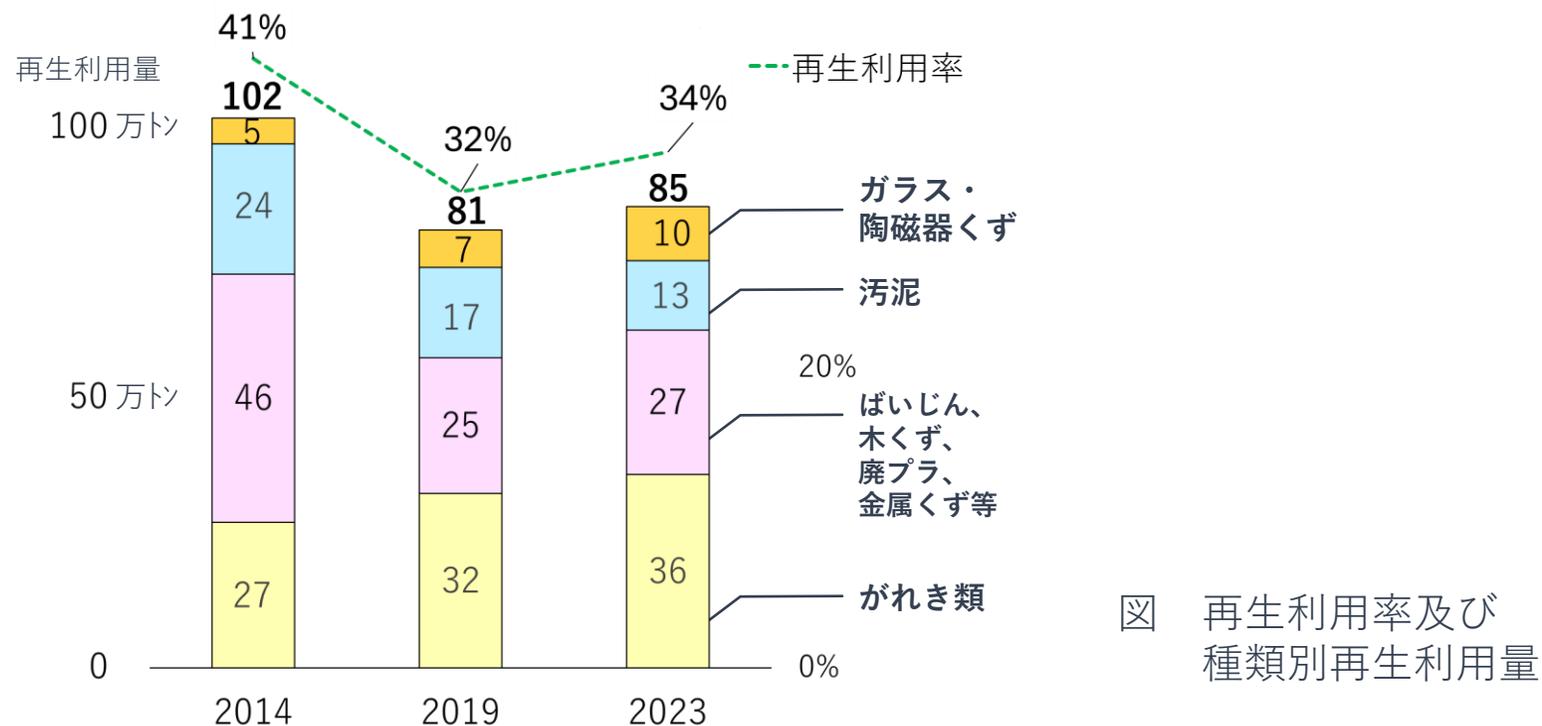


図 産業廃棄物の排出状況

4 ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（2）産業廃棄物の再生利用率

- ・市域では、ビルなどの解体件数の増加に伴って再生利用率が高いがれき類などが増加した一方、産業構造の変化に伴って鉄鋼業からのばいじん等が減少傾向にあることにより、**全体の再生利用率は長期的に低下傾向**にあります。
- ・国においても、全国的に上記の傾向が続くと予想しており、更なる資源循環・循環経済への移行に向けた**素材・製品別に高度なりサイクル体制の整備が必要**としています。



4 ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（3）廃プラスチック類の再生利用率

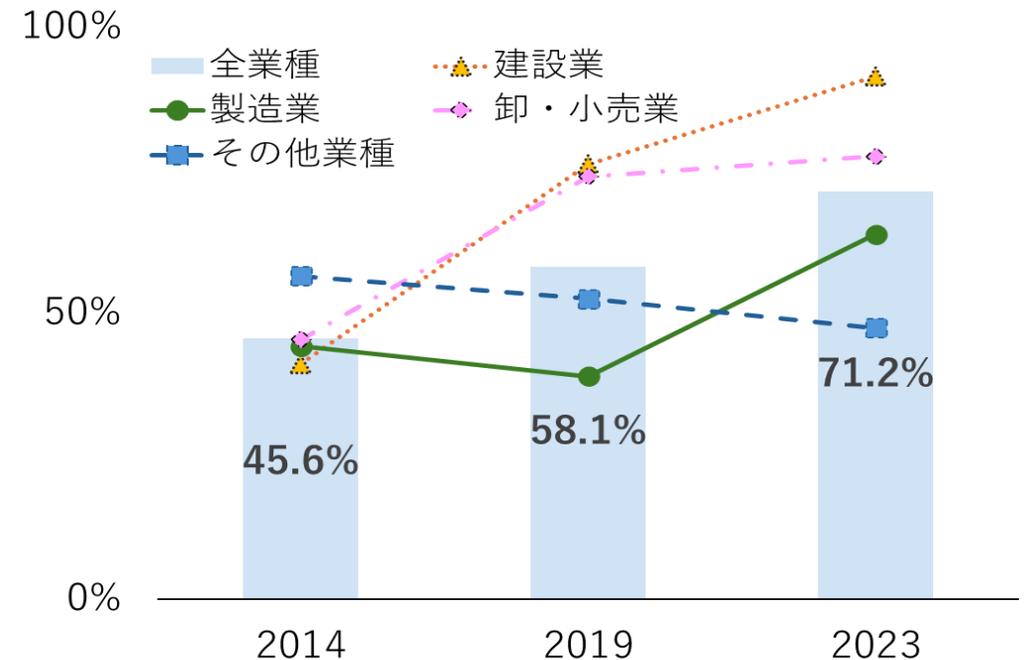
- ・ 廃プラスチック類の排出量の半分以上を占める製造業や建設業における再生利用量が増加傾向にあることから、**廃プラスチック類の再生利用率が上昇しました。**

表 廃プラスチック類の排出量と再生利用量

	万t/年		
	2014	2019	2023
製造業	2.7(1.3)	1.7(0.7)	1.8(1.1)
建設業	1.4(0.6)	1.0(0.8)	1.2(1.1)
卸・小売業	1.0(0.4)	1.0(0.8)	1.3(1.0)
その他業種※	0.6(0.4)	0.6(0.2)	0.7(0.3)
全体	5.7(2.7)	4.3(2.5)	5.0(3.5)

※… 医療・福祉業、宿泊・飲食業、運輸業等
 ()… 廃プラスチック類の再生利用量

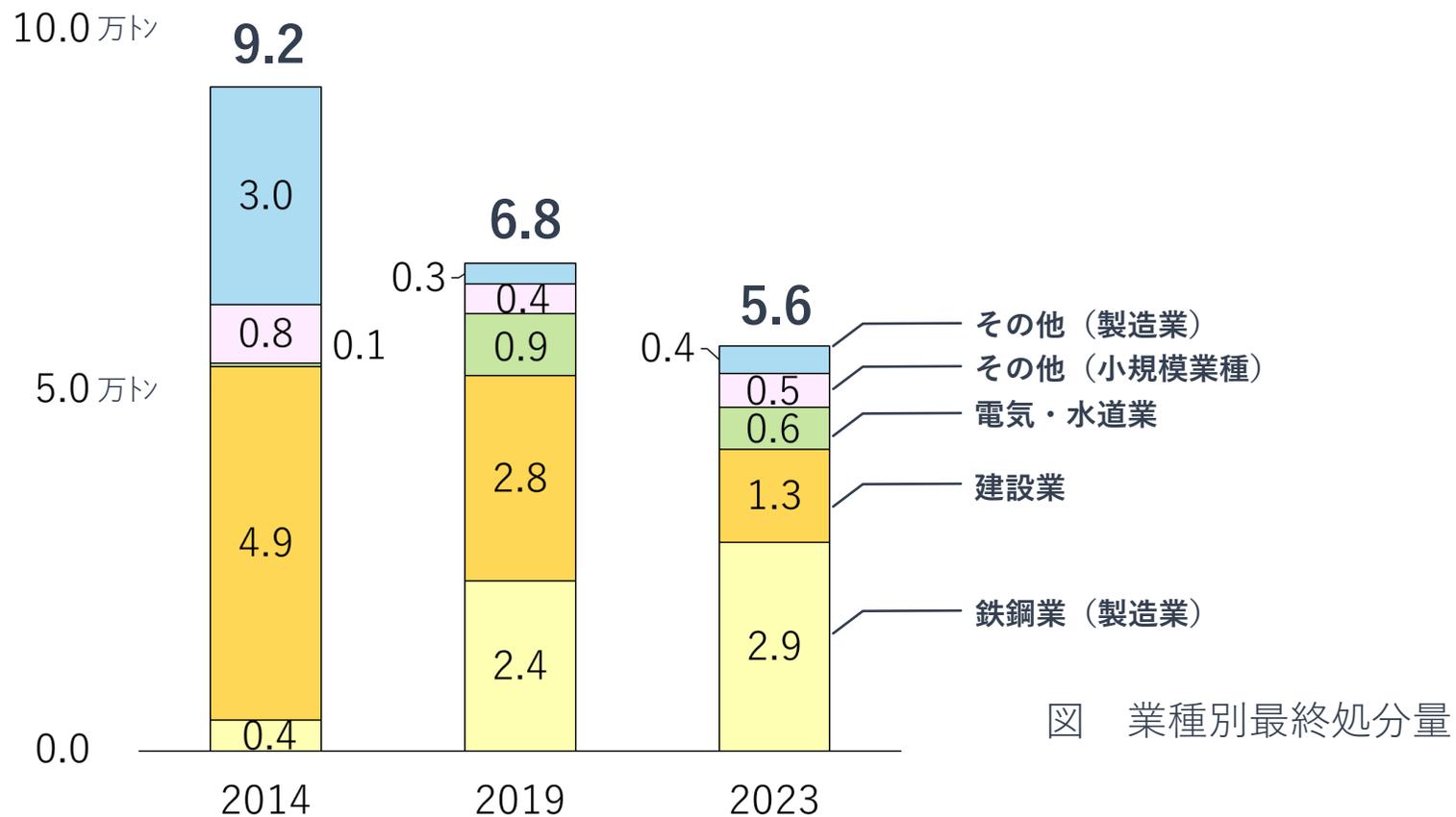
図 廃プラスチック類の再生利用率



4 ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（4）産業廃棄物の最終処分量

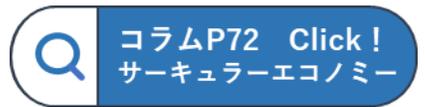
- 鉄鋼業において、解体にともなう再生利用に適さない廃棄物の一時的な増加がみられますが、製造業や建設業で再生利用の増加により最終処分量が減少したことから、**全体の最終処分量は減少**しました。



5 世界や国内の動向

(1) 世界の動向

- ・ 欧州をはじめ様々な国がサーキュラーエコノミーへの転換を政策的に推進しています。
- ・ EUは令和2(2020)年に「サーキュラーエコノミーアクションプラン」を策定し新たな産業や雇用を生み出すための「市場創造型」の国家的発展戦略として位置づけました。



(2) 国の動向

<経済産業省>

- ・ 令和5(2023)年3月「成長志向型の資源自律経済戦略」策定
世界情勢による物資や資源の調達リスクを抑制して、**経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得**につなげる**政策パッケージを明示**しました。

<環境省>

- ・ 令和6(2024)年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
循環経済への移行について社会課題と環境問題を同時解決する**国家戦略として位置付け**、循環経済工程表で示された**素材、製品毎に方向性を明示**しました。
- ・ 同年5月「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布

<政府>

- ・ 令和6(2024)年12月「循環経済への移行加速化パッケージ」発表

5 世界や国内の動向

<政府>

- ・脱炭素化では、令和2(2020)年10月に温室効果ガスの排出を全体として**令和32(2050)年までにゼロ宣言**をしています。
- ・温室効果ガスの削減目標として、平成25(2013)年度比で**令和12(2030)年度に46%削減、令和17(2035)年度に60%削減、令和22(2040)年度に73%削減**を設定しています。

(3) 本市の状況等

<強み>

- ・高い環境技術を有する多種多様なリサイクル施設や製造事業者が集積し、市内外に貢献できる土壌があります。

<資源循環・脱炭素化>

- ・市民、事業者、行政が連携した「かわさきプラスチック循環プロジェクト」など、**100%プラリサイクル都市に向けて資源循環を促進**しています。
- ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、市役所の廃棄物焼却起源は**令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で24%削減を目安設定**しています。

<人口動向>

- ・市内人口の**ピーク値は令和17(2035)年の159万人**であり、その後減少に転じ、令和32(2050)年には154万人になる推計結果で、**高齢化はさらに進展する見込み**です。

5 世界や国内の動向

(4) 社会状況の変化を踏まえた課題



コラムP72 Click!
SDGsとは

脱炭素社会

令和32(2050)年の温室効果ガス排出量実質ゼロやSDGs達成に向けた脱炭素化やプラスチック資源循環等

循環経済への移行

<課題>

SDGsの達成

国では令和32(2050)年までに温室効果ガス排出を全体でゼロを目指しており、市役所の廃棄物分野は9割が廃棄物焼却由来で排出量は横ばいです。

超高齢社会

超高齢社会やデジタル化、生活様式の変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズへの対応

デジタル化

<課題>

超高齢社会や共働き世帯増加等、社会状況の変化に伴い**市民ニーズが多様化**しています。**高齢化率は上昇を続け令和32(2050)年には約3割に達する見込み**です。

災害への対応

ごみの排出実態を見据えた効果的・効率的な収集処理体制や緊急時に備えた対応強化

<課題>

廃棄物処理施設の適切な更新などにより、**安定性・安全性を確保した効果的・効率的な収集・処理体制の推進**や自然災害等の**緊急時に備えた対応の強化**が必要です。

各廃棄物への対応

<課題>

今後も増加が見込まれるリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、海洋プラスチック、紙おむつ等への対策が必要です。



コラムP73 Click!
リチウムイオン電池火災

第2章

基本理念・基本方針

CONTENTS

- 1 基本理念
2050年の世界観（イメージ）
- 2 基本方針

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

2050年を見据えた基本理念を設定

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

【廃棄物行政の近況及び背景】

- ・地球は気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの世界的危機に直面、環境収容力を超えつつあります。
- ・国は、第六次環境基本計画（2024年）において「循環共生型社会」の実現を打ち出すとともに、**第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年）**では「**循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略**」に掲げ、中長期的な方向性を「**ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの同時達成**」、**将来像**を「**循環経済への移行により、循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現した世界**」としています。

【社会状況の変化及び今後の課題】

- ・人口減少への転換・少子高齢化の急速な進行などへの対応とともに、昨今の気候変動の危機的状況を踏まえ、市事業の約4割を占めている廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの削減など、**廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の取組は今後一層重要**となります。



1 基本理念

【本市の強み】

- ・ 多種多様な**環境技術・環境産業が集積**しており、持続可能な社会の構築に取り組んでいる**環境先進都市**です。
- ・ 市民の環境教育・学習活動も活発であり、**1人1日あたりのごみ排出量が政令市で最少**となるなど、大きな成果を達成しています。

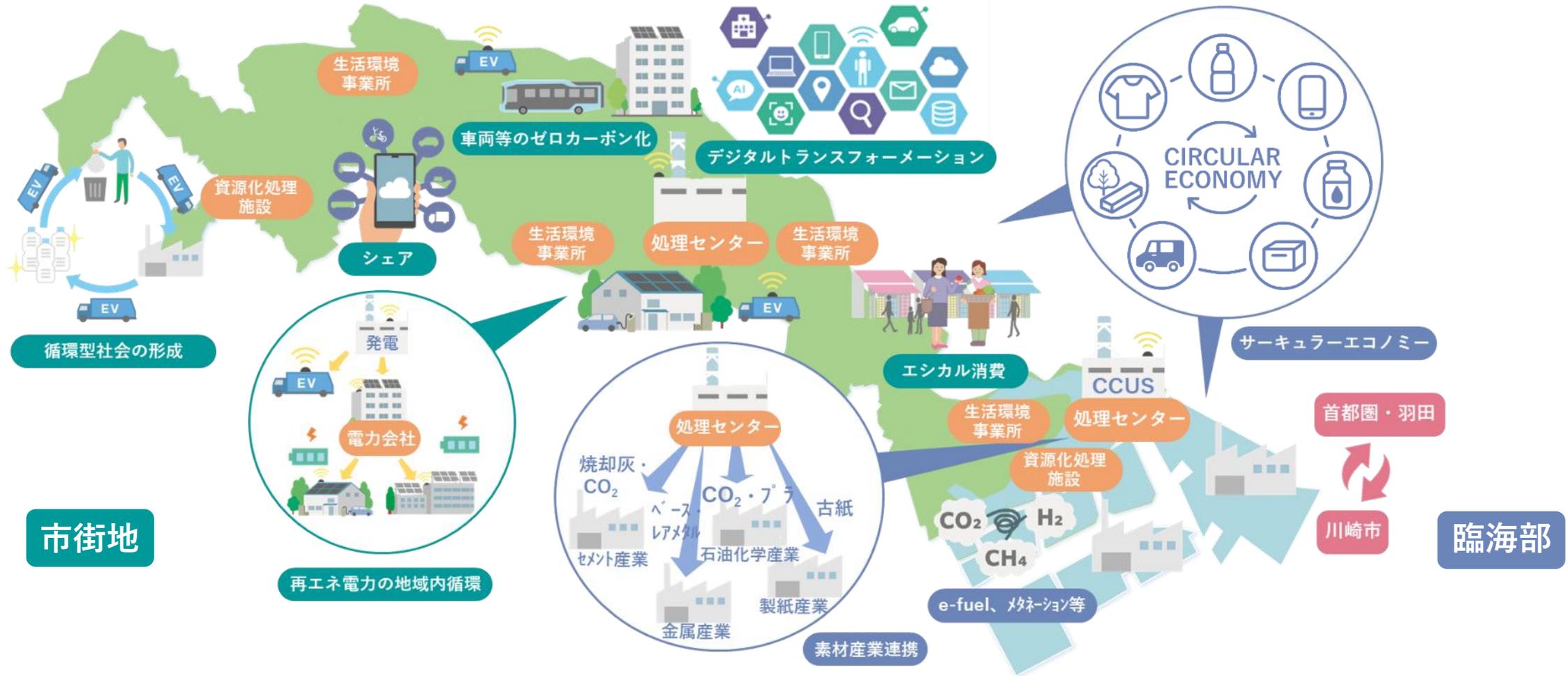


■目指す将来像

- ・ 本市の強みである**環境意識の高い市民・事業者との協働**や高度なりサイクル産業を活用することで、**資源循環・循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、廃棄物焼却量の削減**やCCUSの導入などにより、**温室効果ガス排出量実質ゼロ**を実現
- ・ 災害や少子高齢化等を踏まえた**安全・安心な収集・処理体制**の確立により、**トップランナーとして地球環境にやさしい持続可能なまち**を実現

川崎市の目指す2050年の世界観（イメージ）

» 詳しくはP96へ



・臨海部を中心に、プラスチックの資源循環や炭素循環プラントを導入することで、素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用し、産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大を実現

・市街地では、廃棄物の減量化が徹底的に進み、地域のエネルギーセンターとして最適化された廃棄物処理施設が立地するほか、シェアリングやアップサイクルなどが家庭にも当たり前のようになり、地域の資源循環・循環経済及び脱炭素に貢献

2 基本方針

基本理念の実現に向け、**計画期間の取組の方向性を基本方針**として設定

全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します

- ・環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す**循環経済への移行を促進**します。
- ・特に**プラスチックの資源循環**の促進を目指し、市域を超えた**資源循環・脱炭素**に大きく貢献します。

市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します

- ・市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、**徹底的な3R+Renewable**を推進します。
- ・徹底的な3Rにより、**焼却量を大幅に削減し、脱炭素**に大きく貢献します。

社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

- ・**一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理**を確保します。
- ・**高齢社会、脱炭素、強靱化**など社会課題に対応した**安全・安心な処理体制**を構築します。

第3章

目標

CONTENTS

- 1 2037年度の目標
- 2 ごみ排出量等の目標の考え方

第3章 目標

1 2037年度の目標

目指す将来像を見据えて、次のとおり5つの目標を設定



コラムP75 Click!
一人ひとりができること

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を約1割削減（一般廃棄物）



793g（2024年度） ➡ 712g（2037年度） ※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ（普通ごみ、粗大ごみ、資源物、資源集団回収）事業から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）の合計

【目標2】 ごみ焼却量を約5万t削減（一般廃棄物）



31.5万t（2024年度） ➡ 26.6万t（2037年度） ※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】 プラスチック資源分別率を約2倍増加（一般廃棄物）



33%（2024年度） ➡ 60%（2037年度） ※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/（資源物収集量＋資源物焼却量）
プラ資源：プラスチック容器包装＋プラスチック製品

【目標4】 産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）



34%（2023年度） ➡ 34%（2037年度） ※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】 廃プラスチック類の再生利用率を約1割増加（産業廃棄物）



71%（2023年度） ➡ 83%（2037年度） ※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量/市内からの廃プラスチック類排出量

2 ごみ排出量等の目標の考え方

- ・ **一般廃棄物は、市町村が総括的処理責任**を有し、**市町村が主体**となって地域特性にあった具体的手法を選択し、分別収集処理や広報、指導などに取り組んでいます。
- ・ 基本理念に基づいた具体的な**令和32(2050)年の目指す将来像**を想定し、その実現を図るため目標値を設定しました。

項目	考え方
ごみ焼却量 (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目指す将来像に向けて、更なるごみの減量化・資源化が重要となり、焼却せざるを得ないごみはエネルギー回収と炭素回収し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指す必要 ・ CCUS等の導入にあたっては、技術的・経費的な課題もあることから、その前提として、市民や事業者等と連携し、まずは最大限焼却量の削減を図ることが重要 ・ 焼却量を23～24万トンまで削減することで、現行の3処理センター体制から2処理センター体制を実現することなども可能となり、資源循環、脱炭素化、経済性などを考慮した持続可能なカーボンニュートラル型廃棄物処理体制の構築を図ることができる ・ そこで、2050年までに焼却量を23～24万トンとすることを想定し、2037年度の目標値を設定

項目	考え方
1人1日あたりのごみ排出量 (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集量やごみ組成データ等から家庭系と事業系の品目ごとに排出量推計 ・ 品目毎の排出量に近年の排出動向や社会動向※1を反映した上で関連計画との整合を図るための施策※2を講じて設定
プラスチック資源分別率 (一般廃棄物)	<p>※1 将来人口推計、高齢化による紙おむつの増加、ペーパーレス化による紙類の減少など ※2 プラ資源一括回収による分別向上、家庭系ごみ、事業系ごみの減量化・資源化など</p>

- ・ **産業廃棄物**は、**排出事業者が主体**となり、**広域処理を前提とした処理システム**が構築されています。そのため**国の目指すべき方向性・目標を踏まえつつ**、本市の**地域特性を考慮した目標値**を設定しました。

項目	考え方
産業廃棄物の再生利用率 (産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造の変化により全国的に再生利用率の低下が予測されており、国においては、現状の水準を維持する目標の設定 ・ 加えて、本市は産業特性上、再生利用が困難な廃棄物の排出量が多い中においても、再生利用率を維持する目標を設定
廃プラスチック類の再生利用率 (産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のプラスチック資源循環戦略の2035年時点の有効利用率100%（熱回収を含む）に準拠し、熱回収を除いた廃プラスチックの再生利用率を設定 ・ 目標年度2037年度は、2035年度の再生利用率83%を維持 <p>※現在技術では熱回収でしか有効利用できない廃プラがあり、再生利用率向上に制約がある</p>

第4章

基本施策・施策

CONTENTS

- 1 基本計画の体系
- 2 基本施策と施策

第4章 基本施策・施策

1 基本計画の体系

基本理念・基本方針	基本施策	施策	行動計画
<p>「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指して」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します ○ 市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します ○ 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります 	I 循環経済への移行	<ul style="list-style-type: none"> I (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 I (2) エネルギー資源の効果的な活用 I (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組 I (4) 循環型ライフスタイルの実践促進 	<p>具体的事業 (重点を含む)</p>
	II 「環境市民」意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> II (1) 情報発信の充実 II (2) 環境教育・環境学習の推進 II (3) 市民参加の促進 II (4) まちの美化推進 	
	III ごみの減量化・資源化促進	<ul style="list-style-type: none"> III (1) 家庭系ごみの減量化・資源化 III (2) 事業系ごみの減量化・資源化 III (3) 産業廃棄物の減量化・資源化 III (4) 市の率先したごみの減量化・資源化 	
	IV 安全・安心な処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> IV (1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立 IV (2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進 IV (3) 効果的・効率的な処理体制の構築 IV (4) 環境に配慮した処理体制の構築 	
	V 健康的で快適な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> V (1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進 V (2) 不適正排出対策等の取組 V (3) 生活排水の適正な処理 V (4) 産業廃棄物の適正処理の促進 	

2 基本施策と施策

基本施策Ⅰ 循環経済への移行

■ 方向性

- ・ 廃棄物分野で持続可能な社会を目指すためには、**資源循環に加え、脱炭素化・循環経済への移行**の取組が必要です。
- ・ ごみ発生抑制（リデュース、リユース）と再資源化（リサイクル）を促進しつつ、やむを得ず焼却せざるを得ないごみについては、熱回収を徹底し、**エネルギーの有効活用**によって温室効果ガスの削減に貢献します。
- ・ 循環経済への移行に向け、**市民・事業者との取組連携**を進め、資源循環を推進することにより、ごみ焼却量の削減を目指します。

■ 関連する目標

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ焼却量

プラスチック資源分別率

産業廃棄物の再生利用率

廃プラスチック類の再生利用率

2 基本施策と施策

基本施策Ⅰ 循環経済への移行

(1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援

- ・国内外の先進事例の調査や近隣自治体と連携した取組、事業者のニーズに応じた環境整備、規制緩和等に向けた国や関係団体などへの要望を実施
- ・製品のライフサイクル全体を見据え、国や関係団体等に対し、設計・開発段階などにおける環境配慮製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進
- ・事業者と連携したプラスチックリサイクル等をはじめとした循環の取組を実施



図 サークュラーエコノミー

(2) エネルギー資源の効果的な活用

- ・廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーの有効活用と地産地消に向けた取組を推進
- ・ごみ焼却処理施設の建替え時には、適正な処理能力等の検討を行うとともに、廃棄物発電の更なる高効率化等を推進



図 橋処理センター

2 基本施策と施策

基本施策Ⅰ 循環経済への移行

(3) 蓄積された環境技術等を活かした取組

- ・本市には高度な環境技術を持った事業者が多いことから、蓄積された環境技術等を活かし、廃棄物分野での国際貢献を推進
- ・本市の取組を国内外に情報発信し、地球規模の環境改善に努めるとともに、国外での優れた取組を本市にフィードバック



コラムP70 Click!
川崎市のココがスゴイ

(4) 循環型ライフスタイルの実践促進

- ・市民や事業者に進取的な取組の効果や利便性を実感してもらうことで、資源の有効活用や循環による新たな価値創出を通じて、環境配慮型のライフスタイルの普及・定着を図る
- ・脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」において、プラスチック資源循環等を含めた進取的な取組を集中的に実施することで、脱炭素ムーブメントを創出



図 まるっとサステナフェスティバル
(体験イベント)

2 基本施策と施策

基本施策Ⅱ 「環境市民」意識の醸成

※「環境市民」とは地球環境に配慮した生活を送る市民のこと

■ 方向性

- ・資源物やごみ分別ルール等について、年齢や生活スタイルの異なる市民に分かりやすく情報を届ける**情報発信の強化**が必要です。
- ・幼児から高齢者まで幅広い世代に対して、ICT等を活用した環境教育やイベントを通じた**環境学習の機会を増やす**ことが必要です。
- ・**市民・事業者・行政が協働連携**することにより、ごみの減量化・資源化等の環境活動への参加者を増やし、**地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」**を目指します。

■ 関連する目標

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ焼却量

プラスチック資源分別率

産業廃棄物の再生利用率

廃プラスチック類の再生利用率

2 基本施策と施策

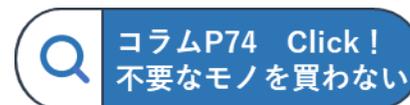
基本施策Ⅱ 「環境市民」意識の醸成

(1) 情報発信の充実

- ・一人暮らし、若年層、高齢者などの伝えたい層に合わせた情報精査、ライフスタイルに合わせた情報伝達手段、情報発信のタイミングの工夫を行う等、効果的な発信を実施。また、SNS等を活用した発信の他、市内イベントや商業施設など、市民が多く集まる場を活用
- ・プラスチック資源やミックスペーパー等の資源物の分別率向上を図るため、より分かりやすい市民の視点に立った広報を実施



図 環境局公式Xアカウント



(2) 環境教育・環境学習の推進

- ・教育関連機関や関係団体等と連携を図り、世代別に環境教育・環境学習を推進。低年齢層から環境意識の醸成、こどもから家庭内での情報共有を期待した低年齢層への普及を促進
- ・市民や事業者向けの講習会、普及啓発拠点やイベントを活用した意識啓発を実施

2 基本施策と施策

基本施策Ⅱ 「環境市民」意識の醸成

(3) 市民参加の促進

- ・ 廃棄物減量指導員、リサイクル活動団体、脱炭素化や地域環境保全対策などの様々な地域活動をしている方々と連携しながら、より多くの市民が具体的な環境活動に参加できる場を提供することで市民参加を促進
- ・ 地域環境リーダーや表彰制度を活用し、より多くの市民や事業者が行政と連携してごみの減量化・資源化に取り組んでいける取組を検討

(4) まちの美化推進

- ・ 町内会や企業、ボランティア活動団体、若者等の各主体が行っているごみ拾いの美化活動のネットワーク化を図ることにより、連携の輪を拡大
- ・ 各主体のまち美化活動を見える化することにより、美化活動の活性化を図るとともに、市民・事業者の美化意識を向上
- ・ 海洋プラスチックごみ対策にも繋がる美化活動を推進することにより、海の生態環境など環境保全への理解と関心を向上



図 クリーンアクションかわさき

2 基本施策と施策

基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化の促進

■ 方向性

- ・ごみの減量化・資源化の促進は、資源の有効活用や温室効果ガスの削減といった環境面に加え、経済面や社会面にも効果があり、**持続可能な社会を実現**するために必要です。
- ・ごみの減量化・資源化のため、市民・事業者・行政が協力し、**リデュース・リユースの取組**を進めるとともに、**リサイクルの習慣化**を目指します。
- ・脱炭素の視点からも重点的に取り組む必要がある**プラスチック対策**、焼却量全体の1/4を占める**生ごみ対策**とともに国内外で課題となっている**食品ロス対策**等を推進しごみ削減を目指します。

■ 関連する目標

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ焼却量

プラスチック資源分別率

産業廃棄物の再生利用率

廃プラスチック類の再生利用率

2 基本施策と施策

基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化促進

(1) 家庭系ごみの減量化・資源化

- ・ごみ焼却量削減に向けてプラスチック資源の収集を全市で実施するとともに、排出ルールの徹底に向けた分別排出指導などの対策強化を検討
- ・資源物のリユース・リサイクルに向けたCEコマース事業者との連携やリユーススポットの促進、自主回収や拠点回収の発信を強化
- ・食品ロスの削減に向けたフードドライブの充実や市民団体等と連携した生ごみの減量化・リサイクルの取組を推進



コラムP74 Click!
なぜ食品ロス対策？



図 生ごみリサイクル環境学習

(2) 事業系ごみの減量化・資源化

- ・資源化手法などに関する情報発信など広報を強化し減量化・資源化及び適正処理を推進
- ・排出事業者等への指導や処理センターでの内容審査等を通じて減量化・資源化を促進
- ・食品ロス削減に向け、食品リサイクルルートへの誘導、小売事業者や飲食店等との連携強化、フードシェアリング等による食品の活用促進に向けた事業者支援を実施

2 基本施策と施策

基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化促進

(3) 産業廃棄物の減量化・資源化

- ・市内には4万を超える事業所が立地し、年間約250万トン（一般廃棄物の総排出量の5倍以上）の産業廃棄物が排出されていることから、排出事業者に対して、廃棄物自主管理事業や立入検査を通じて助言・指導を実施
- ・市内に約200社ある、産業廃棄物を収集する事業者や処分する事業者が作成する事業計画に対して指導・助言を実施

(4) 市の率先したごみの減量化・資源化

- ・市役所は市内の大規模事業者の1つとして、地域社会における環境保全活動の模範となる立場であることから、率先した環境配慮を実施
- ・紙類・プラスチック等の使用量削減やイベント時のごみ減量・分別徹底など、3R+Renewableの取組を推進
- ・環境に配慮した製品を積極的に購入するグリーン購入を推進



図 市イベント時のリサイクルステーション

2 基本施策と施策

基本施策Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築

■ 方向性

- ・将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応するとともに、市民生活のライフラインとして**安全・安心な処理体制の構築**が必要です。
- ・市処理センターへの搬入禁止物の混入防止など、**ごみを適正に処理**するとともに、**災害時も含めた収集・処理体制の安定的な運営**を目指します。
- ・令和32(2050)年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、**収集処理体制の脱炭素化**を図るとともに**デジタル技術の活用による業務効率化や環境負荷低減**を目指します。

■ 関連する目標

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ焼却量

プラスチック資源分別率

産業廃棄物の再生利用率

廃プラスチック類の再生利用率

2 基本施策と施策

基本施策Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築

(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立

- ・ごみの適正処理に加え、将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応し、全市民の生活を支える重要なライフラインとして、安全・安心な処理体制を構築
- ・平時から大規模災害時まで切れ目なく対応できるよう市内体制の強化、民間事業者や近隣自治体との連携を強化して支援・受援を含む広域的な連携を推進
- ・災害時におけるごみの分別・排出方法などについて、平常時から周知を実施



図 令和元年東日本台風時の災害廃棄物

(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進

- ・「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」に基づき、設備更新等の基幹的整備を含む適切な施設整備等を実施していくことで、安全・安心かつ持続可能な処理体制を確立
- ・自然再興を意識した施設整備等の取組を推進

2 基本施策と施策

基本施策Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築

(3) 効果的・効率的な処理体制の構築

- ・ 廃棄物の処理は市民生活を支える重要なライフラインであることから引き続き安定性・安全性を確保するとともに、民間事業者を活用した効果的・効率的な運営を推進
- ・ 処理センターへの搬入禁止物の混入防止や処理施設の安定的な稼働に向けた内容審査を充実
- ・ ごみの減量化・資源化や他都市の動向等を踏まえ、引き続き経済的手法を検討

(4) 環境に配慮した処理体制の構築

- ・ ごみの減量化・資源化の促進によって、廃棄物処理施設における環境負荷低減や埋立処分場の延命化を図るとともに、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、事業者等と連携した温室効果ガス削減の取組を推進
- ・ 廃棄物鉄道輸送や中継輸送を活用するとともに、ごみ収集車等の廃棄物関係車両についてもEV車の導入など環境負荷の低減に向けた取組を推進
- ・ 収集・処理業務のデジタル技術の活用により、業務の効率化に加え、災害対応力の強化、事故防止、地域との連携など多様な効果を検討



図 EVごみ収集車

2 基本施策と施策

基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり

■ 方向性

- ・生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、**安全で安心な生活環境づくり**を推進します。
- ・超高齢社会や共働き世帯増加等、社会状況の変化に伴う市民ニーズの多様化に対し、**市民・事業者・行政が連携協働**して的確に対応します。
- ・生活排水は、適正な処理を実施するとともに、**災害時も含めた安全・安心な収集処理**の実施を目指します。
- ・**廃掃法等に基づき、適正処理**に向けた指導・助言を実施します。

■ 関連する目標

1人1日あたりのごみ排出量

ごみ焼却量

プラスチック資源分別率

産業廃棄物の再生利用率

廃プラスチック類の再生利用率

2 基本施策と施策

基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり

(1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進

- ・ 今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、各地域の特性を踏まえた「ふれあい収集」の充実や、引っ越しなどに対応する「一時多量ごみ」を拡充
- ・ 共働き世帯の増加等の社会状況の変化に伴うごみの排出実態を的確に捉えた収集運搬のあり方や申請・手続きのDX化を含めた簡素化・効率化等を検討

(2) 不適正排出対策等の取組

- ・ 快適な生活環境づくりのため、不適正排出や不法投棄への対策を広域的な連携も含めて実施するとともに、分別排出や適正処理の重要性を市民・事業者に浸透させる啓発等を推進
- ・ 資源物の持ち去りについて、条例に基づき対策を実施するとともに、庁内外の関係機関との協力連携を推進



図 資源物等の持ち去り調査

2 基本施策と施策

基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり

(3) 生活排水の適正な処理

- ・ 公共下水道未接続の汲み取りトイレにおけるし尿収集の適正処理を実施
- ・ 浄化槽の汚泥の適正処理を行うとともに、合併処理浄化槽の設置を推進
- ・ 災害時において「川崎市災害廃棄物等処理計画」等に基づき、避難所等における災害用トイレ等のし尿収集の衛生的かつ迅速に行える体制の構築と適切な処理を実施



図 バキューム車

(4) 産業廃棄物の適正処理の促進

- ・ 事業者による適正な廃棄物処理を確保するため、立入検査等を通じて、産業廃棄物の適正処理の指導・助言を実施
- ・ 有害廃棄物(感染性、PCB、有害使用済機器、アスベスト等)の適正処理を推進
- ・ 電子マニフェストや廃棄物処理事業者に関する情報提供など、様々な事業者支援を実施



図 立入検査での指導・助言

第5章

推進体制・進捗管理

CONTENTS

- 1 推進体制・進捗管理
- 2 指標による評価
- 3 市民・事業者・行政の役割

第5章 推進体制・進捗管理

1 推進体制・進捗管理

基本計画及び行動計画は庁内関係部署で構成される会議体で推進を図るとともに、PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施します。

また、ごみ排出量をはじめとした取組状況を年次報告書として取りまとめ、市民及び学識経験者等から構成される川崎市環境審議会に毎年度報告し意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表します。



図 年次報告書（環境白書）

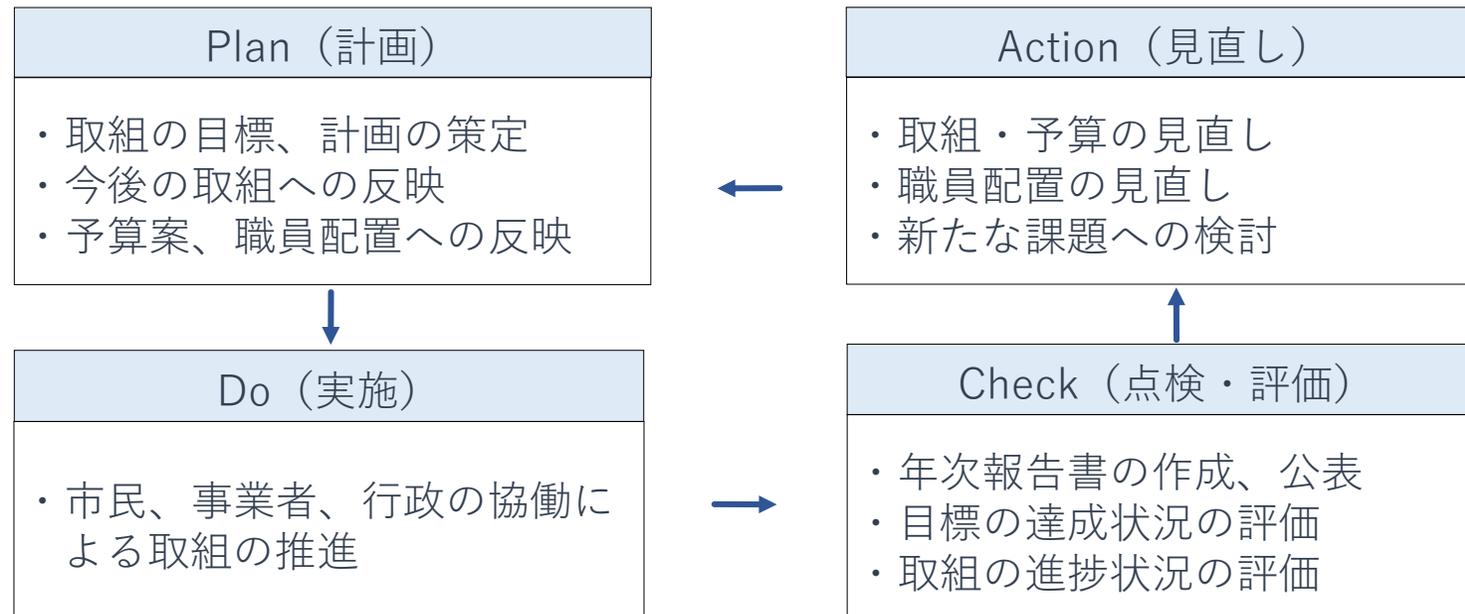


図 PDCAサイクル

2 指標による評価

以下の指標を設定し、進捗を図ります。

⑨、⑩、⑪、⑭は2023年度の数値

事業評価の指標項目		内容	(参考)2024年度
① 1人1日あたりごみ排出量	(一般廃棄物)	家庭系・事業系の焼却ごみと資源物の合計量/人口/年間日数	793 g
② ごみ焼却量	(一般廃棄物)	家庭系と事業系の焼却ごみの合計量	315,183 t
③ 温室効果ガス総排出量	(一般廃棄物)	市役所の廃棄物処理に伴う排出量	156,192t-CO ₂
④ 食品ロス量	(一般廃棄物)	家庭系・事業系の食品ロス量	22,699t
⑤ 資源化率	(一般廃棄物)	家庭系・事業系の資源化量/ごみ総排出量	30%
⑥ プラスチック資源分別率	(一般廃棄物)	家庭系資源物収集量/(資源物収集量+資源物焼却量)	33%
⑦ ミックスペーパー分別率	(一般廃棄物)	家庭系資源物収集量/(資源物収集量+資源物焼却量)	29%
⑧ エネルギー回収率	(一般廃棄物)	エネルギー回収量/市役所の焼却施設のごみ総発熱量	16%
⑨ 産業廃棄物の再生利用率	(産業廃棄物)	市内外での再生利用量/市内からの排出量	34%
⑩ 産業廃棄物の廃プラスチック再生利用率	(産業廃棄物)	市内外での再生利用量/市内からの排出量	71%
⑪ 1人あたり年間処理経費	(一般廃棄物)	ごみ処理費用/人口	9,084円/人
⑫ 最終処分される割合	(一般廃棄物)	埋立量/ごみ総排出量	10%
⑬ 日常のごみ収集等の住民満足度	(一般廃棄物)	市政の仕事でよくやっていると思うことの順位(市民アンケート)	1位
⑭ グリーン購入割合		市役所のグリーン購入割合	89%

※指標項目は計画期間中においても社会状況の変化に応じて柔軟に設定

3 市民・事業者・行政の役割

基本理念である「地球環境にやさしい持続可能なまち」の実現のためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を意識し、以下のような行動に取り組むことが重要です。

市民の行動例	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物削減の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て製品の削減：マイバッグ、マイボトルなどを持参 ・ 無駄な消費の抑制：購入前に必要性を考え、必要なものだけを購入 ・ 食品ロス削減：賞味期限等を理解し買いすぎや食べ残しを防止 ■ 分別とリサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい分別の実践：資源として再利用できるよう適切に分別 ・ 環境配慮製品の選択：素材や製造過程に配慮した製品を選択 ■ リユースの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古品の利用：リサイクルショップやフリマアプリ等を活用 ・ 不要品の寄付：衣類や家具などを寄付して再利用を促進 ・ 修理文化の推進：壊れた製品等を修理して再利用 ■ 地域活動と協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃活動への参加：地域のごみ拾い活動等で美化意識を向上 ・ 環境イベント参加：展示会やワークショップ等で環境知識を向上 ■ 環境意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内教育：家族や友人等に環境問題の影響を教え意識を共有 ・ 習慣の見直し：不要なものを買わない、必要なものは買いすぎに注意 	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策Ⅰ 循環経済への移行 (4)循環型ライフスタイルの実践促進 基本施策Ⅱ 「環境市民」意識の醸成 (1)情報発信の充実 (2)環境教育・環境学習の推進 (3)市民参加の促進 (4)まちの美化推進 基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化の促進 (1)家庭系ごみの減量化・資源化 基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり (2)不適正排出対策等の取組

3 市民・事業者・行政の役割

事業者の行動例	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物削減の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・製品設計の改良：修理可能で長寿命な製品開発や再生材を利用 ・製造プロセスの効率化：廃棄物発生を最小限に抑える ■ リユースとリサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・製品回収：使用済み製品を回収し、再利用やリサイクルを促進 ・資源化促進：廃棄物の徹底した分別と資源化を促進 ・産業間連携：廃棄物を原材料として他業種で活用する仕組みを構築 ■ 循環型ビジネスモデル <ul style="list-style-type: none"> ・シェアリングエコノミー：販売からリースやシェアリングに移行 ■ 持続可能な資源調達 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進：輸送エネルギー消費を抑えるため地域資源を活用 ■ 環境意識向上 <ul style="list-style-type: none"> ・社員教育と消費者啓発：循環経済の理念を従業員等に広める活動 ・社会貢献活動：地域イベントや環境保全活動への参加を推進 ■ テクノロジーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル技術の開発：高度なりサイクル技術を研究・実用化し、資源循環の効率を向上 	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策Ⅰ 循環経済への移行 <ul style="list-style-type: none"> (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 基本施策Ⅱ 「環境市民」意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報発信の充実 基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化促進 <ul style="list-style-type: none"> (2) 事業系ごみの減量化・資源化 (3) 産業廃棄物の減量化・資源化 基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり <ul style="list-style-type: none"> (2) 不適正排出対策等の取組 (4) 産業廃棄物の適正処理の促進

3 市民・事業者・行政の役割

行政の行動例	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や事業者への支援・連携 <ul style="list-style-type: none"> ・循環経済の移行に向け、市民・事業者と連携し、実証等を踏まえた資源循環を促進 ・再生品の積極的な活用 ・市民・事業者の自主的な活動を支援できるよう効果的な情報発信 ■ 脱炭素化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・収集車両の脱炭素化、廃棄物発電の地域内循環の他、CN型廃棄物処理体制の構築等を検討 ■ 災害時も含めた処理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時も含めた持続可能な処理施設整備等を推進 ・生活排水も含めた生活環境の保全及び公衆衛生を向上 ■ テクノロジーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬・中間処理等におけるDX化を推進 ■ 率先した廃棄物削減 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の大規模事業者の一つとして、市民や事業者に率先して、ごみの減量やリサイクルなど3R + Renewableの取組を推進 ■ 国や他自治体間等の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体等と連携し、調査研究や資源循環を促進 	<p>基本施策Ⅰ 循環経済への移行</p> <p>基本施策Ⅱ 「環境市民」意識の醸成</p> <p>基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化促進</p> <p>基本施策Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築</p> <p>基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり</p>

—/ Column 01 / 「ごみ非常事態」宣言



- 人口の増加や経済の発展とともに、ごみの量が増え続け、市の焼却処理能力の限界に迫り、1990年に本市は「ごみ非常事態」を宣言
- その後、市民・事業者へのごみ排出抑制の協力や分別収集拡大などにより、今では政令市最少のごみ量に

◀ P6 BACK

—/ Column 02 / 川崎市のココがスゴイ！

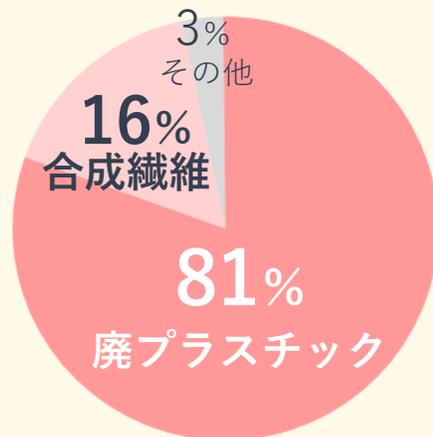


- 日本初の機械式ごみ収集車両導入 (1955年)
- 日本初のごみの鉄道輸送の開始 (1995年)
- 臨海部に先導的なリサイクル施設が集積し、国内プラスチックリサイクル量の10%以上の処理能力
- ペットボトルからペットボトルのリサイクル率100%
- 「1人1日当たりのごみ排出量」が政令指定都市で最少 (2023年度)

◀ P51 BACK

Column 03 プラや合成繊維を燃やすと多量の温室効果ガスが発生

川崎市役所のごみ焼却の温室効果ガス内訳



- ごみ焼却による温室効果ガスは、化石燃料から作られるプラスチックや合成繊維から発生するCO₂で97%を占めている
- 現状、家庭から排出されるプラスチックの約6割は分別されず、燃やされている。そのため、特にプラスチック・合成繊維の発生抑制、分別徹底することがとても重要

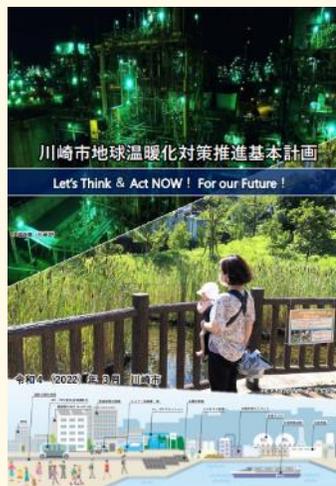
分別がとても重要なんだ！



3R推進キャラクター「かわるん」

◀ P26 BACK

Column 04 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の温室効果ガス排出量目標



- 2050年の目指すべきゴール
市域の温室効果ガス排出量の**実質ゼロ**
- 2030年度の目標

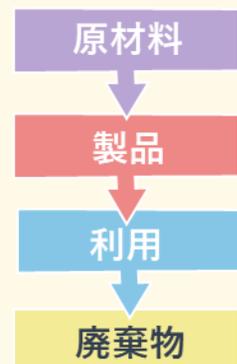
市域全体目標	▲50%削減	(2013年度比)
民生系目標	▲45%以上削減	(2013年度比)
産業系目標	▲50%以上削減	(2013年度比)
市役所目標	▲50%以上削減	(2013年度比)

市役所目標のうち、廃棄物焼却起源は2030年度目安12.1万t-CO₂

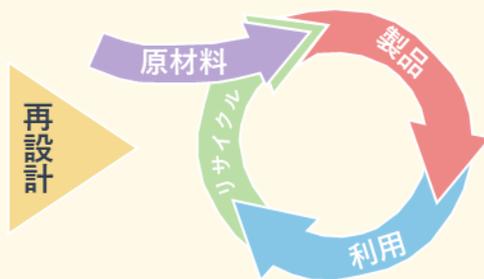
◀ P26 BACK

Column 05 / 循環経済(サーキュラーエコノミー)ってなに

リニアエコノミー
(線型経済)



サーキュラーエコノミー
(循環経済)

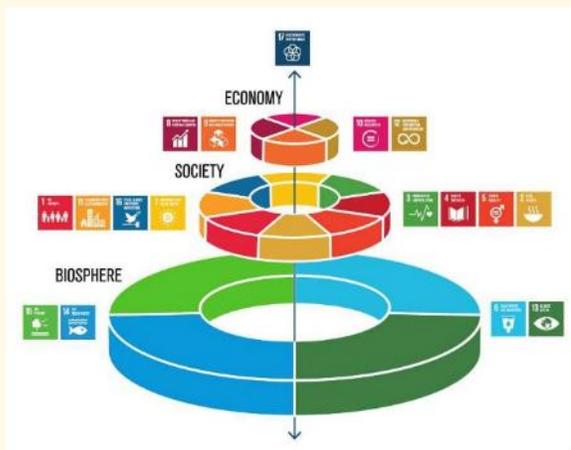


■循環経済は、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステム

出典：環境省HP「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
資源エネルギー庁HP「エネこれ」

◀ P35 BACK

Column 06 / SDGs(持続可能な開発目標)とは



■2015年に国連で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標

■17の目標と169のターゲットから構成され、廃棄物に関する目標は、主に目標12「つくる責任 つかう責任」があげられ、廃棄物の発生抑制、リサイクルや再利用を促進し、持続可能な社会の実現を目指す

出典：外務省HP「SDGsとは？」一部川崎市加工

◀ P37 BACK

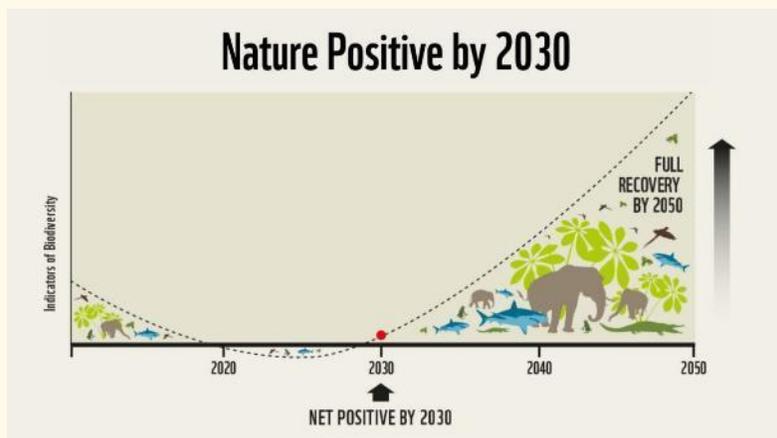
Column 07 リチウムイオン電池の火災



- モバイルバッテリーや電子タバコなどに使用されている充電式電池は、圧力が加わると発火や破裂の危険性
- 火災が発生すると、重大な事故につながる恐れがあるため、出し方を確認し、適切な処分が必要
- 令和7年11月から行政収集の開始

◀ P37 BACK

Column 08 ネイチャーポジティブとは



- 今の地球は、凄まじい速度で生き物が絶滅しているなど「ネガティブ」の状態
- これを2030年までに生物の種の数が増え、回復していくなど「ポジティブ」な状態を目指す世界的目標
- 廃棄物削減や資源の循環利用は、生物多様性の保全や自然環境の回復に貢献できる

出典：環境省HP「ecojin ネイチャーポジティブ」一部川崎市加工
Nature Positive – A Global Goal for Nature

◀ P39 BACK

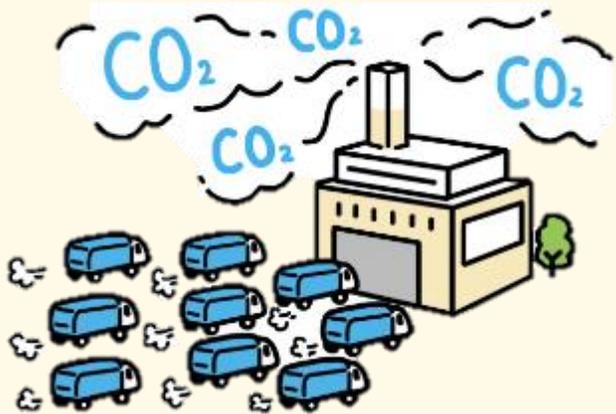
Column 09 「買わない」も立派なエコアクション



- 「これって本当に必要？」と考えることが、ごみを減らす第一歩！買う量をちょっと減らして、資源のムダやCO₂排出を抑えましょう
- 必要な分だけを選び、長く大切に使うことが、地球にも暮らしにもやさしい選択
- 借りる・シェアする・直す・譲るなど、モノを持たずに楽しむ暮らし方も拡大中

◀ P53 BACK

Column 10 なぜ食品ロス対策が必要なの



- 「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと
- 日本の1年間の食品ロスは約460万t
＝東京ドーム約4杯分に相当（東京ドーム:体積約124万m³）
- 食品ロスを減らすことで、ごみの減量化、資源の有効活用、焼却時のCO₂削減、ごみ処理費用の削減など、環境面だけでなく経済面でもメリット

出典：農林水産省HP「食品ロスって何が問題なの？」一部川崎市加工

◀ P56 BACK

Column 11 / 持続可能なまちの実現に向けて、一人ひとりができること

■家庭で目指す目標（1人1日あたりのごみ排出量）

基本計画に掲げた目標のうち、家庭系は540g/人・日(2024年) → 490g/人・日(2037年)を目指します

「1人1日▲50g削減」（≒たまご1コ分）

■家庭系ごみを減らす取組例 ※削減量は目安（各1回又は1着） 次ページでイラスト付きで取組紹介

- ・不要なモノは極力買わない
- ・レジ袋は断る
- ・マイボトルの利用
- ・生ごみの水切り
- ・シャンプーなど詰替え商品を選ぶ
- ・食べ残しや調理くずを極力減らす
- ・衣類の譲渡・リメイク

…▲約5～10g

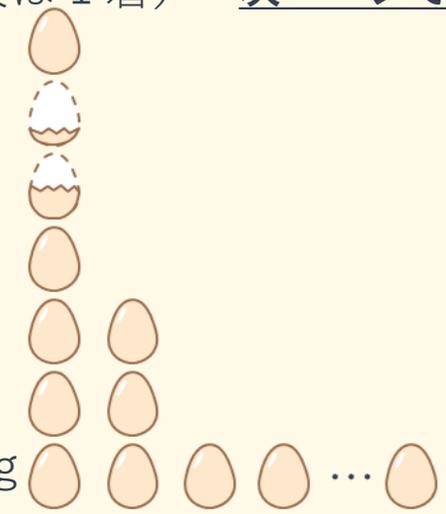
…▲約30g

…▲約50g

…▲約50～100g

…▲約100g

…▲約200～1,000g



■1人1日あたりのごみ排出量が50g減った場合…

ごみ処理費用… ▲約14億円削減/年

削減できた分、皆さんの税金が他に有効活用できます

（▲50g × 154万人 × 365日 × 約49,500円/t（R5年度ごみ処理経費） ≒ 14億円）



\たまご1コ分チャレンジ！/ 「1人1日▲50g削減」に向けてできること



50g削減できると…
ごみ処理費用が ▲約14億円削減/年！

廃棄物の削減



MAX

不要なモノは
極力買わない



1/4

レジ袋は断る



3/5

マイボトルの利用



1

生ごみの水切り



1~

詰替え商品
を選ぶ



2

食べ残し・
調理くず減らす

リユースの促進



MAX

フリマアプリ等
の活用



4~

衣類の譲渡・
リメイク



分別とリサイクル



混ぜればごみ
分ければ資源

資料編

(第1編 基本計画の補足資料)

CONTENTS

- 1 廃棄物の区分
- 2 ごみ・資源物処理の流れ
- 3 し尿処理の流れ
- 4 し尿収集、浄化槽使用等の現状
- 5 ごみ処理施設・し尿浄化槽施設の概要
- 6 廃棄物処理施設の中長期的な整備構想
- 7 ごみ処理費用等の状況
- 8 政令市におけるごみ処理手数料の状況
- 9 一般廃棄物のごみ組成
- 10 食品ロスに係る国の動向
- 11 食品ロスに係る本市の状況
- 12 廃棄物分野の温室効果ガス総排出量
- 13 ごみ排出量等の将来推計
- 14 し尿処理量の将来推計
- 15 川崎の目指す2050年の世界観
- 16 人口動向
- 17 市民・事業者の声
- 18 本市の廃棄物対策に係る計画等の策定経過
- 19 川崎市環境審議会（部会）の開催経過
- 20 川崎市環境審議会（部会）委員名簿
- 21 川崎市環境審議会委員名簿

資料編

1 廃棄物の区分

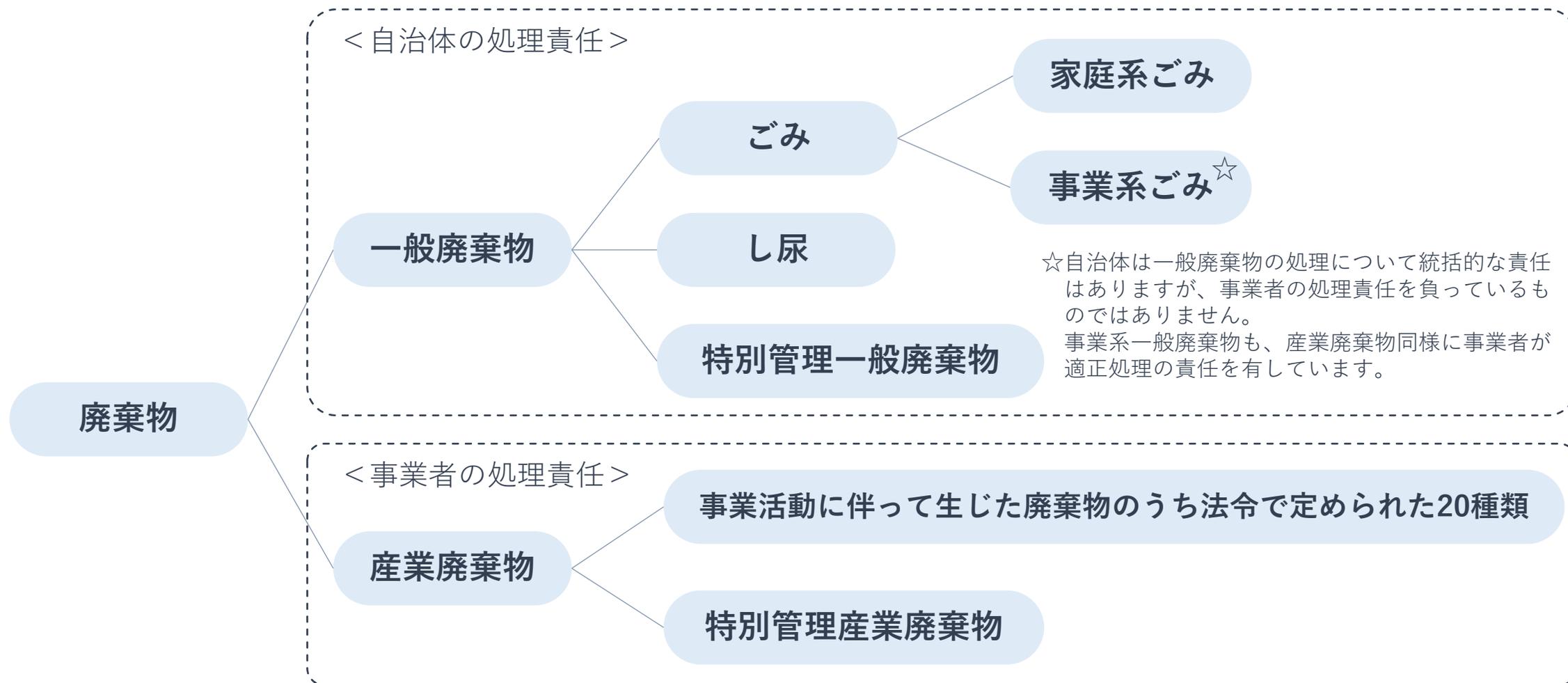


図 廃棄物の区分

3 し尿処理の流れ

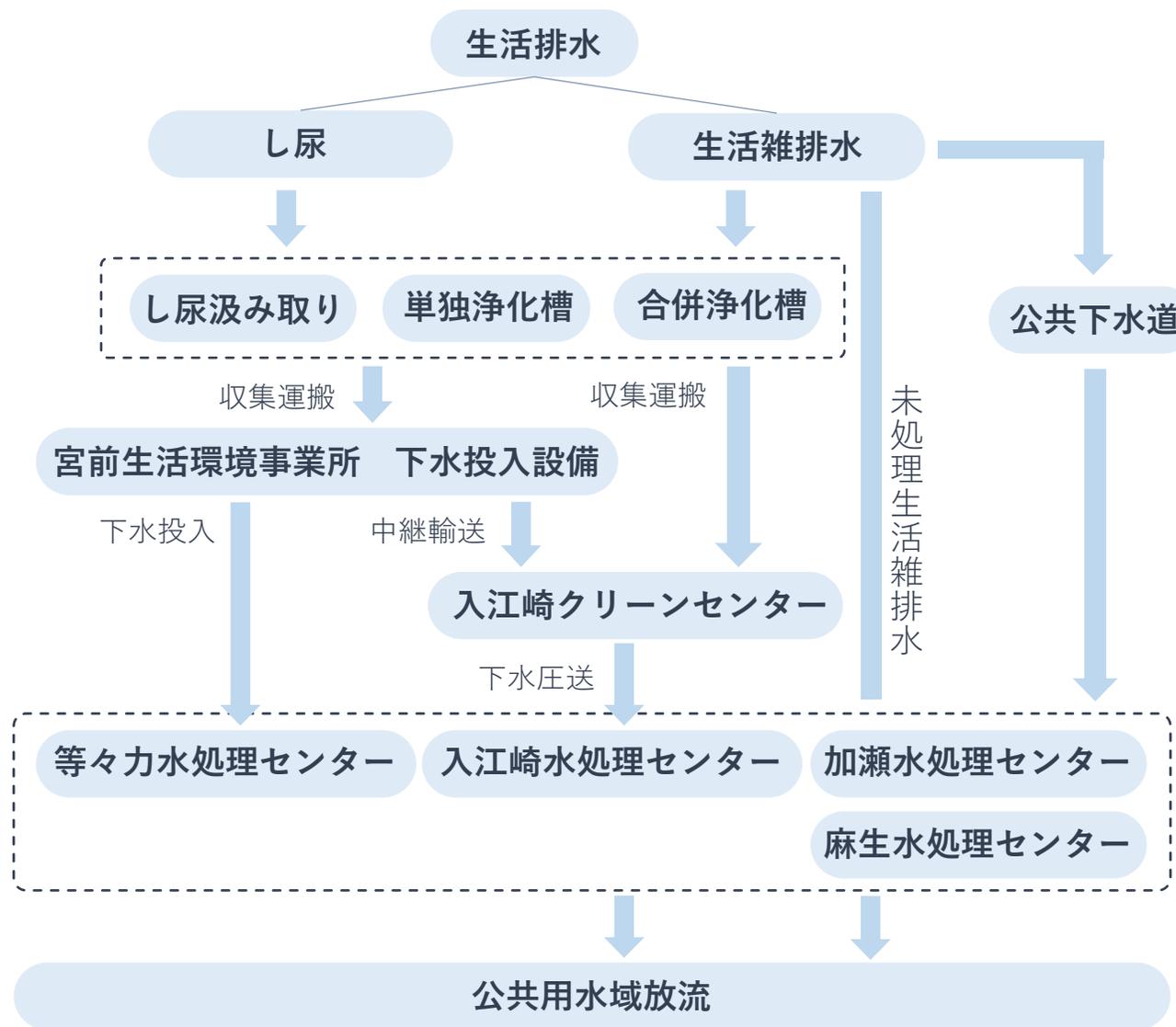


図 し尿等処理の流れ

4 し尿収集、浄化槽使用等の現状

表 し尿収集、浄化槽及び下水道使用世帯 (基)

	2015年3月時点	2025年3月現在
し尿収集世帯	1,698 (0.2%)	1,155 (0.1%)
浄化槽使用世帯	3,446 (0.5%)	2,408 (0.3%)
うち単独処理	2,540 (0.4%)	1,565 (0.2%)
うち合併処理	906 (0.1%)	843 (0.1%)
下水道使用世帯	693,408(99.3%)	802,682 (99.6%)
総世帯数	698,552(100%)	806,206 (100%)

※「下水道使用世帯割合」は公共下水道を実際に使用している世帯の割合
 なお、「下水道普及率」は公共下水道を使用可能な人口の割合

※数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。

表 浄化槽設置件数 (基)

年度	合併	単独	合計
2015	987	3,750	4,737
2016	989	3,507	4,496
2017	1,001	3,352	4,353
2018	1,015	3,167	4,182
2019	1,006	3,007	4,013
2020	1,013	2,902	3,915
2021	1,019	2,748	3,767
2022	1,020	2,637	3,657
2023	1,030	2,569	3,599
2024	1,038	2,529	3,567

※浄化槽数は、事業所が設置したものを含みます。

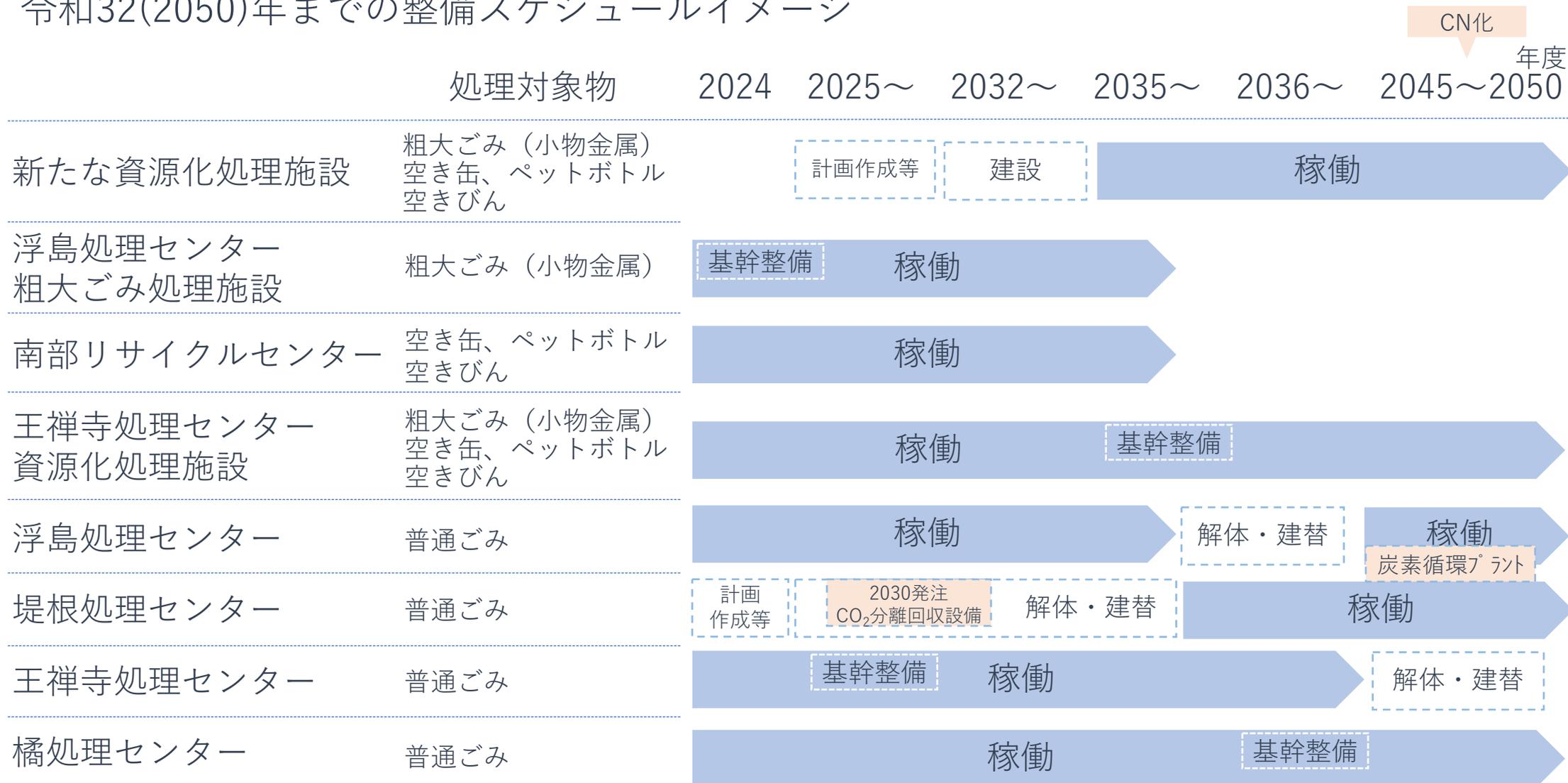
5 ごみ処理施設・し尿浄化槽施設の概要

表 市施設の種別・処理能力等

施設の種別	名称	処理能力等
ごみ焼却施設	浮島処理センター	900 t / 日 (300×3)
	堤根処理センター	※2024年度から休止中
	橘処理センター	600 t / 日 (200×3)
	王禅寺処理センター	450 t / 日 (150×3)
資源化処理施設	浮島処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー、プラスチック資源(プラスチック製容器包装含む)
	浮島処理センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ
	南部リサイクルセンター	空き缶・ペットボトル、びん
	橘処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー
	王禅寺処理センター資源化処理施設	空き缶・ペットボトル、びん、粗大ごみ
最終処分場	浮島埋立事業所	2,673,500m ³ (埋立容量)
収集事業所	生活環境事業所 (4 箇所)	川崎生活環境事業所 (川崎区) 中原生活環境事業所 (幸・中原区) 宮前生活環境事業所 (高津・宮前区) 多摩生活環境事業所 (多摩・麻生区)
し尿圧送施設	入江崎クリーンセンター	500 k L/日 (希釈倍率 3 倍)
し尿中継輸送 ・下水投入施設	宮前生活環境事業所	し尿中継貯留槽(容量100 k L)、下水道投入設備 (100 k L/日)

6 廃棄物処理施設の中長期的な整備構想

令和32(2050)年までの整備スケジュールイメージ



※将来的には、ごみ排出量の減量化に応じて2処理センター体制等の検討が必要 **-83-**

7 ごみ処理費用等の状況 (1/3)

表 ごみ処理原価 (2023年度)

区 分		収集・運搬 に係る経費 (千円)	処理・処 分に係る経費 (千円)	管 理 に係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量 (t)	1 t あたり の経費 (円)
合 計		8,313,000	5,082,953	644,756	14,040,709	283,829	49,469
内 訳	普通ごみ収集	5,240,992	4,250,401	368,568	9,859,961	223,754	44,066
	粗大ごみ収集	543,269	516,542	135,045	1,194,855	11,304	105,702
	空き缶分別収集	319,014	▲272,176	23,557	70,395	7,197	9,781
	空き瓶分別収集	450,844	331,255	28,673	810,773	9,894	81,946
	小物金属収集	253,170	86,009	15,403	354,581	2,749	128,986
	ペットボトル収集	244,989	▲82,028	17,548	180,509	5,527	32,659
	ミックスペーパー収集	422,325	82,155	19,370	523,851	9,268	56,523
	プラ製容器包装収集	838,397	170,795	36,592	1,045,784	14,136	73,980

※ごみ収集車両の購入や処理施設の建設等に係る経費は、単年度ではなく複数年に渡る支出として計算（減価償却）。
 ※処理・処分に係る経費については、中間処理・最終処分・資源化に係る経費から収益を控除した金額を計上しています。
 ※2023年度は、空き缶、ペットボトルの売却による収益が大きかったため、経費が計算上、マイナスになっています。
 ※合計については四捨五入の関係で一致しない場合があります。

7 ごみ処理費用等の状況（2/3）

1世帯あたりの経費	18,179円
-----------	---------

※世帯数（令和5年10月1日現在）772,375世帯

1人あたりの経費	9,084円
----------	--------

※人口（令和5年10月1日現在）1,545,604人

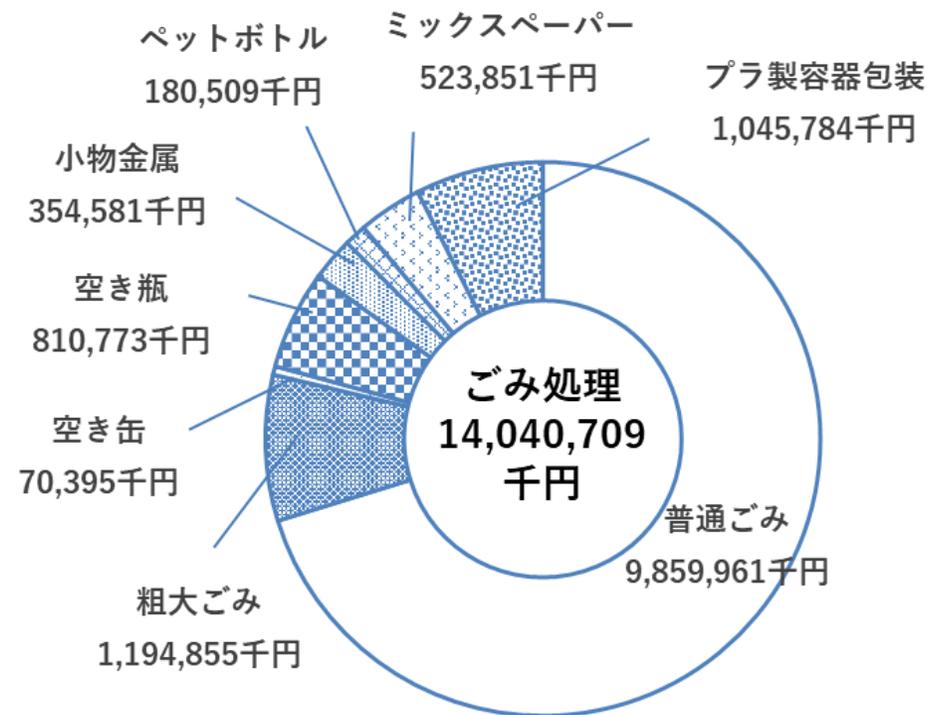


図 ごみ処理原価（2023年度）

7 ごみ処理費用等の状況 (3/3)

表 し尿処理原価 (2023年度)

区 分		収集・運搬 に係る経費 (千円)	処理・処分 に係る経費 (千円)	管 理 に係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量 (kL)	1kLあたり の経費 (円)
合 計		653,629	169,191	27,454	850,274	39,239	21,669
内 訳	し尿収集	281,943	32,028	10,476	324,447	6,898	47,035
	浄化槽清掃	371,686	137,162	16,978	525,827	32,341	16,259

8 政令市におけるごみ処理手数料の状況

表 政令市における事業系一般廃棄物処理手数料（2024年4月時点各都市HP調べ）

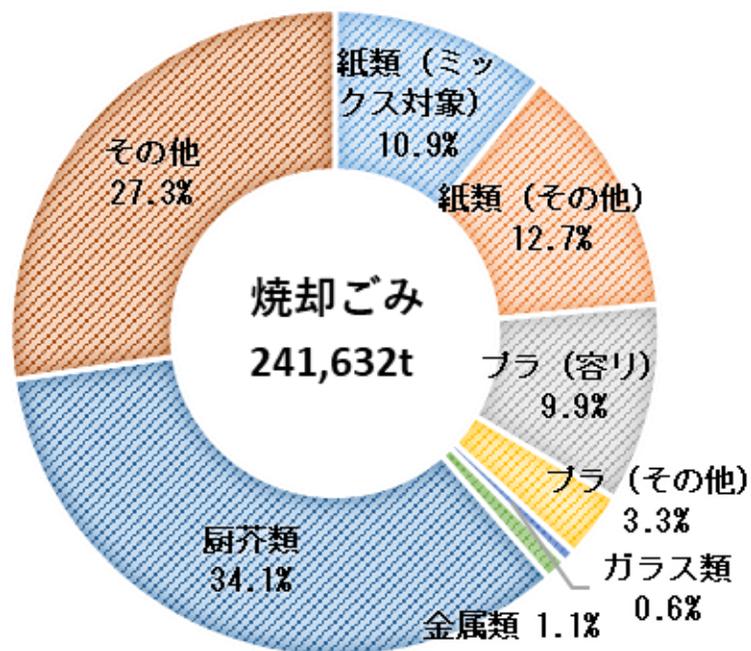
都市名	処理手数料
札幌市	20円/kg
仙台市	15円/kg
さいたま市	24円/kg
千葉市	27円/kg
横浜市	13円/kg
川崎市	15円/kg
相模原市	25円/kg
新潟市	13円/kg
静岡市	11円/kg
浜松市	12.5円/kg

都市名	処理手数料
名古屋市	20円/kg
京都市	10円/kg
大阪市	9円/kg
堺市	17円/kg
神戸市	8円/kg
岡山市	18円/kg
広島市	10.1円/kg
北九州市	10円/kg
福岡市	14円/kg
熊本市	15円/kg

9 一般廃棄物のごみ組成 (1/2)

- ・焼却ごみ中の**厨芥類の割合**は減少傾向ではあるが、依然、**全体の1/4**を占めています。
- ・**ミックスペーパー**や**プラ製容器包装対象**は**2割**を占めており焼却量を減らす余地があります。

2014年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果



2024年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果

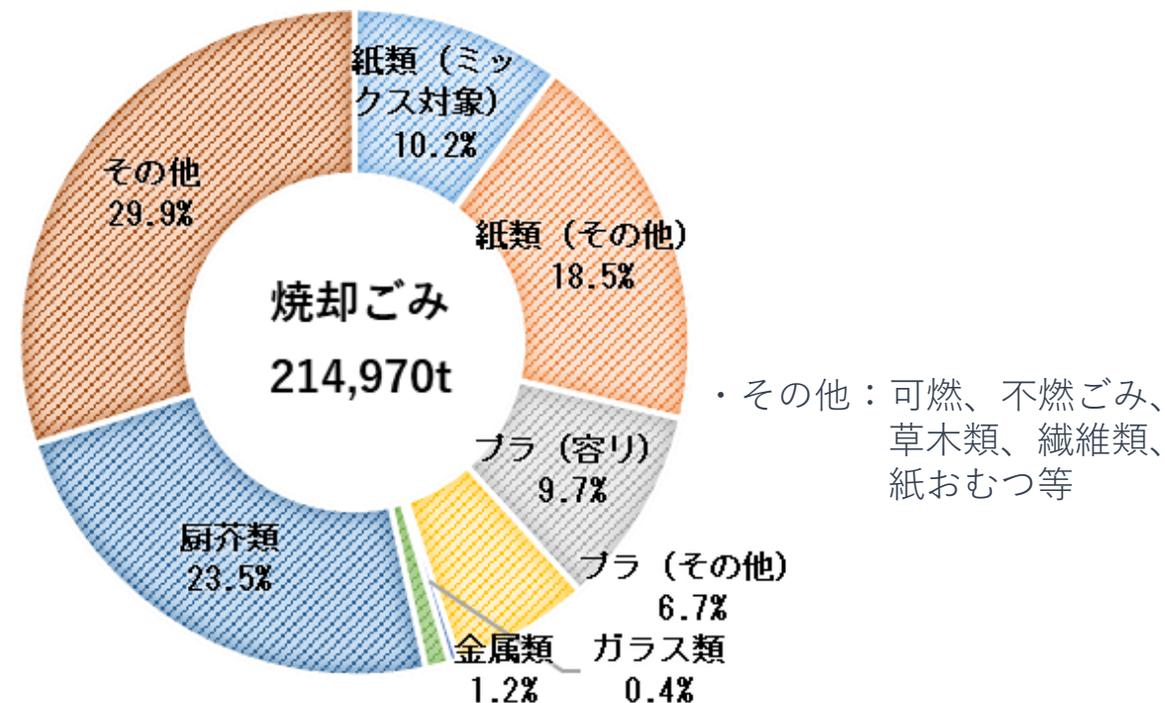


図 家庭系焼却ごみの組成 (市の焼却施設)

※粗大可燃分・一時多量ごみ除く

9 一般廃棄物のごみ組成 (2/2)

- ・焼却ごみ中の紙類が全体の4割以上を占めています。
また、厨芥類が2割、プラスチック類が2割を占めています。

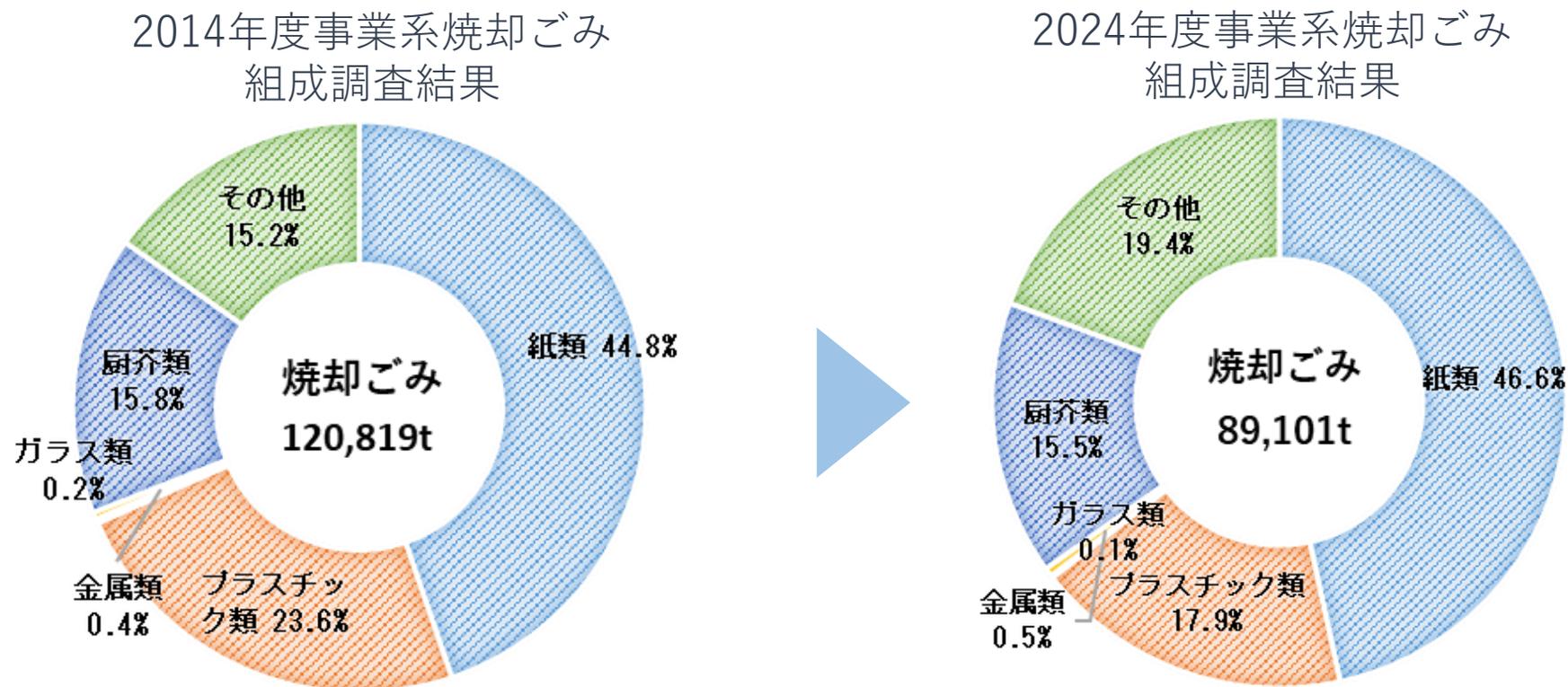


図 事業系焼却ごみの組成 (市の焼却施設)

10 食品ロスに係る国の動向 (1/2)

- ・国は食品ロス削減推進基本方針を改定(2025年3月)し、新たな目標を設定しました。

■ 目標

- ・ **家庭系食品ロス**：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を**半減**
- ・ **事業系食品ロス**：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を**60%削減**
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%
 - ▶ 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進

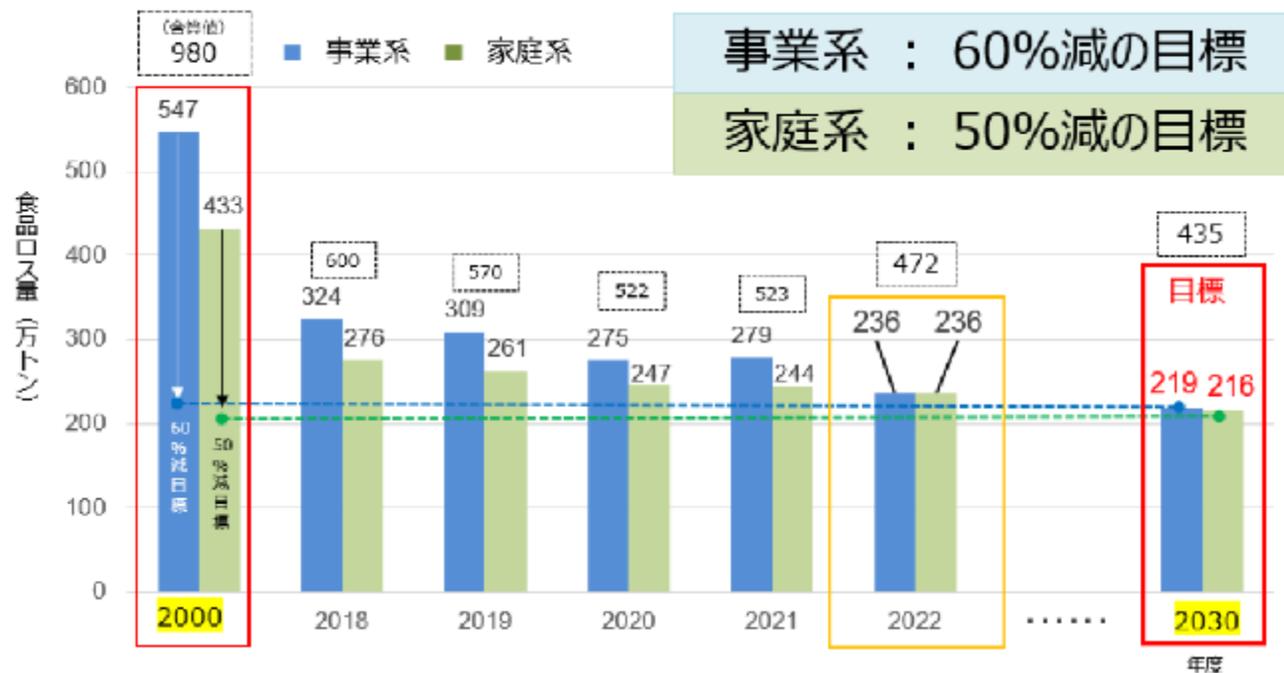
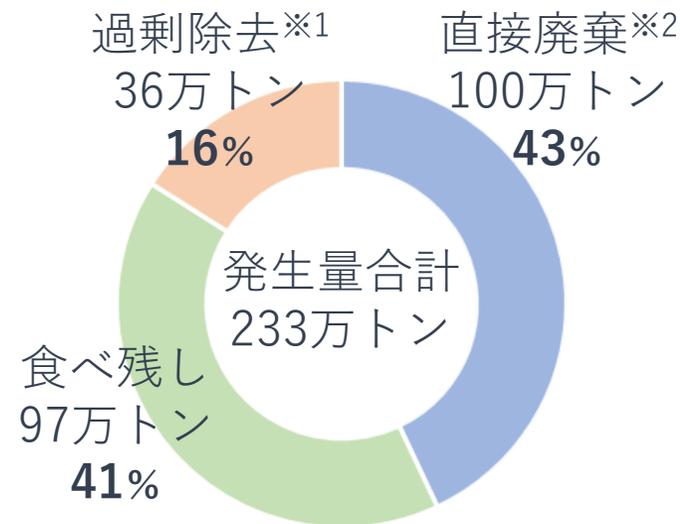


図 日本の食品ロス量の推移と国の削減目標

10 食品ロスに係る国の動向 (2/2)

- ・食料を海外の輸入に大きく依存しており、2023年度の食料自給率（カロリーベース）は38%
一方、日本の食品ロスは約464万トン(2023年度)と大量に発生している状況

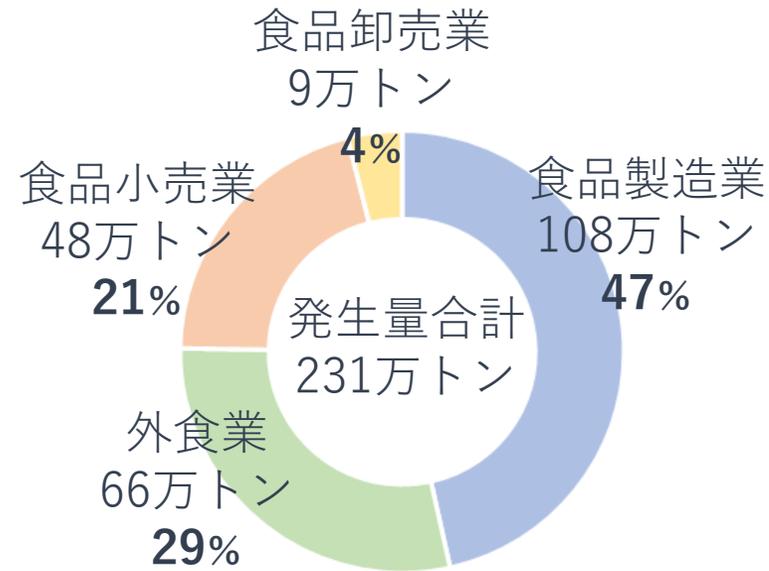
家庭系食品ロスの内訳



※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、
食べられる部分が捨てられている

※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳



製造・卸・小売事業者：製造・流通・調子の過程で発生する規格外品、
返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者：作りすぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

- ・我が国の**食品ロスは464万トン**
農林水産省・環境省「令和5年度推計」
- ・食品ロスのうち
事業系は233万トン、
家庭系は231万トンであり、
食品ロス削減には、事業者、家庭
双方の取組が必要

図 日本の食品ロス量

出典：別添 我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）R7.6 一部川崎市加工

11 食品ロスに係る本市の状況

- ・ 家庭系は約1万6千トン、事業系は約7千トン（家庭系が事業系の2.4倍）です。
 - ・ 家庭系は国の食品ロス量と比較すると、**食べ残しの割合が高く**、**直接廃棄の割合が低い**です。
- ※事業系の食品廃棄物量は**小売業**(スーパー、コンビニ等)が一番多く、**全体の約4割**

家庭系食品ロスの現状 (2024年度)

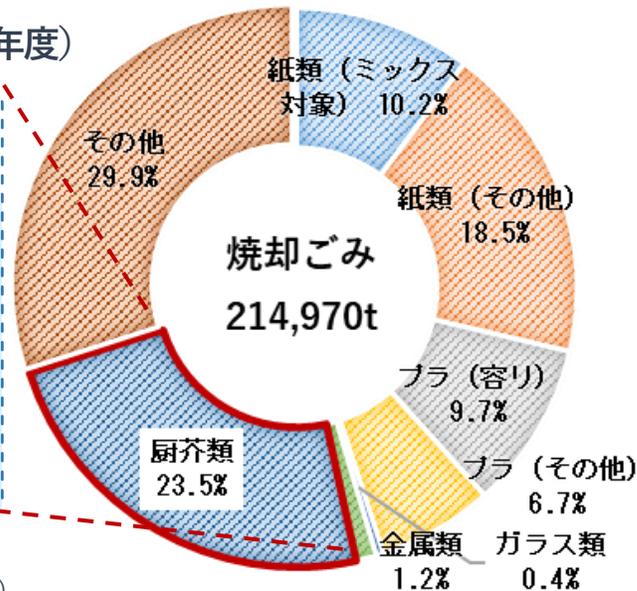
調理くず 68.1%(約34,400t)

食品ロス 31.9%(約16,100t)

食べ残し 18.3% (約9,200t)

直接廃棄 9.1% (約4,600t)

過剰除去 4.6% (約2,300t)



※食品ロス (直接廃棄+食べ残し+過剰除去)

※家庭系焼却ごみの組成 (3か年移動加重平均) から算定

※その他: 可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ等

事業系食品ロスの現状 (2024年度)

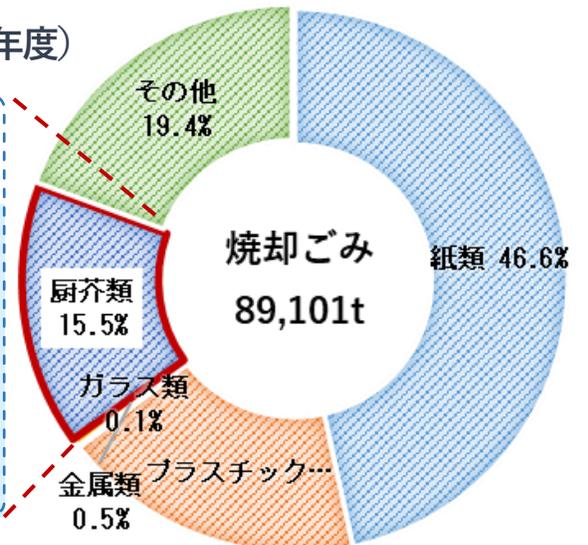
調理くず 52.3%(約7,200t)

食品ロス 47.7%(約6,600t)

食べ残し 32.7% (約4,500t)

直接廃棄 8.8% (約1,200t)

過剰除去 6.1% (約 800t)



※食品ロス (直接廃棄+食べ残し+過剰除去)

※事業系焼却ごみの組成 (3か年移動加重平均) から算定

※その他: 紙おむつ、繊維類、草木類等

図 焼却ごみの食品ロスの組成 (市の焼却施設)

12 廃棄物分野の温室効果ガス総排出量

焼却量は減少傾向にあるものの、組成率では廃プラは横ばい、合成繊維は増加傾向です。

表 廃棄物分野の温室効果ガス総排出量（市の収集運搬、焼却施設、最終処分場）

項目	基準年度 (2014年度)	2020	2021	2022	2023	2024
年間発生量 (t-CO ₂)	162,204	176,787	169,157	167,983	159,195	156,192
収集運搬過程 (直営車両) (t-CO ₂)	4,680	4,328	3,847	4,081	3,859	4,991
中間処理過程 (t-CO ₂)	157,304	171,929	164,878	163,411	154,898	152,691
うち廃プラ (合成繊維以外) 焼却	127,117	136,825	128,900	128,069	123,206	121,436
うち合成繊維焼却	18,594	27,337	27,668	27,114	23,215	24,387
うちその他焼却 (CH ₄ 、N ₂ O)	6,291	5,966	5,752	5,620	4,778	4,765
うち事務所関係	5,302	1,801	2,558	2,607	3,699	2,102
最終処分過程 (t-CO ₂)	220	530	432	491	438	329
ごみ焼却量	370,849t	357,662t	348,017t	340,093t	326,121t	315,183t
含水率	42.2%	40.1%	39.9%	40.6%	40.7%	41.6%
焼却ごみ中の廃プラ(合成繊維以外)の組成率(乾)	22.2%	23.4%	22.8%	23.4%	23.7%	23.7%
焼却ごみ中の合成繊維の組成率(乾)	3.9%	5.7%	5.9%	6.0%	5.4%	5.8%
焼却ごみ中の廃プラ (合成繊維以外) と合成繊維の量の合計値(乾) (推計)	54,005t	61,333t	58,616t	58,074t	54,711t	54,583t

13 ごみ排出量等の将来推計

	基準年度	第1期行動計画					第2期行動計画					第3期行動計画			
西暦(年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	
人口(人)	1,551,788	1,557,500	1,562,200	1,566,900	1,571,600	1,576,300	1,581,000	1,583,300	1,585,600	1,587,900	1,590,200	1,592,500	1,591,100	1,589,700	
1人1日あたりのごみ排出量(g)	793	783	774	758	750	742	736	731	729	725	722	717	715	712	
家庭系(g)	540	534	528	522	517	512	507	504	502	500	497	494	493	490	
事業系(g)	253	249	246	235	233	230	229	227	226	225	224	222	222	222	
焼却ごみ(t)	315,183	309,600	304,800	296,500	291,400	287,100	283,500	281,400	278,700	276,400	274,000	271,900	268,800	265,900	
家庭系(t)	226,082	222,000	218,800	216,300	212,800	209,900	207,200	206,000	204,200	202,700	201,100	200,000	197,700	195,700	
事業系(t)	89,101	87,600	86,000	80,200	78,600	77,200	76,300	75,400	74,500	73,700	72,900	71,900	71,100	70,200	
資源化量(t)	134,034	135,600	136,800	138,100	138,900	139,900	141,400	142,400	143,200	144,100	145,000	146,000	146,700	147,500	
家庭系(t)	80,016	81,400	82,300	83,400	83,900	84,700	85,800	86,300	86,700	87,200	87,700	88,300	88,500	88,900	
事業系(t)	54,018	54,200	54,500	54,700	55,000	55,200	55,600	56,100	56,500	56,900	57,300	57,700	58,200	58,600	
プラスチック資源分別率(%)	33%	37%	40%	44%	47%	51%	54%	55%	56%	57%	57%	58%	59%	60%	
総排出量(t)	449,217	445,200	441,600	434,600	430,300	427,000	424,900	423,800	421,900	420,500	419,000	417,900	415,500	413,400	
西暦(年度)	2023	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035	2037	
産業廃棄物再生利用率(%)	34.4%	34.4%	34.4%	34.4%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	
産業廃棄物廃プラスチック類の再生利用率(%)	71.2%	73.2%	74.1%	75.1%	76.1%	77.0%	78.0%	79.0%	79.9%	80.9%	81.9%	82.8%	82.8%	82.8%	

14 し尿処理量の将来推計

川崎市では、現在、2つの生活環境事業所で収集作業を行っており、川崎区・幸区・中原区は川崎生活環境事業所、高津区・宮前区・多摩区・麻生区は宮前生活環境事業所で収集しています。

表 処理量の将来推計

年度	し尿収集量 (kL)	浄化槽汚泥収集量(kL)
2026	6,720	32,110
2027	6,620	31,990
2028	6,560	31,890
2029	6,490	31,810
2030	6,440	31,750
2031	6,400	31,700
2032	6,360	31,660
2033	6,340	31,630
2034	6,330	31,600
2035	6,310	31,570
2036	6,300	31,560
2037	6,290	31,550

※推計値は前年度比率の一定期間の平均値を算出し、2023年度実績を始点として平均値を乗じて算出

15 川崎市の目指す2050年の世界観（イメージ）（1/2）

2050年の具体的な姿をイメージしやすいように国等の動向を踏まえ、世界観を具体化

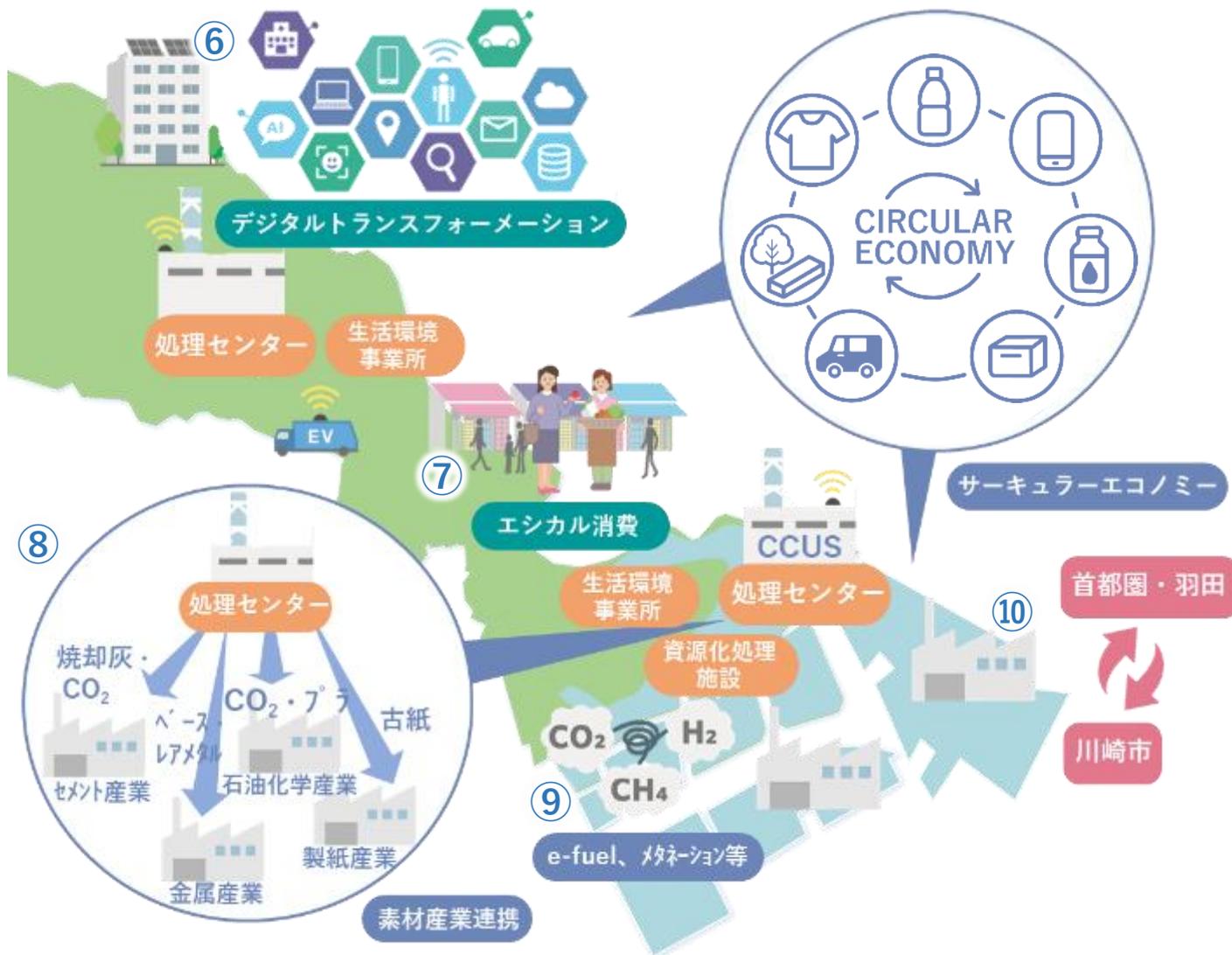


市街地の主なイメージ

- ①市民、事業者の環境意識が醸成され、限りなく、ごみが減量化され、資源化が進んでいる。
- ②リユース、リペア、シェアリング、アップサイクルなどサーキュラーエコノミーコマースが家庭にも当たり前のように浸透している。
- ③車両等がゼロカーボン化されている。
- ④廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとして立地し、再エネ電力の地域内循環がされている。
- ⑤住宅やビルは、省エネ機器導入や、断熱性向上、木材利用など、環境に配慮され、さらに太陽光発電と蓄電池を備えることでCO₂の発生しない住環境となっている。

15 川崎市の目指す2050年の世界観（イメージ）（2/2）

2050年の具体的な姿をイメージしやすいように国等の動向を踏まえ、世界観を具体化



市街地を中心とした主なイメージ

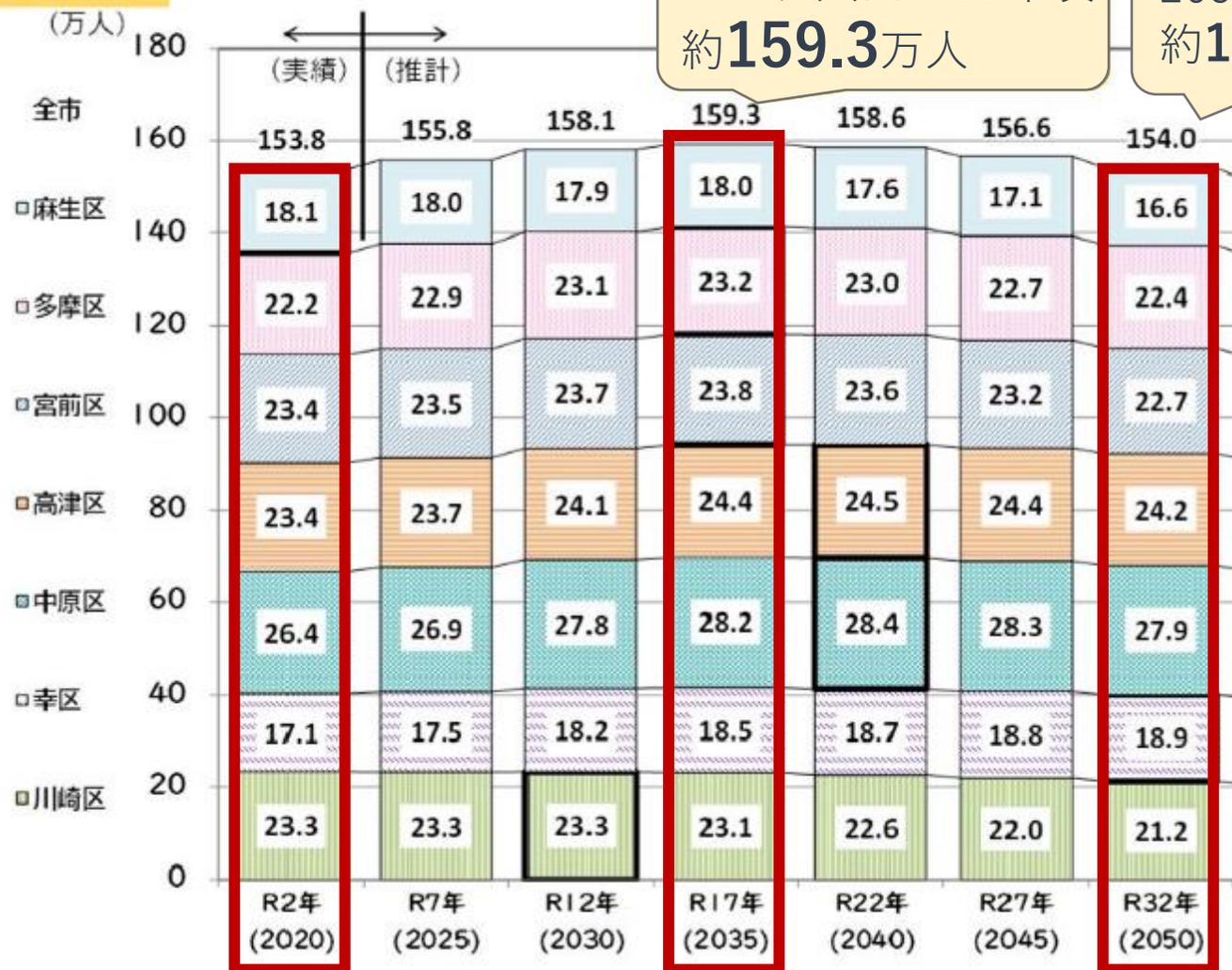
- ⑥社会全体がサイバー空間と繋がり、交通、生産、安全、医療などが総合的に最適化した「デジタルトランスフォーメーション」が実現。
- ⑦エシカル行動など人と社会と環境に配慮した消費行動を実践している。

臨海部を中心とした主なイメージ

- ⑧プラスチックの資源循環や炭素循環プラットフォームを導入し、素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用。産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大を実現。
- ⑨e-fuelやメタネーション等の脱炭素燃料が実装。
- ⑩首都圏と連携した循環経済への移行、脱炭素化が進んでいる。

16 人口動向 (1/2)

推計結果



- ・ 推計によるとピーク人口は、**2035年の約159万人**
- ・ 2050年は約154万人であり、2020年人口と比べると微増

図 本市の将来人口推計

資料：川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計 (R7.5)

16 人口動向（2/2）

- ・ 2035年人口は、対2020年人口の54,200人増（約3.5%増）
- ・ 2050年人口は、対2020年人口の 1,700人増（約0.1%増）

表 本市の将来人口推計

	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
総数	1,538,300	1,557,500	1,581,000	1,592,500	1,585,500	1,565,500	1,539,900
0～14歳	189,600	172,900	161,500	156,300	162,000	161,600	157,500
（うち0～4歳）	64,100	51,400	56,700	60,100	59,100	56,900	55,700
15～64歳	1,037,200	1,062,300	1,064,800	1,040,000	984,000	945,000	917,300
65歳以上	311,500	322,300	354,600	396,200	439,500	458,900	465,100
（うち75歳以上）	160,300	188,800	204,800	211,300	225,900	252,400	283,900
割合							
0～14歳	12.3%	11.1%	10.2%	9.8%	10.2%	10.3%	10.2%
（うち0～4歳）	4.2%	3.3%	3.6%	3.8%	3.7%	3.6%	3.6%
15～64歳	67.4%	68.2%	67.4%	65.3%	62.1%	60.4%	59.6%
65歳以上	20.3%	20.7%	22.4%	24.9%	27.7%	29.3%	30.2%
（うち75歳以上）	10.4%	12.1%	13.0%	13.3%	14.2%	16.1%	18.4%
対2020年人口	—	19,200	42,700	54,200	47,200	27,300	1,700

資料：川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計（R7.5）

17 市民・事業者の声（市民）

（1）令和6（2024）年度 市民WEBアンケート

- ア 調査概要** 資源物とごみに関する市民の意識を調査するもの
- イ 実施日** 令和6(2024)年6月24日～6月27日
- ウ 対象者** 調査会社に登録している川崎市在住のモニター
- エ 回答数** 1,500件（回答者：18～29歳 14%、30～39歳 25%、40～49歳 23%、50～59歳 24%、60～69歳 10%、70歳以上 5%）
- オ 実施結果概要**

- （ア）ごみの分別や3Rにどの程度関心がありますか
約7割が関心があるが、一方で約3割は関心がない

17 市民・事業者の声（市民）

- (イ) **プラスチック製容器包装は主にどのように出していますか**（※川崎区はプラスチック資源）
約2割の方が普通ごみに出しており、理由は分別の手間、汚れ具合、対象が分からないが各2～3割
- (ウ) **リサイクルやリユースされた製品を積極的に使いたいですか**
約1割が既に使っており、約7割が使いたい、一方で約2割は使いたくない
- (エ) **ごみ処理に関するどのような情報が知りたいですか**（複数回答有り）
分別に迷った際の出し方が約5割、どの場所で何の資源物を回収しているか約3割、災害時の出し方が約2割、分別後の資源物が何に生まれ変わったか約2割
- (オ) **市はどのような取組を行うべきですか**（複数回答有り）
分別が分かりにくいものを広報で取り上げるが約4割、マイボトル等の使用促進が約3割、リサイクルショップ等の情報提供が約3割、簡易包装や店頭回収の店舗の情報提供が約2割

17 市民・事業者の声（市民）

主なクロス集計結果

（ア）プラスチック資源/プラスチック製容器包装は、主にどのように出していますか

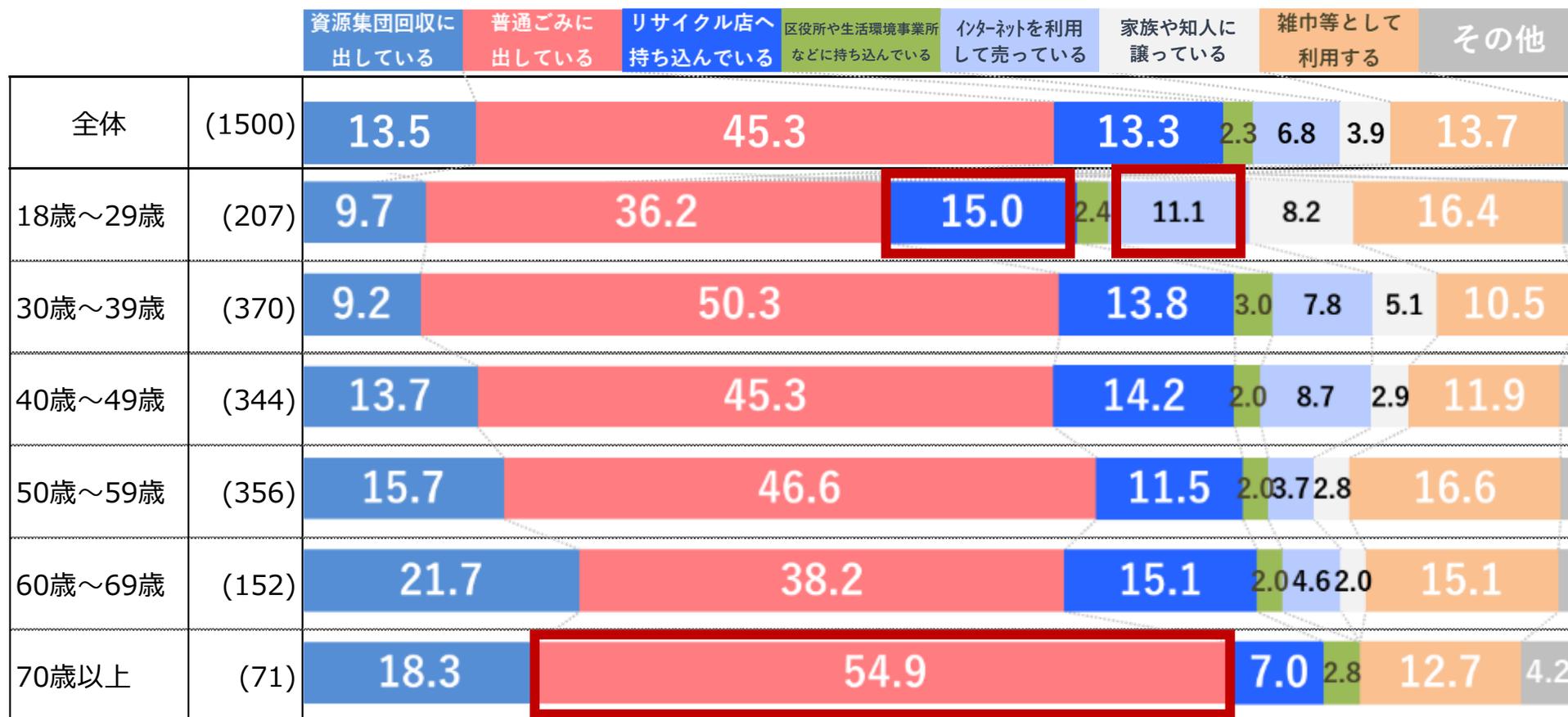
▼若い世代（10～20代）の約3割は普通ごみ(燃えるごみ)に出している一方で、年齢が高いほど、プラ資源/プラ製容器包装の収集日に出している割合は増えている

	(n)	プラスチック資源/プラ製容器包装 の収集日に出している	普通ごみに出している	その他
全体	(1500)	82.4	17.1	
18歳～29歳	(207)	71.5	28.5	
30歳～39歳	(370)	78.1	21.4	
40歳～49歳	(344)	82.8	16.9	
50歳～59歳	(356)	87.6	11.0	
60歳～69歳	(152)	90.1	9.9	
70歳以上	(71)	91.5	8.5	

17 市民・事業者の声（市民）

（イ）不要になった布類（古着など）は、主にどのように出していますか

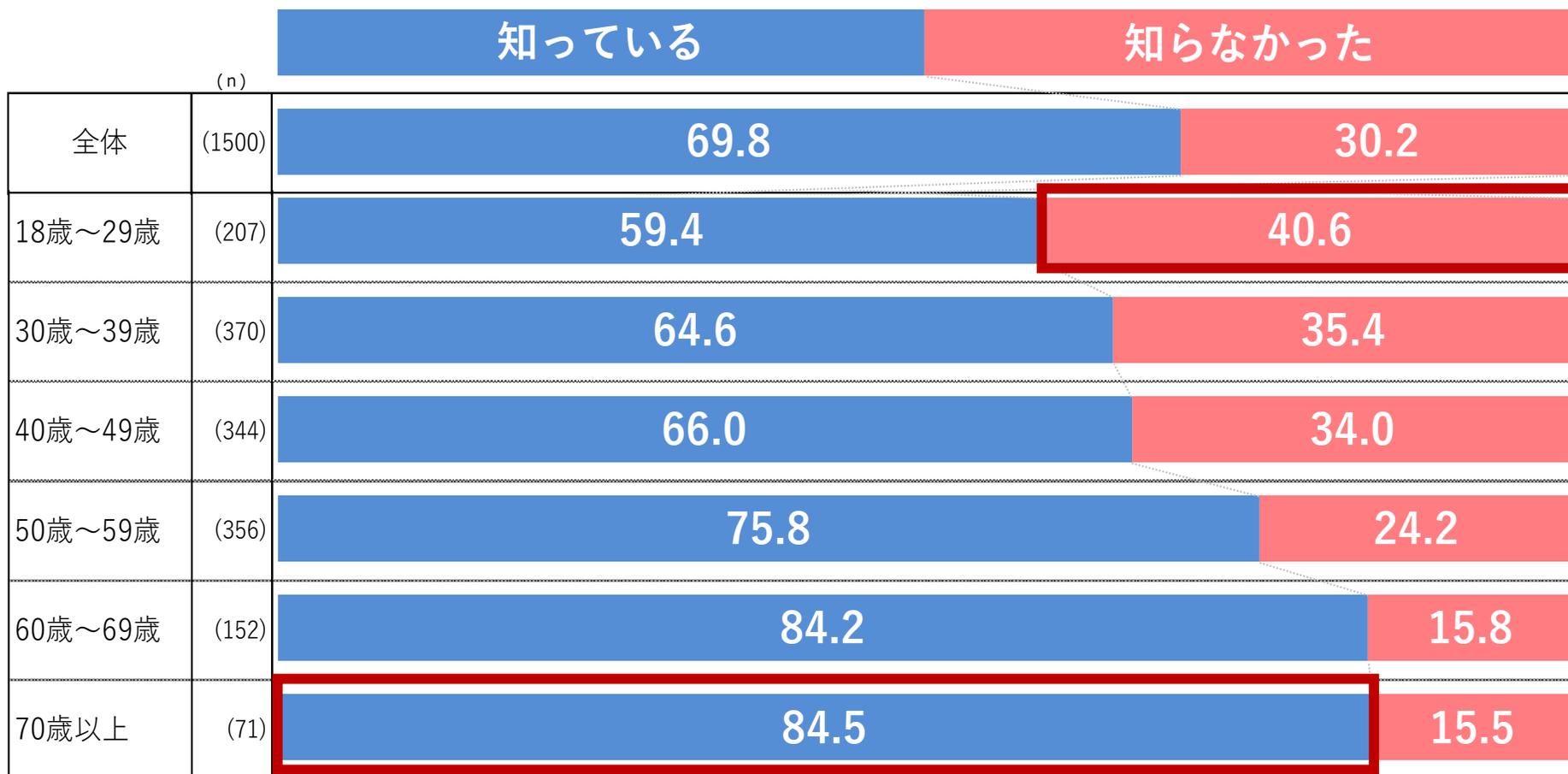
▼古着などを普通ごみに出している割合は70代が5割超と最も高い一方で、10～20代はインターネットを利用して売却するなど、リユース・リサイクルの割合が他の年代よりも高い



17 市民・事業者の声（市民）

（ウ）プラスチックは燃やすと温室効果ガスが多量に出てしまうことを知っていますか

▼年齢が高くなるにつれて「知っている」方の割合が多い



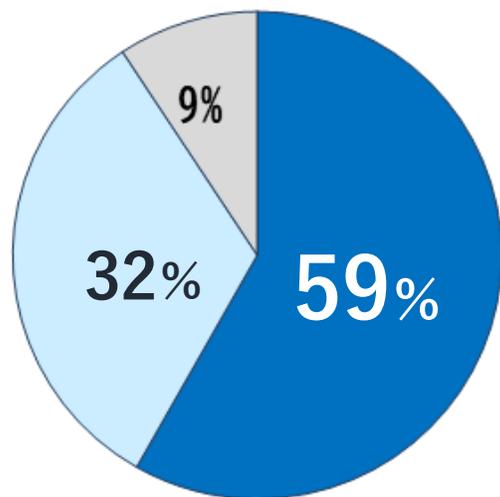
17 市民・事業者の声（市民）

（2）高校生アンケート

- ア 調査概要 ごみ減量の取組やアイデアなどに対する学生意見
- イ 実施日 令和6(2024)年6月
- ウ 対象者 市内高校2、3年生
- エ 回答数 297件
- オ 実施結果概要
次ページ

17 市民・事業者の声（市民）

ごみ減量の取り組みについて



- 取り組んでいる
- 取り組んでいなかったが、これからは取り組みたい
- 取り組んでいない

■ ごみの減量や分別を思わずしたくなるアイデア（一例）

- ごみの分別や減量をしたら商品交換、購入に使えるポイントが貰えるサービス
- ごみを正しく分別し捨てられるようなデザイン等を施したごみ箱の設置
- ごみの現状、危惧される将来についてのポスターやイラスト等での啓発 など

■ 脱炭素社会を見据えて、2050年にどのようなまちに住みたいですか？（一例）

- ごみという概念が無くなり、すべて再利用している世界
- プラスチックが減って、リサイクルも普及しているまち
- 燃やすごみを他の何かに転換し活用できる世界
- 環境に負荷の少ない資源を活用した生活
- 再生可能エネルギーで電気を作る世界
- 異常気象の進行が抑えられ、地球温暖化の心配が無いまち

17 市民・事業者の声（事業者）

（3）事業者アンケート

ア 調査概要 廃棄物に関する事業者の意識等を調査するもの

イ 実施日 令和6(2024)年5月31日～7月5日

ウ 対象者 市内3,500事業者（郵送又はWEB）

エ 回答数 1,521件

オ 実施結果概要

- （ア）ごみの減量化・資源化の推進に向け、貴事業所ではどのような取組をしていますか**
- ・紙の使用量削減は8割以上が実施、紙類の資源化が6割超

17 市民・事業者の声（事業者）

（イ）脱炭素化に向け、どのような取組をしていますか

- ・廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進、エネルギー消費を抑える取組が各約5割を占める

（ウ）ごみを処理するうえで課題と感じていることはありますか

- ・ごみ処理にかかるコストが増えたと感じるが4割以上を占める
- ・また、複合物など分別がしにくいごみが増えたが約2割、従業員の分別意識が浸透しない、分別ルールが複雑で理解できないが各約1割

（エ）事業系一般廃棄物の処理方法

- ・紙類は、資源として処理（約5~8割）が上位を占めている一方、厨芥類、その他資源物(剪定枝など)は、ごみとして処理（約7割、約4割）が上位を占める

（オ）市はどのような取組を行うべきですか

- ・資源化できる業者に関する情報提供が必要との意見が約4割、ごみ処理に関して気軽に相談できる窓口の充実が3割、ごみ減量・資源化に係る広報、優良な産業廃棄物処理業者への支援と育成が各約2割

18 本市の廃棄物対策に係る計画等の策定経過

年度	計画等の策定等	対応	備考
2005	川崎市一般廃棄物処理基本計画 ～かわさきチャレンジ・3R～	策定	計画期間2005～2015
2016	川崎市一般廃棄物処理基本計画 ～ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン～	改定	計画期間2016～2025
2020	川崎市プラスチック資源循環への対応方針	策定	第3期行動計画策定に伴い位置づけ (2022)
2022	川崎市産業廃棄物処理指導計画	策定	計画期間2022～2025 今回の計画策定に伴い統合
2026	川崎市循環型社会形成推進計画	策定	基本計画期間 2026～2037 第1期行動計画2026～2029 食品ロス削減推進基本計画を位置づけ

19 川崎市環境審議会（部会）の開催経過（1/2）

開催年月日	会議等	内容
2024年5月15日	環境審議会（諮問）	・基本計画の改定の考え方について（諮問）及び資源循環部会の設置について
2024年5月15日	令和6年度環境審議会 第1回資源循環部会	・部会長・副部会長の選出について ・現行計画の総括、今後のスケジュールについて
2024年7月16日	令和6年度環境審議会 第2回資源循環部会	・現行計画及び社会状況を踏まえた課題について ・基本理念・方針について
2024年8月30日	令和6年度環境審議会 第3回資源循環部会	・基本理念・方針・施策について ・目標項目について ・個別課題の検討について（脱炭素・資源循環）
2024年10月21日	令和6年度環境審議会 第4回資源循環部会	・現産業廃棄物処理指導計画の総括について ・個別課題の検討について（食品ロス・高齢化・経済的手法・まち美化・災害廃棄物・生活排水）
2024年12月20日	令和6年度環境審議会 第5回資源循環部会	・基本計画の改定の考え方（中間報告）（部会案）
2025年1月27日	環境審議会（中間報告）	・基本計画の改定の考え方（中間報告）

19 川崎市環境審議会（部会）の開催経過（2/2）

開催年月日	会議等	内容
2025年5月15日	令和7年度環境審議会 第1回資源循環部会	・基本計画の改定の考え方（構成案）について
2025年7月18日	令和7年度環境審議会 第2回資源循環部会	・基本計画の改定の考え方（答申素案）について
2025年10月10日	令和7年度環境審議会 第3回資源循環部会	・基本計画の改定の考え方（答申案）について
2025年10月29日	環境審議会（答申案）	・基本計画の改定の考え方について（答申案審議）
2025年11月11日	環境審議会（答申）	・答申手交式

20 川崎市環境審議会（部会）委員名簿

川崎市環境審議会資源循環部会 委員名簿（令和7年11月11日時点）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	濃沼 健夫	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
2	篠倉 美紀	市民公募	市民代表	
3	高橋 慶子	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時委員
4	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	部会長
5	徳野 千鶴子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時委員
6	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 (環境学専攻) 教授	環境政策、環境システム科学、 廃棄物・土壌汚染・悪臭	
7	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科教授	廃棄物工学、衛生工学	副部会長
8	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時委員
9	渡辺 敏彦	神奈川県産業資源循環協会川崎地区委員会 副委員長	市民代表	臨時委員

(五十音順 敬称略)

21 川崎市環境審議会委員名簿（1/3）

川崎市環境審議会（第11期）委員名簿（令和7年11月11日時点）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	飯田 晶子	東京大学大学院工学系研究科特任講師	緑地環境学	
2	池田 俊介	市民公募	市民代表	
3	石山 一可	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
4	大久保 巖	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
5	濃沼 健夫	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
6	坂倉 杏介	東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	コミュニティマネジメント	臨時委員
7	佐土原 聡	横浜国立大学名誉教授／学長特任補佐	都市環境工学	会長
8	篠倉 美紀	市民公募	市民代表	
9	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境化学、エアロゾル科学、汚染制御技術	
10	高田 まゆら	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	群集生態学、保全生態学	臨時委員

21 川崎市環境審議会委員名簿（2/3）

川崎市環境審議会（第11期）委員名簿（令和7年11月11日時点）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
11	高橋 慶子	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時委員
12	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	
13	徳野 千鶴子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時委員
14	中島 伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授	都市工学、都市計画	
15	馬場 健司	東京都市大学環境学部教授	環境政策論、政策過程	
16	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 (環境学専攻) 教授	環境政策、環境システム科学、 廃棄物・土壌汚染・悪臭	
17	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) 上席研究員/サステナビリティ統合センタープログラムディレクター	環境・エネルギーシステム	
18	水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	造園、緑地環境	
19	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科教授	廃棄物工学、衛生工学	
20	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時委員

21 川崎市環境審議会委員名簿（3/3）

川崎市環境審議会（第11期）委員名簿（令和7年11月11日時点）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
21	森脇 厚一郎	市民公募	市民代表	
22	吉村 千洋	東京科学大学環境・社会理工学院教授	環境光化学、環境工学、 応用生態工学	
23	與本 剛三	市民公募	市民代表	副会長
24	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学	
25	鷺北 栄治	川崎公害病患者と家族の会	市民代表	
26	渡辺 敏彦	神奈川県産業資源循環協会 川崎地区委員会 副委員長	市民代表	臨時委員

（五十音順 敬称略）



第2編

行動計画

第1章

目標

CONTENTS

行動計画の目標

第1章 目標

行動計画の目標

第1期行動計画は基本計画と同様の目標項目とし、経過年度である**2029年度の目標値**を設定

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を約7%削減（一般廃棄物）



793g（2024年度） ➡ 742g（2029年度） ※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ（普通ごみ、粗大ごみ、資源物、資源集団回収）
事業から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）の合計

【目標2】 ごみ焼却量を約3万t削減（一般廃棄物）



31.5万t（2024年度） ➡ 28.7万t（2029年度） ※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】 プラスチック資源分別率を約1.5倍増加（一般廃棄物）



33%（2024年度） ➡ 51%（2029年度） ※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量 / (資源物収集量 + 資源物焼却量)
プラ資源：プラスチック容器包装 + プラスチック製品

【目標4】 産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）



34%（2023年度） ➡ 34%（2029年度） ※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量 / 市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】 廃プラスチック類の再生利用率を約1割増加（産業廃棄物）



71%（2023年度） ➡ 77%（2029年度） ※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量 / 市内からの廃プラスチック類排出量

第2章

施策体系

CONTENTS

行動計画の具体的事業

第2章 施策体系

行動計画の具体的事業

- 基本計画で定める5つの基本施策と20の施策の下、第1期行動計画では**61の具体的事業**を位置づけて取組を促進

基本計画

基本施策

I 循環経済への移行

II 「環境市民」意識の醸成

III ごみの減量化・資源化促進

IV 安全・安心な処理体制の構築

V 健康的で快適な生活環境づくり

施策

4 施策

4 施策

4 施策

4 施策

4 施策

行動計画

具体的事業

8 事業

12事業

17事業

15事業

9 事業

第3章

重点

CONTENTS

重点の位置づけ

第3章 重点

重点の位置づけ

第1期行動計画で定める61の具体的事業のうち、今後12年間で重要なポイントである「資源循環・循環経済」「脱炭素」「安全・安心」などに関する特に施策効果が高い取組を重点として設定

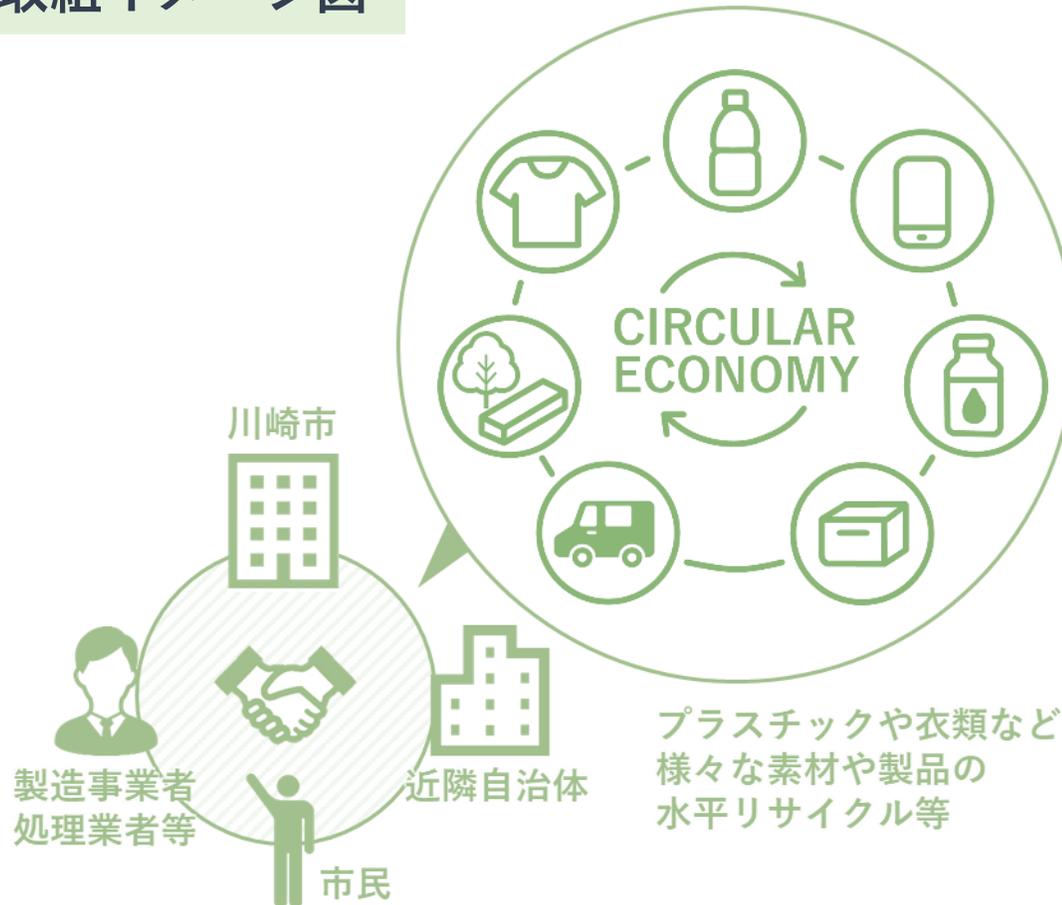
<重点>

- 循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等 (事業No.02)
- プラスチック資源等の分別率向上 (事業No.21、22)
- 回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化 (事業No.24)
- 事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進 (事業No.27、31)
- 収集・処理体制の脱炭素化の推進 (事業No.52)
- 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 (事業No.39)
- ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化 (事業No.55)

循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等

(事業No.02)

取組イメージ図



<現状・課題>

- ・20社を超える企業が参画し、プラスチックの資源循環に関する様々なプロジェクトを実施
- ・国では成長志向型の資源自律経済戦略や国家戦略として循環経済の実現を目指す等、資源循環・循環経済への取組が必要

<取組>

- ・「かわさきプラスチック循環プロジェクト」の枠組みを活用し、様々な事業者等と連携したプラスチック等の循環の取組実施
- ・「Kawasaki Circular Design Park」などの庁内プロジェクトと連携した取組の推進
- ・市内の優れた環境産業の取組等を情報発信することでプレゼンスの向上を図る

プラスチック資源等の分別率向上

(事業No.21、22)

取組イメージ図



<現状・課題>

- ・プラスチック製容器包装の分別率は約40%に留まり先進自治体に比べて低い状況
- ・特に若年層(20、30代)の分別意識が低い傾向(従来の広報が年代により届きにくいことも一因)
- ・脱炭素化・資源化に向けた取組の拡充が必要

<取組>

- ・若年層や外国人市民等、ターゲットに合わせた効果的・効率的な広報・普及啓発の実施(分別の必要性、分かりやすい分別広報等)
- ・分別ルールを守れていない排出者を対象とした排出ルール徹底に向けた対策強化
- ・取組効果の見える化など市民意識の向上に向けた啓発
- ・プラスチック資源の市内リサイクルの推進

回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化

(事業No.24)

取組イメージ図



<現状・課題>

- ・プラスチックや合成繊維は燃やすと温室効果ガス排出の大きな要因
- ・事業者の自主回収（特にプラスチックや衣類の分野）の取組が拡大中
- ・国は、CEコマース全体を拡大する方針
- ・リチウムイオン電池の利用拡大に伴い、全国的に廃棄物処理施設等で火災事故が多発
- ・民間事業者等と連携した取組が必要

<取組>

- ・CEコマース事業者との連携、製造や小売の事業者等による自主回収・拠点回収への誘導促進（衣類・粗大・小物金属・プラスチック・リチウムイオン電池等）
- ・リユーススポットの促進

事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進

（事業No.27、31）

取組イメージ図



<現状・課題>

- ・2030年に向けた国の食品ロス削減目標（2000年度比）は、家庭系半減、事業系60%減
- ・本市の2024年度時点の推計削減率は、家庭系、事業系合わせて約74%の減となるが、焼却ごみ中に約2.3万トン含まれているため、更なる取組が必要

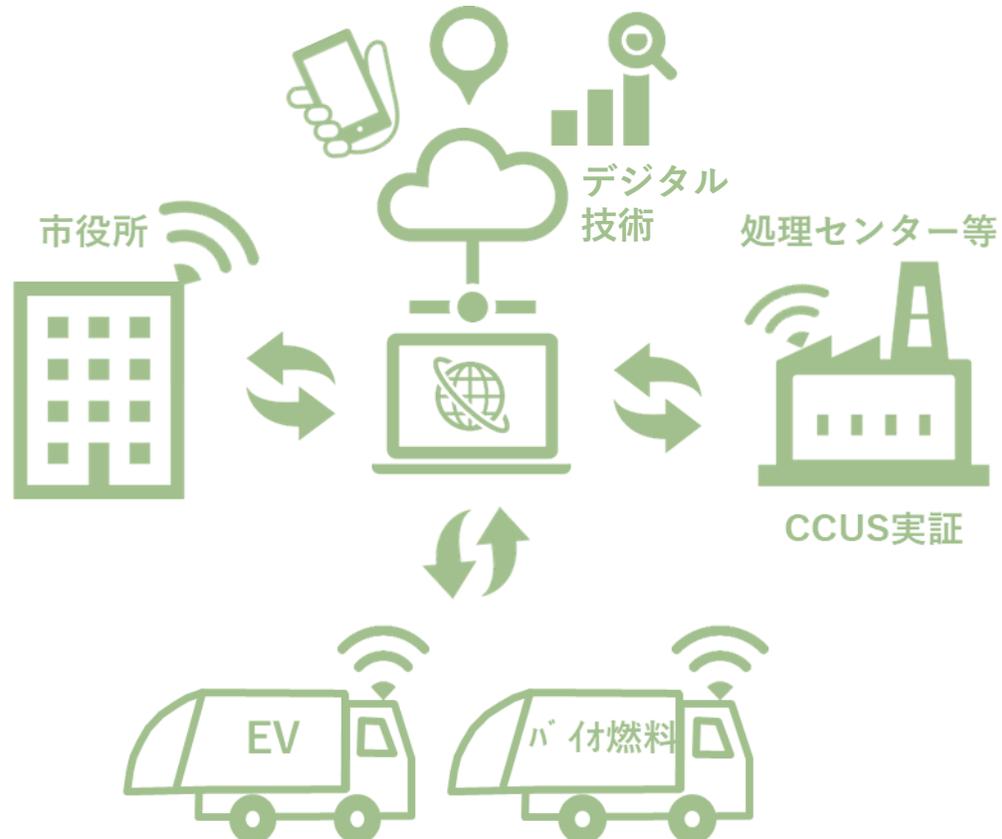
<取組>

- ・事業系食品廃棄物のリサイクルへの誘導、小売事業者・飲食店等との連携強化
- ・フードシェアリング等による食品の活用促進に向けた事業者支援の実施
- ・大規模ショッピングセンターなどの事業者と連携した市民への普及啓発の実施

収集・処理体制の脱炭素化の推進

(事業No.52)

取組イメージ図



<現状・課題>

- ・市事業の約4割を占める廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの削減が必要
- ・デジタル技術（AI、ICT、自動運転等）の発展
- ・少子高齢化が進行し、労働人口の減少

<取組>

- ・ごみ焼却によるCO₂の回収・利用・貯留など、カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス削減を推進
- ・廃棄物の鉄道・中継輸送やごみ収集車へのEV車導入など、環境負荷低減に向けた輸送・車両対策を推進
- ・業務へのデジタル技術の活用により、効率化に加え、災害対応や事故防止、地域連携など多様な効果の検討

災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保

(事業No.39)

取組イメージ図

訓練・ノウハウの共有

国・県・他自治体との
広域連携体制の構築



災害廃棄物
処理体制の
確保

民間事業者との連携強化



<現状・課題>

- ・気候変動の影響による水害など大規模災害リスクは年々増加
- ・災害時は膨大な量の災害廃棄物が発生し、処理が長期化する懸念がある
- ・大規模災害に備えて他自治体、民間団体などとの更なる連携体制強化が必要

<取組>

- ・広域的な連携の推進に向けて、国・県・他自治体との情報交換や支援・受援体制の整備
- ・災害廃棄物の円滑な処理のために、仮保管場所の候補地の選定や訓練の実施
- ・産業廃棄物処理施設の活用も含めた民間事業者との連携強化

ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化

(事業No.55)

取組イメージ図



<現状・課題>

- ・本市の高齢化率は上昇を続け2050年には約3割に達する見込みで、ごみ出し困難者の増加が見込まれる
- ・遺品整理や引越し等に伴う一時的に多量排出されるごみへの対策強化が必要

<取組>

- ・ごみを持ち出すことのできない高齢者・障害者の方に対し実施している「ふれあい収集」について、社会状況の変化と各地域の特性を踏まえながら、取組の充実・強化を図る
- ・遺品整理や引越し等の市民ニーズに対応した一時多量ごみの将来的な増加への対応策の検討

第4章

具体的事業

CONTENTS

基本計画と行動計画の関係

具体的事業

・基本計画と行動計画の関係

基本計画で定める5つの基本施策と20の施策の下、第1期行動計画では61の具体的事業を位置づけて取組を促進

基本計画		行動計画
基本施策	施策	具体的事業
Ⅰ 循環経済への移行	Ⅰ (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援	01 循環経済の実現に向けた取組の推進
		02 循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等 重点
		03 排出事業者・処理事業者の取組支援
		04 国や関係団体等と連携した取組の推進
	Ⅰ (2) エネルギー資源の効果的な活用	05 廃棄物事業の余熱利用の推進
	Ⅰ (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組	06 国際貢献の推進
		07 川崎CNブランドの推進
	Ⅰ (4) 循環型ライフスタイルの実践促進	08 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進

基本計画		行動計画
基本施策	施策	具体的事業
II 「環境市民」意識の醸成	II (1) 情報発信の充実	09 多様な媒体を活用した情報発信
		10 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報発信
		11 産業廃棄物に関する事業者と市民の相互理解の促進
	II (2) 環境教育・環境学習の推進	12 幼児・低年齢層への普及啓発
		13 ICTを活用した環境教育・環境学習の充実
		14 多様な市民への普及啓発
		15 普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実
		16 イベント等に関する啓発活動の充実
		17 廃棄物減量指導員との連携強化
	II (3) 市民参加の促進	18 地域環境リーダーの育成
		19 環境功労者の表彰
		20 多様な主体と連携した美化活動の推進
	II (4) まちの美化推進	

基本計画		行動計画	
基本施策	施策	具体的事業	
Ⅲ ごみの減量化・資源化促進	Ⅲ(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	21 プラスチック資源のリサイクルの推進 重点	
		22 プラスチック資源等の分別率向上 重点	
		23 プラスチックごみ削減の推進	
		24 回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化 重点	
		25 資源集団回収事業の充実	
		26 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	
		27 家庭系食品ロス対策等の推進 重点	
		28 紙おむつのリサイクル	
	Ⅲ(2) 事業系ごみの減量化・資源化	29 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底	
		30 事業系資源物のリサイクルの推進	
		31 事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進 重点	
		32 紙おむつのリサイクルの検討	
	Ⅲ(3) 産業廃棄物の減量化・資源化	33 排出事業者の自主的な取組の促進	
		34 収集運搬事業者と処分事業者の自主的な取組の促進	
		35 上下水道再生資源の有効利用	
	Ⅲ(4) 市の率先したごみの減量化・資源化	36 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進	
37 市役所が排出する廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進			

基本計画		行動計画
基本施策	施策	具体的事業
IV 安全・安心な処理体制の構築	IV(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立	38 災害発生時の分別方法等の周知
		39 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 重点
		40 有害廃棄物・処理困難物への取組
		41 廃棄物処理施設等の補修・整備
	IV(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進	42 安定的な処理体制の運営
		43 堤根処理センターの建替
		44 資源化処理施設等の整備
	IV(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	45 計画の点検・評価等
		46 効果的な経済手法の研究
		47 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討
		48 内容審査による不適物の搬入抑制
		49 リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し
		50 一般廃棄物収集運搬業許可の適正な運用
	IV(4) 環境に配慮した処理体制の構築	51 ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理
		52 収集・処理体制の脱炭素化の推進 重点

基本計画		行動計画
基本施策	施策	具体的事業
V 健康的で快適な生活環境づくり	V(1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進	53 安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保
		54 市民ニーズに対応したごみ収集
		55 ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化 重点
	V(2) 不適正排出対策等の取組	56 不適正排出指導等の徹底
		57 資源物の持ち去り対策の強化
	V(3) 生活排水の適正な処理	58 生活排水の適正処理
		59 災害時の生活排水の適正処理
	V(4) 産業廃棄物の適正処理の促進	60 災害・緊急時の廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保
		61 排出事業者指導等による適正処理・リサイクルの推進

I - (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
01	循環経済の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等と連携して業界動向を把握するとともに調査研究を進めます。 ○近隣他自治体と連携した取組を推進します。 ○循環経済への移行に向けた環境整備を検討するとともに、国や関係団体等に規制緩和等に向けた要望を行います。 ○国や関係団体等に環境配慮設計を呼びかけるなど取組を推進します。 ○再生材の利用促進のため、製造事業者や消費者等に向けた取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業界動向等の把握や先進事例の調査・研究 ●近隣自治体との連携 ●事業者のニーズに応じた環境整備の検討 ●国や関係団体等への要望や呼びかけ ●グリーン購入の推進 	●	●
02 重点	循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ○「かわさきプラスチック循環プロジェクト」の枠組みを活用し、様々な事業者等と連携したプラスチック等の循環の取組を進めます。 ○「Kawasaki Circular Design Park」などの庁内プロジェクトと連携した取組を進めます。 ○市内の環境産業の取組を情報発信するとともに、連携した取組を推進することにより、市内環境産業のプレゼンスの向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者等と連携した循環経済に向けたプラスチックリサイクル等の実証事業の実施 ●事業者連携の取組に向けたマッチング支援 ●効果的な推進体制の構築に向けた検討 	●	●

上記一覧表の左の対象マークの説明

重点：重点事業に関連する取組

食ロス：食品ロス対策に関連する取組

上記一覧表の右上の対象マークの説明

一廃：一般廃棄物に関する取組

産廃：産業廃棄物に関する取組

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一 廃	産 廃
03	排出事業者・処理事業者の取組支援	○多様な事業者の資源循環に資する分別方法や高度なりサイクル技術等の情報を排出事業者や処理事業者に提供することなどを通じて、静脈産業の事業者の取組意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体と連携した資源循環・循環経済に係る講習会等の開催 ●排出事業者・処理事業者への高度化法の国認定等の高度なりサイクルに係る情報提供 ●排出事業者・処理事業者へのプラスチック分別リサイクル等に係る指導・助言 	●	●
04	国や関係団体等と連携した取組の推進	<p>○国の会議等に参加することにより国内外の動向を把握し、自治体として有する知見や課題認識を国等に提言するとともに、国等と連携した取組を推進します。</p> <p>○国等と連携して本市のポテンシャルを活かした取組を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ（略称：CPs（シーピース））と連携した取組の推進 ●クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)や一般社団法人エコシステム社会機構(ESA)などと連携した取組の推進 	●	●



図 かわさきプラスチック循環プロジェクト（事業No.02関係）
（事業者等と連携し、プラ循環の取組推進）



図 事業者向け説明会
（事業No.03関係）



図 経産省・業界団体との対談
（事業No.04関係）

I-(2) エネルギー資源の効果的な活用

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
05	廃棄物事業の余熱利用の推進	<p>○処理センターの熱エネルギーを有効利用し、余熱利用市民施設や廃棄物発電に活用することで、温室効果ガス削減を図ります。</p> <p>○堤根余熱利用市民施設整備事業実施方針に基づき、計画通り整備を実施します。</p> <p>○余熱利用市民施設や廃棄物発電の供給事業者と連携し、地域での利用促進を図ります。</p> <p>○今後、建替を行う処理センターにおいて高効率な熱回収設備の導入に向けた調整を進め、廃棄物発電事業の推進を図ります。</p> <p>○廃棄物発電（川崎産グリーン電力）の地産地消の認知度向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●余熱利用市民施設への熱エネルギーの供給 ●余熱利用市民施設の運営 ●余熱利用市民施設の整備 ●廃棄物発電の地産地消に向けた事業の推進 ●処理センターの建替に合わせた高効率な熱回収設備の導入検討 ●「川崎産グリーン電力」のキャッチフレーズを基にあらゆる機会での情報発信 	●	

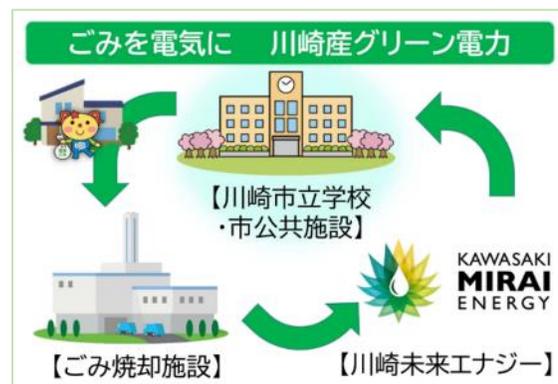


図 川崎産グリーン電力の取組イメージ
(事業No.05関係)



図 川崎産グリーン電力ポスター
(事業No.05関係)

I-(3) 蓄積された環境技術等を活かした取組

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
06	国際貢献の推進	○本市の廃棄物処理事業の様々な知見や市内環境産業の取組を海外都市に情報提供や各種支援を行うことにより、本市の廃棄物処理事業及び環境産業のプレゼンスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境総合研究所の国際連携事業との連携 ●九都県市国際協力事業の推進 	●	●
07	川崎CNブランドの推進	○原材料の調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体で二酸化炭素削減に貢献する製品等を認定し、広く発信する「川崎CNブランド」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎CNブランドの認定 ●展示会への出展や動画等でのPRによる認定製品等の普及促進 	●	●

I-(4) 循環型ライフスタイルの実践促進

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
08	脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進	<p>○市民や事業者に進取的な取組の効果や利便性を実感してもらうことで、資源循環など環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進します。</p> <p>○脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」を活用し、プラスチック資源循環等に係る進取的な取組を集中的に実施し、脱炭素ムーブメントの創出を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチックをはじめとした資源の有効活用等に係る進取的な取組の検討 ●市民や事業者の行動変容につながる情報発信の検討・強化 ●脱炭素アクションみぞのくち推進会議と連携した取組の展開・広報の連携 	●	●

II - (1) 情報発信の充実

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一 廃	産 廃
09 食ロス	多様な媒体を活用した情報発信	○資源物とごみの分別ルール、プラスチック資源循環や食品ロス削減、災害発生時の分別方法等、廃棄物関連情報のほか、市民団体等の活動内容、取組の紹介など、様々な情報を市ホームページやアプリ、SNS、地域情報誌、3Rニュース、公共施設等のデジタルサイネージなど、多様な媒体を活用して、市民・事業者へ情報発信し、3R + Renewableに対する意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市HPやSNS等、多様な媒体を活用した情報発信 ●制度改正やイベント情報など、速報性を活かした情報発信 	●	●
10 食ロス	多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報発信	<p>○スマートフォンなどで分別品目が一目でわかるごみの分別アプリを活用し、分別の仕方のほか、粗大ごみのリユースへの誘導や災害発生時の分別方法等の情報発信を行い、利便性の向上とごみ減量の認知度の向上を図ります。</p> <p>○年齢、国籍などにかかわらず、誰もがわかりやすく分別ルール等を理解できるようリーフレットなどを作成するとともに、関係機関等と連携し、転入等の節目に効果的な広報を実施するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発の充実を図ります。</p> <p>○近年増えているリチウムイオン電池等による収集・処理時の火災・発火を防ぐため、各種広報媒体を活用し適正な出し方に関する効果的な広報を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物とごみ分別アプリの利便性向上に向けた検討・実施 ●分別を促すための伝わりやすい広報の実施 ●若年層や外国人など、ターゲットに応じたSNSや多言語版広報物等による普及啓発 ●リチウムイオン電池等の出し方の周知 	●	

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
11	産業廃棄物に関する事業者と市民の相互理解の促進	○産業廃棄物の3Rに関する事業者、市民及び市の相互理解の促進を図るとともに、廃棄物の適正処理・3Rの取組への市民参加や市民と事業者の環境保全意識の向上を図ることで、脱炭素化・循環経済への移行につながる行動変容を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物についての市民向け広報の実施 ●産業廃棄物の3Rへの市民参加の推進 ●事業者の優れた取組事例の情報発信 ●事業者の広報活動への支援、処理事業者への施策に関する情報提供 		●



図 ごみ分別アプリ
(事業No.10関係)



図 「知っておきたい産廃のこと」
パンフレット (事業No.11関係)

II - (2) 環境教育・環境学習の促進

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
12 食ロス	幼児・低年齢層への普及啓発	○環境意識の醸成と家庭への波及を目指し、3R+Renewableの取組事例の紹介や体験学習を行うなど、主に小学4年生を対象とした「出前ごみスクール」の充実を図るとともに、保育園などを対象とした「ふれあい出張講座」による環境教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●出前ごみスクールの充実 ●保育園・幼稚園を対象とした環境教育の充実 	●	
13 食ロス	ICTを活用した環境教育・環境学習の充実	○ICTを活用した環境教育・環境学習を推進するため、デジタルコンテンツ（副読本、環境ポータルサイト）の作成等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育・環境学習に適したデジタルコンテンツの作成 ●環境教育・環境学習に適したデジタルコンテンツの活用促進 	●	
14 食ロス	多様な市民への普及啓発	<p>○3R+Renewableの取組事例の紹介や分かりにくい分別品目の説明を行うなど、町内会・自治会等の会合や各種イベントにおいて、「ふれあい出張講座」を行うとともに、大学や多文化共生プラザ等と連携し、若年層や外国人市民など、ターゲットに合わせた普及啓発を実施します。</p> <p>○ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、意見交換を行うイベントを開催し、3R+Renewableに対する意識啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい出張講座や大学や多文化共生プラザ等と連携した普及啓発の実施 ●多様な市民の参加型イベントの開催 	●	

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
15 食ロス	普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実	○王禅寺エコ暮らし環境館やかわさきエコ暮らし未来館、CCかわさき交流コーナー、環境総合研究所などの普及啓発拠点で、資源循環・脱炭素・自然共生等の意識啓発を図ります	●普及啓発拠点等での環境学習に関するイベントの実施 ●普及啓発拠点等を活用した環境情報の発信	●	
16 食ロス	イベント等に関する啓発活動の充実	○市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象にした講演会を開催するとともに、「3R推進デー」を活用したPR活動の実施、市民祭りをはじめとした各種イベント等に出展し、3R+Renewableに係る啓発活動を実施します。 ○各種イベント等において、食品ロス削減に関する啓発やマイボトルなどの利用促進を呼びかけるとともに、配布する啓発品についてはプラスチック代替品を積極的に活用しPRします。	●イベント等での啓発活動の充実 ●食品ロス削減、マイボトル等の利用促進及びPRの実施	●	



図 出前ごみスクール (事業No.12関係)



図 デジタル版環境副読本 (事業No.13関係)



図 王禅寺エコ暮らし環境館 (事業No.15関係)

II-(3) 市民参加の促進

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一 廃	産 廃
17 食ロス	廃棄物減量指導員との連携強化	○廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会・施設見学会や情報交換を行います。 ○「3R推進デー」など様々な機会を捉えて、廃棄物減量指導員との連携を図ります。	●廃棄物減量指導員との情報交換等の実施 ●廃棄物減量指導員と連携したごみ分別等の推進	●	
18	地域環境リーダーの育成	○地域や職場で環境保全活動や環境配慮行動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、3Rを含めた必要な知識技術を習得するための講座を開催します。 ○地域環境リーダー育成講座受講生等の環境保全活動等のきっかけづくりを支援するイベントを開催します。	●地域環境リーダー育成講座の実施 ●エコ・フェスタかわさきの開催	●	
19	環境功労者の表彰	○地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰します。 ○環境功労者の取組等について広く情報発信します。	●環境功労者表彰の実施 ●環境功労者表彰受賞者の取組の情報発信	●	



図 3R推進デーにおける啓発活動
(事業No.18関係)



図 地域環境リーダー講座
(事業No.18関係)



図 環境功労者表彰
(事業No.19関係)

II-(4) まちの美化推進

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一 廃	産 廃
20	多様な主体と連携した美化活動の推進	<p>○各団体・地域で実施しているごみ拾いなどの美化活動の「ネットワーク化」を図ることにより連携を推進するとともに美化活動の「見える化」を図ることにより、市民・事業者の美化意識の向上及び醸成を図ります。</p> <p>○資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の周辺等について、啓発・指導を徹底するとともに、「3R推進デー」などを活用し、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携した集積所周辺等の環境美化を図ります。</p> <p>○「ごみゼロの日」（5月30日）の取組や、市内統一美化活動と連動した大規模キャンペーンを実施することにより、海洋プラスチックごみの削減及びまちの環境美化を図るとともに、市民の意識啓発・モラル向上を図ります。</p> <p>○ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンとして、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各団体が繋がるための情報発信及び連携を促進するイベント等の実施によるネットワーク化の促進 ●各団体・地域で実施している美化活動の見える化の手法の検討・実施 ●地域等で美化活動を始めるきっかけづくり、担い手支援 ●集積所周辺等やまちの環境美化の推進 ●大規模キャンペーンの実施 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンの実施 	●	



図 かわさきTEKTEKと連携した清掃イベント
（ヨネッティー王禅寺）
（事業No.20関係）

Ⅲ－(1) 家庭系ごみの減量化・資源化

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8～11年度）	一廃	産廃
21 重点	プラスチック資源のリサイクルの推進	○プラスチック製品をプラスチック製容器包装と一括で「プラスチック資源」として収集してリサイクルする取組を令和8(2026)年度に全市拡大とともに、家庭から排出されるプラスチック資源の市内リサイクルを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭から排出されるプラスチック資源のリサイクルを実施 ●適正な処理ルート確保 ●収集したプラスチック資源の市内リサイクル推進に向けた国の次期認定取得（R10年度） 	●	
22 重点	プラスチック資源等の分別率向上	<p>○令和8(2026)年度のプラスチック資源一括回収の全市拡大に伴い、6割以上が分別されずに焼却されているプラスチック資源やミックスペーパーの資源化を促進するため、ターゲットに合わせた広報を行うとともに、分別ルールを守れていない排出者を対象とした啓発を実施します。</p> <p>○警告シールの貼付や収集留保など収集時における指導など、対応強化を検討します。</p> <p>○集合住宅が多い本市の特性を踏まえた広報・普及啓発を実施します。</p> <p>○ごみ減量・リサイクルの推進に向け、廃棄物減量指導員をはじめ、地域と連携してごみ排出ルールの徹底を図るとともに、ナッジ（行動科学に基づく手法）を活用した取組を進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ターゲットに合わせた広報媒体を活用した広報・普及啓発 ●分別マナーを守れていない排出者を対象とした排出ルール徹底に向けた啓発 ●ごみ収集時における分別排出指導の検討 ●集合住宅を対象とした効果的な広報・普及啓発 ●地域と連携したごみ排出ルールの徹底 ●ナッジを活用した広報の実施 ●取組効果の見える化など市民意識の向上に向けた啓発 	●	

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8～11年度）	一 廃	産 廃
23	プラスチックごみ削減の推進	<p>○マイボトルの利用促進に向けた給水スポット事業など、ワンウェイプラスチック削減の取組を推進します。</p> <p>○ごみ組成調査を実施し、プラスチックごみの排出動向を調査するとともに、効果的な排出抑制及び分別に向けた対策を検討します。</p> <p>○ワンウェイプラスチック等の削減及び簡易包装製品を選択する機運の醸成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給水スポット事業の推進 ●排出動向等の調査実施 ●効果的な排出抑制対策及び分別に向けた検討 ●効果的な情報発信・広報の実施 	●	
24	重点 回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化	<p>○CEコマース事業者との連携強化のほか、製造・小売事業者による自主回収・拠点回収拠点（衣類・粗大・小物金属・プラ・リチウムイオン電池など）をマップ化し、市民を誘導します。</p> <p>○民間リユーススポットを促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●リユース事業者との連携手法の検討・実施 ●自主回収・拠点回収マップの作成、普及 ●民間リユーススポットの拡大（R10～11年度） 	●	
25	資源集団回収事業の充実	<p>○資源集団回収は、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加促進、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報発信など、活動の活性化と充実を図るとともに、普通ごみへの混入対策を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●回収頻度・回収場所の増加促進 ●新規団体の登録促進 ●各種広報媒体を活用した情報発信 ●デジタル化による資源集団回収奨励金・報償金申請手続きの負担軽減・効率化の推進 	●	



図 給水スポット
(事業No.23関係)



図 民間リユーススポット
(事業No.24関係)



図 イベント時の
フードドライブの様子



フードドライブで回収された食品例
(事業No.27関係)

事業 No.	具体的 事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一 廃	産 廃
26 食ロス	生ごみの減 量化・リサ イクルに係 る取組の推 進	<p>○生ごみリサイクルについての知識や経験の豊富な方を「生ごみリサイクルリーダー」として認定し、地域や小学校等に派遣したり、教材等を活用するなどして生ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発の充実を図るとともに、学習の場として生ごみの減量化やリサイクルについての講習会等を開催します。</p> <p>○生ごみリサイクルに取り組んでいる市民、事業者、農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催します。</p> <p>○生ごみ処理機等の購入助成や、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等を堆肥化し有効活用する市民団体の活動への助成を行います。</p> <p>○使いきり・食べきり・水きりのいわゆる「3きり」を中心とした取組について、食品ロスの削減や生ごみの減量化に向けた普及啓発の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみリサイクルリーダーの派遣による講習会等の開催 ●生ごみリサイクル関係者の交流会開催 ●市民団体の生ごみリサイクルの活動助成 ●生ごみ処理機等の購入助成 ●市HPや冊子等を活用した普及啓発 	●	
27 重点 食ロス	家庭系食品 ロス対策等 の推進	<p>○SNS・市HP等の各種広報媒体を活用し、家庭や事業者から出る食品ロスの削減に繋がる、市民への効果的な普及啓発を実施します。</p> <p>○家庭で不要となったまだ食べられる食品について、フードバンク団体等を通じて必要な世帯や施設等へ提供するフードドライブの取組の充実を図ります。</p> <p>○大規模ショッピングセンターなどの事業者と連携して、市民を対象とした普及啓発を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●SNS・市HP等の各種広報媒体を活用した効果的な普及啓発 ●フードドライブの充実 ●大規模商店などと連携した広報（イベント）の実施等 	●	
28	紙おむつの リサイクル	<p>○高齢化率は上昇を続け2050年には約3割に達する見込みであり家庭から排出される紙おむつ等の増加が見込まれるため家庭系紙おむつのリサイクルに向けた検討を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●紙おむつリサイクルに向けた情報収集 ●紙おむつリサイクルの研究会の設置 	●	

III-(2) 事業系ごみの減量化・資源化

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
29 食ロス	事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底	<p>○事業系ごみを一定量以上排出する多量・準多量排出事業者にきめ細かな指導を行うことにより、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を図ります。</p> <p>○事業系ごみの資源化手法等に係る広報を実施し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を一層推進します。</p>	<p>●多量・準多量排出事業者に対する減量化・資源化に係る指導・助言の実施</p> <p>●事業系ごみの資源化手法等に係る情報発信</p>	●	
30	事業系資源物のリサイクルの推進	<p>○紙類、剪定枝等の資源化を推進するため、事業系ごみを資源物のリサイクルルートへ誘導します。</p> <p>○処理センターに搬入される廃棄物の内容審査を強化するとともに、紙類の資源化手法や市内の再生業者の紹介を行うなど、事業者へのフォローアップを行います。</p> <p>○剪定枝等のバイオマスとして注目される資源について、利用促進に向けた普及啓発を行います。</p>	<p>●事業系ごみの資源化に向けた普及啓発</p> <p>●処理センターに搬入される廃棄物の内容審査の強化</p> <p>●資源化に向けた事業者へのフォローアップ</p> <p>●剪定枝等のバイオマス資源の利用促進に向けた普及啓発</p>	●	●



図 多量排出事業者を対象とした事業系一般廃棄物減量化・資源化説明会 (事業No.29関係)



図 木くずリサイクルのチラシ (事業No.30関係)

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
31 重点 食ロス	事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進	<p>○小売事業者等から出る食品廃棄物の食品リサイクルルートへの誘導を図ります。また、小売事業者や飲食店等に対し、食品ロス削減協力店への加入を促すとともに、連携した取組を実施します。</p> <p>○売れ残った食品等の活用促進に向けて、フードシェアリングなどを活用することにより、事業者の支援を行います。</p> <p>○学校給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、食品廃棄物のリサイクルの取組を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食品廃棄物のリサイクルに向けた取組の推進 ●事業者向け生ごみ処理機等の普及啓発 ●食品ロス削減協力店の新規事業者の登録促進及び協力店と連携した取組の実施 ●フードシェアリング等による食品の活用促進に向けた事業者支援 ●給食残さの飼料化拡充に向けた取組の実施 	●	
32	紙おむつのリサイクルの検討	○事業系で排出される紙おむつについて、リサイクルに向けた回収ルートの検討や、回収後のリサイクル手法について、大都市事例等の調査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●紙おむつリサイクルに向けた情報収集 ●紙おむつの回収ルート及びリサイクル手法の検討 		●



図 食品ロス削減協力店制度等
（事業No.31関係）



図 食品ロス削減協力店の取組例
（事業No.31関係）

Ⅲ－(3) 産業廃棄物の減量化・資源化

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8～11年度）	一 廃	産 廃
33	排出事業者の自主的な取組の促進	○排出事業者が主体的に作成する廃棄物自主管理計画や実施状況について指導・助言や情報提供を実施します。 ○排出事業者による減量化・再資源化の促進に向けた情報提供の場として説明会等を実施するほか、立入検査等の機会も活用します。	●廃棄物自主管理事業の推進と事業者へのフィードバック ●自主管理事業説明会などを活用した優れた取組事例等の紹介 ●排出事業者に対する立入検査等の機会を活用した指導・助言や情報提供の実施		●
34	収集運搬事業者と処分事業者の自主的な取組の促進	○収集運搬事業者及び処分事業者が作成する事業計画に対し、産業廃棄物の減量及び資源化を促進するため、国の施策の動向をふまえた指導・助言や情報提供を実施します。	●処理事業者が作成する事業計画書における基本方針や基本取組についての確認、指導・助言 ●事業計画書に基づく立入検査や指導・助言の実施		●
35	上下水道再生資源の有効利用	○浄水場から発生する浄水発生土について、改良土等として適切に再利用します。また、下水処理場から発生する下水汚泥について、セメント原材料等として適切に再利用します。	●浄水発生土、下水汚泥の再利用推進		●

Ⅲ－(4) 市の率先したごみの減量化・資源化

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
36	市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進	<p>○市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3R+Renewableと適正処理の周知徹底を図ります。</p> <p>○市民や事業者の率先して、庁内の省エネやリサイクル、職員におけるマイバッグやマイボトルの持参など環境配慮の取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎等におけるごみ減量及び分別の周知徹底 ●市庁舎等における環境配慮行動の推進 	●	●
37	市役所が排出する廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進	<p>○ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、プラスチック等の代替品等、環境への負荷の少ない製品を選んで積極的に購入し利用、グリーン購入の拡大に向けた取組を、市役所が率先して推進します。</p> <p>○公共施設から排出される廃プラスチックや剪定枝、汚泥などの原則再資源化を進めます。</p> <p>○市内イベントにおける環境配慮の取組をまとめた「かわさきイベントエコ化ガイドライン」に基づく、イベントごみの減量化・資源化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境物品等の調達目標値等を設定したグリーン購入推進方針を年度ごとに策定 ●策定した推進方針に基づきグリーン購入を推進 ●グリーン購入調達実績の公表 ●川崎市プラスチックごみの削減に向けた庁内率先行動指針の周知徹底 ●庁内を対象にした排出事業者指導による排出抑制・分別の徹底 ●庁内で発生する廃棄物について、高度化法認定業者や広域認定業者への誘導を通じてマテリアルリサイクルなどの資源循環を重視した処理への転換促進 ●剪定枝の再資源化の検討 ●イベントエコ化ガイドラインに基づくイベントごみの減量化・資源化の実施 	●	●

IV-(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
38	災害発生時の分別方法等の周知	○災害発生時は、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定されるため、災害時の分別方法などについてわかりやすくまとめた冊子や各種広報媒体を活用し、平常時から市民等に周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な冊子や広報媒体の見直し検討 ●冊子や各種広報媒体を活用した分別方法等の周知 	●	
39 重点	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	<p>○災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、タイムラインを活用した実効性のある備えを平時から行うとともに、協定を締結している関係事業者などとの連携強化を図り、災害廃棄物等処理実施計画などの見直しを検討します。</p> <p>○国や県、他自治体と定期的に情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。</p> <p>○災害により発生する膨大な量の災害廃棄物の円滑な処理に向けて、仮保管場所の確保や災害訓練を進めます。</p> <p>○産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の処理について、産業資源循環協会等との連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じた計画等の見直し ●関係機関・団体等との調整 ●計画的な施設整備 ●公有地・民有地における仮保管場所の候補地の選定 ●図上訓練・仮保管場所設置訓練等による対応力の向上 ●関係団体等との災害初動対応等の意見交換の実施 ●発災時の関係団体等との連絡・処理体制の構築 	●	
40	有害廃棄物・処理困難物への取組	○処理の困難性から現在市では収集していない有害廃棄物・処理困難物について、回収ルートや広報手法等の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●回収ルート及び広報手法等の検討・実施 ●リチウムイオン電池の売却の検討 ●適正処理に向けた広報の実施 	●	

事業 No.	具体的 事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一 廃	産 廃
41	廃棄物処理 施設等の補 修・整備	○廃棄物関連施設の多くは竣工から20年が経過し、劣化が進行していることから、設備の故障に伴うごみ処理の計画外停止が生じないようにするため、安定稼動に向けて、計画的かつ適切な補修、整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●安定稼動に向けた施設整備の実施 ●王禅寺処理センター資源化処理施設延命化工事 ●王禅寺処理センター基幹的整備工事 ●浮島1期廃棄物埋立処分地基幹的整備工事 ●浮島2期廃棄物埋立処分場基幹的整備工事の検討 ●加瀬クリーンセンター延命化工事の検討等 ●南部リサイクルセンター延命化工事の検討等 	●	



図 災害廃棄物のパンフレット
(事業No.38関係)



図 能登半島地震災害廃棄物の焼却処理
(事業No.39関係)



図 粗大ごみ積込訓練
(事業No.39関係)

IV-(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一 廃	産 廃
42	安定的な処理体制の運営	○生活環境の保全及び公衆衛生を保ち、社会変容に応じて排出される廃棄物の変化にも対応しながら適正処理を行うとともに廃棄物を扱う職員の知識・技術力向上を図ります。 ○市民生活を支える重要なライフラインとして、安全・安心、効率的・効果的な処理体制に向けて適宜見直し、適正な維持管理・運営体制を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の適正処理及び施設の安定稼働 ●安全・安心かつ環境に配慮した施設運営に関する職員の知識・技術の向上と技能の継承の推進 ●長期的かつ安定的な施設稼働に向けた組織体制の構築及び改善 	●	
43	堤根処理センターの建替	○「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」に基づき、堤根処理センターの建替えに向けた準備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●解体工事、建設工事等の取組の推進（R8～17年度予定） ●生物の生育環境の整備 	●	
44	資源化処理施設等の整備	○「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」等に基づき、施設整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな資源化処理施設の基本計画策定（R8年度） ●浮島処理センターの基本計画の作成に向けた検討 ●新入江崎クリーンセンターの完成(R9年度) 	●	



図 中央制御室
(事業No.42関係)



図 浮島処理センター
(事業No.42関係)

IV-(3) 効果的・効率的な処理体制の構築

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
45	計画の点検・評価等	○施策の効果や処理コストの分析による点検・評価等を行いながら、次期行動計画の取組検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●第1期行動計画のフォローアップ等 ●次期行動計画の取組検討 	●	
46	効果的な経済手法の研究	○効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、事業者や市民に対して効果的な経済的手法について、社会経済状況や他都市の状況に注視しながら、調査・研究を進めます。 ○ごみ処理手数料等について、適宜、適正かどうかの検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的手法の調査・研究の実施 ●手数料見直しの検討 	●	
47	民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	○廃棄物処理事業における公共と民間の役割分担を整理しながら、本市のごみ処理業務のあり方について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●資源化処理等の民間活力導入の検討 ●民間活用による動物死体の処理委託の実施 	●	
48	内容審査による不適物の搬入抑制	○3処理センター体制における、焼却処理施設の安定的な稼働の確保に向け、処理センターへの産業廃棄物等の不適物の搬入抑制を行うため、内容審査を充実し、監視・指導を強化します。	●3処理センターにおける内容審査の充実・指導強化における不適物の搬入抑制の実施	●	

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一 廃	産 廃
49	リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し	○事業系焼却ごみの中に含まれる紙類の割合は減少傾向にありますが、依然として全体の4割を占めているため、リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けて取組むことで資源化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者に向けた事業系紙類のリサイクル方法等の普及広報の実施 ●本市資源化処理施設における事業系紙類の一部受入の検討 ●リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組（R10~11年度） 	●	
50	一般廃棄物収集運搬業許可の適正な運用	○現状の許可業者により適正処理が確保されているため、一定の猶予期間ののち、再生利用を目的とするものを取扱う場合等を除き、当面の期間、新規許可を停止し、適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市の処理施設の搬入状況や毎年の実績報告書等にて適正処理の確保を実施 ●一般廃棄物収集運搬業の新たな許可の原則停止 	●	



図 内容審査
(事業No.48関係)

IV-(4) 環境に配慮した処理体制の構築

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
51	ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理	<p>○浮島埋立処分場において、適切かつ安全・安心の管理を行うため、放射線量等のモニタリングを継続して行っています。</p> <p>○廃棄物埋立処分場の適正な維持管理に向けて、老朽化状況を踏まえた施設整備や埋立手法等を検討します。</p> <p>○灰の資源化や焼却灰中の金属除去等の延命化について、調査・研究します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリングの実施 ●廃棄物埋立方針の策定（R9年度） ●内容審査の実施や資源化の推進による埋立処分場の延命化に向けた調査・研究 	●	



図 浮島廃棄物埋立処分場
（事業No.51関係）

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
52 重点	収集・処理体制の脱炭素化の推進	<p>○廃棄物鉄道輸送や中継輸送施設を活用しながら環境負荷低減に向けて取組むとともに、ごみ収集車等の廃棄物関係車両についてもEV車の導入を軸に検討を行います。</p> <p>○ごみ収集業務へのデジタル活用による効率化に加え、災害時の活用、車両事故防止、地域連携等の視点を含め、デジタル化の検討を行います。</p> <p>○廃棄物焼却における2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、ごみ焼却に伴い発生するCO₂を回収、利用・貯留を行うなど、温室効果ガス削減の取組を推進します。</p> <p>○脱炭素化に向けて、資源循環を推進するために再商品化事業者と連携した取組を検討します。</p> <p>○市民サービスの向上を図るとともに技術者不足等の社会的課題に対応するため、効果的な人材育成や処理体制に向けたデジタル技術の導入等を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物鉄道輸送やごみ中継輸送施設の活用の継続 ●EVごみ収集車や次世代バイオ燃料の実証実験を通じて、課題の抽出、導入計画の策定（R8年度） ●委託事業者の廃棄物関係車両の脱炭素化推進 ●ごみ収集事業のデジタル化に向けた実証、検証及び導入に向けた検討 ●浮島処理センターから排出するCO₂の回収、利用等に係る実証試験を実施（R8～11年度） ●再商品化事業者と連携した取組の推進 ●廃棄物処理施設へのデジタル技術導入の検討 	●	●



図 EVごみ収集車（事業No.52関係）

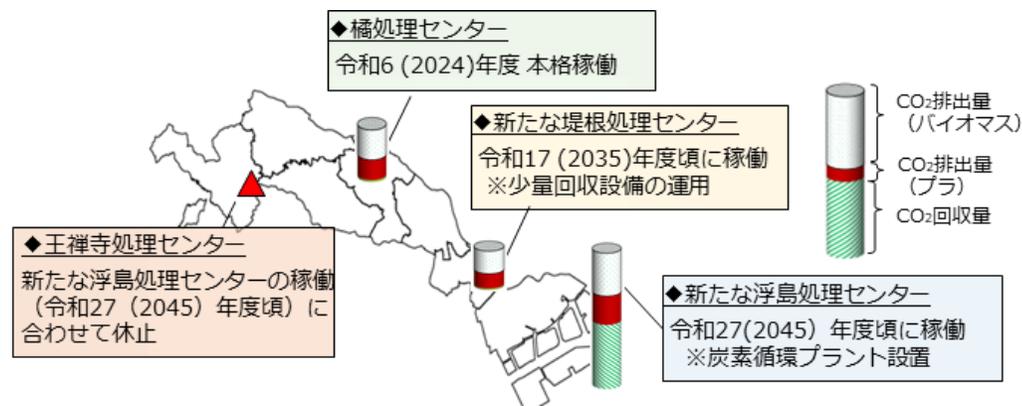


図 2050年CN型廃棄物処理体制のイメージ（事業No.52関係）

V-(1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）	一廃	産廃
53	安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保	<p>○市民生活を支える家庭系の資源物・廃棄物の収集運搬を安定的かつ効率的に実施します。</p> <p>○社会状況等の変化を踏まえた効率的な家庭系の資源物・廃棄物の収集運搬体制について検討を行います。</p>	<p>●家庭系の資源物・廃棄物の安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保</p> <p>●社会状況等の変化を踏まえた家庭系の資源物とごみの収集運搬体制の検討</p>	●	
54	市民ニーズに対応したごみ収集	<p>○狭あい地域など収集が困難な集積所について、各地域の特性を踏まえながら、効果的な収集を行います。</p> <p>○さらなる市民ニーズに対応したごみ収集手法について検討を行います。</p>	<p>●狭あい地域等における効果的な収集運搬の実施</p> <p>●市民ニーズに対応したごみ収集手法の検討</p>	●	
55 重点	ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化	<p>○自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者・障害者の方々に対し実施している「ふれあい収集」について、社会状況の変化と各地域の特性を踏まえながら、取組の充実・強化を図ります。</p> <p>○「徘徊高齢者等SOSネットワーク」への参画など、区役所や地域と連携した取組を推進します。</p> <p>○超高齢社会の到来など、市民ニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時多量ごみ」について、社会状況等の変化を踏まえた適正な対応を図ります。</p>	<p>●社会状況の変化を見据えたふれあい収集への対応</p> <p>●区役所や地域等と連携した広報等の取組の推進</p> <p>●地域と連携した取組を推進するため、ごみ収集事業のデジタル化等との連携の検討</p> <p>●一時多量ごみ制度の充実</p>	●	

V-(2) 不適正排出対策等の取組

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
56	不適正排出指導等の徹底	○不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底、及び受益者負担に係る公平性の確保を図ります。 ○無許可の廃棄物回収業者の対策について検討します。	●不適正排出事業者に対する立入調査・指導の実施 ●無許可の廃棄物回収業者に対する対策の検討	●	●
57	資源物の持ち去り対策の強化	○資源物等の持ち去りについて、パトロール強化等の対策を実施します。 ○庁内外の関係機関との協力連携を推進します。	●集積所への持ち去り禁止行為の掲示 ●強化パトロールの実施 ●悪質な持ち去り行為者への指導	●	

V-(3) 生活排水の適正な処理

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一廃	産廃
58	生活排水の適正処理	○清潔で快適な市民生活の確保のため、汲み取りトイレにおけるし尿の適正な収集を実施します。 ○公共用水域の水質の保全の観点から、浄化槽の清掃及び汚泥の適正処理を行うとともに、合併浄化槽の設置を推進します。	●汲み取りトイレにおけるし尿の適正処理の実施 ●浄化槽の清掃及び汚泥の適正処理の実施 ●合併浄化槽の設置を推進	●	
59	災害時の生活排水の適正処理	○避難所等における災害用トイレ等のし尿収集運搬が衛生的かつ迅速に行えるよう収集体制を整備します。 ○平常時から国や周辺自治体と情報交換を行うなど、広域的な連携に取り組んでいきます。	●関係局等と連携した対応の取組 ●災害用トイレの備蓄及び組立訓練 ●災害時の情報交換等の広域的な連携	●	

V-(4) 産業廃棄物の適正処理の促進

事業 No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一 廃	産 廃
60	災害・緊急時の廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保	○災害時等においても廃棄物の処理が停滞することのないよう、川崎市災害廃棄物等処理計画を踏まえ、迅速かつ円滑な処理に向けた体制の整備や処理業者との連携の強化、処理業者の事業活動継続に向けた対策の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●処理業者の事業計画書における業務継続計画や災害廃棄物処理に関する計画の確認と個別協議の実施 ●関係団体等との災害初動対応等の意見交換の実施 	●	
61	排出事業者指導等による適正処理・リサイクルの推進	<p>○廃掃法や建設リサイクル法など各種リサイクル法等に基づき、市内のあらゆる業種の事業者に対し、立入検査などを通じて廃棄物の排出抑制や有害な廃棄物の適正処理に関する指導・助言を行います。</p> <p>○一般廃棄物の中にプラスチック等の産業廃棄物が混入されることが無いよう指導します。</p> <p>○電子マニフェストや廃棄物処理事業者に関する情報を提供するなど、様々な事業者支援を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●廃掃法に基づく事業者指導 ●市内処理事業者等の情報提供の実施 ●建設リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法の推進 ●有害廃棄物(感染性、PCB、有害使用済機器、アスベスト、水銀含有等)の適正処理の推進 ●電子マニフェストの普及促進 ●内容審査に対応したプラ等混入防止に向けた指導 ●パトロール、監視カメラによる不法投棄対策 ●太陽光パネルのリサイクル誘導に向けた取組の推進 		●

用語解説

あ行

エシカル（消費）

人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や行動のことで、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと

エネルギーセンター

電気や蒸気・温水が得られる廃棄物焼却処理施設の特性を踏まえ、地域の自立・分散型のエネルギー供給拠点とすること

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらを温室効果ガスという

温室効果ガス排出量実質ゼロ

二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。カーボンニュートラルやネット・ゼロと同義で使われている

か行

カーボンニュートラル（CN）

二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。温室効果ガス排出量実質ゼロやネット・ゼロと同義で使われている

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている

さ行

サーキュラーエコノミー（CE、循環経済）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動

自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿（糞および尿）及び、生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因

食品廃棄物（生ごみ）

本来、食べられる状態である食品ロスに食べられない状態の調理くず等を加えたもの

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿や水洗便所からの排水以外のもの（台所や洗濯・風呂などの排水）

た行

脱炭素社会

パリ協定に規定された「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」という1.5°C目標を目指し、世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにした社会

炭素循環プラント

炭素循環とは、ごみの焼却にともなって排出される二酸化炭素（CO₂）を資源として再利用し、循環させるという考え方

炭素循環プラントは、排ガス中のCO₂の有効利用や貯留を目的に分離・回収等する設備

デジタルトランスフォーメーション(DX)

データとデジタル技術を活用して、サービス向上と業務改革を図ること

ディスポーザー排水処理システム

ディスポーザーで粉砕した生ごみを含んだ排水を排水処理装置で処理してから下水道に流すシステム

な行

ネット・ゼロ

二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。温室効果ガス排出量実質ゼロやカーボンニュートラルと同義で使われている

ネイチャーポジティブ(自然再興)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

は行

プラスチック資源の一括回収

プラスチックごみの焼却を減らすことを目的に、令和6年4月から川崎区において、これまで普通ごみとして収集・焼却していたプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と一緒に「プラスチック資源」として収集してリサイクルする取組を実施、令和7年4月から幸区・中原区へ実施拡大、令和8年4月から全区で一括回収を実施

ま行

ミックスペーパー

本市での分類名で、「汚れた紙・臭いの強い紙」と「資源集団回収の対象物である新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック等」以外のすべての紙類のこと

他都市と比べると、収集種類の範囲が広く、窓付き封筒やホッチキスでとめた書類もそのまま出せる

メタネーション

水素とCO₂からメタンを合成する技術

C

CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)

二酸化炭素の回収・有効利用・貯留を指し、焼却施設等からの排ガス中の二酸化炭素を分離・回収し、有効利用、又は地下へ貯留する技術のこと

CEコマース

製品の長期的・効率的利用につながるリース、リペア、リース、シェアリングエコミーなどのビジネスモデル

E

e-fuel

二酸化炭素 (CO₂) と水素 (H₂) を原材料として製造するカーボンニュートラルな石油代替燃料のこと

P

PDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクル

事業等の活動の管理を円滑に進める手法の一つで、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことにより継続的な改善を実現するもの

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市